

平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
「市民参加による生活支援サービスの創出・推進に向けた、協議体形成に
資する中間支援組織の活用に関する調査研究事業」

報 告 書

平成28年3月

認定特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会

はじめに

介護保険制度の改正に伴い、生活支援コーディネーターおよび協議体の設置が位置づけられ、市町村では実施頻度が高く一定の知識やスキルを必要とする生活支援サービスの創出が重要な課題とされている。

市民福祉団体全国協議会（以下、市民協）は、市民参加による生活支援サービスの推進に向けて、全国移動サービスネットワーク（以下、全国移動ネット）、全国老人給食協力会（以下、全老協）他の中間支援組織と連携しながら、生活支援サービスを提供している活動団体間の情報の共有化とそれら活動団体の実践を通じて把握されるサービスのニーズや課題にもとづく政策提言活動に取り組んできた。

この度の調査研究では、「協議体」を通じた地域ニーズの把握、必要なサービスの決定、担い手となるボランティアらの募集・人材育成、継続のための事業化・団体設立といった一連の機能に対し、中間支援組織が広域的に連携しバックアップをすることで、市民参加による生活支援サービスの創出に寄与できるのではないかという視点のもとに、中間支援の現況と役割、市区町村における生活支援体制整備の現状と課題を把握するために都道府県や自治体、また中間支援団体に対するアンケートとヒアリング調査を実施した。

さらに、これら各種調査からの成果にもとづき、市民参加による生活支援サービスの創出・推進を目的に神奈川県、愛知県、東京都にて自治体、地域包括支援センター等の関係機関や市民団体のリーダーを主な対象とした研修を開催した。

これら一連の調査と研修会を通じて、各市町村において生活体制整備事業や介護予防・総合事業を推進するうえでのポイントが明らかになった。生活体制整備事業の実施の課題についてアンケート調査を行ったところ、1)生活支援サービスを担う中心的な人材の育成、2)生活支援サービスを担うボランティアの育成、3)生活支援体制整備事業の全体的な進め方、4)生活支援サービスを担うボランティアの募集、5)NPOなど生活支援サービス実施団体の育成が課題であるとの意向が寄せられた。次いで総合事業への移行についての課題について調査したところ、1)総合事業を所管する部署の人員体制、2)総合事業の全体像の企画・設計、3)訪問型Bを実施する団体・組織の把握・選定、4)通所型Bを実施する団体・組織の把握・選定、5)総合事業の単価や委託費用の決定などが寄せられた。中間支援組織に対してアンケート調査を行った結果、「協議体」の設立・運営について提供できる支援として、協議体に参加または参加予定、あるいは意向があるとの意向を合わせると約半数の団体が協力の意向を示した。また、自治体が苦手な分野であるNPOやボランティアの把握、生活支援サービスを担うボランティアの募集・育成分野への支援の意向があることが分かった。自治体は、市民参加による生活支援サービスの創出・推進に向けて、生活支援サービス推進に不可欠な社会的資本「人・もの・情報」への多面的な支援を担う中間支援組織が蓄積してきたスキルやノウハウを評価して、継続的に協議体形成支援に生かすしくみが望まれる。

本報告書を自治体や関係機関の担当者が活用することで、各地で市民参加による生活支援サービスが広がる際の一助になればと願う。

平成 28 年 3 月

市民参加による生活支援サービスの創出・推進に向けた、協議体形成に資する中間支援
組織の活用に関する調査研究事業・調査研究委員会 委員長 高木郁朗

目 次

はじめに	1
目次	3
第1章 本調査研究事業の概略	5
1 本事業の背景と目的.....	5
2 本事業の概要.....	5
第2章 住民参加による生活支援サービスの創出・推進に関するアンケート調査	
A 都道府県調査.....	8
1 調査方法と回収状況.....	8
2 調査項目	8
3 調査の結果	8
【グラフ集計および解説】	9
1 生活支援サービスに関する人材育成について.....	9
2 市町村支援の状況.....	17
B 自治体調査	22
1 調査方法と回収状況.....	22
2 調査内容	22
3 調査の結果	22
【グラフ集計および解説】	23
1 第1層（市町村域）の協議体と生活支援コーディネーターについて	23
2 第2層（日常生活圏域）の協議体と生活支援コーディネーターについて.....	33
3 生活支援体制整備事業の運営や参加について.....	41
4 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について	60
5 住民参加による「通いの場」について.....	64
4 まとめ	67
第3章 住民参加による生活支援サービスの創出・推進に関する調査(中間支援組織版)の集計と 考察	70
I. 調査の概要.....	70
1 調査方法と回収状況.....	70
2 調査項目	70
II. 調査の集計結果と考察	70
1 支援対象団体について.....	70
2 中間支援の内容.....	73

3 垂直的ネットワークと水平的ネットワークの状況	83
4 「協議体」「生活支援コーディネーター」との関わりについて	85
5 まとめ	88

第4章 生活支援体制整備事業と総合事業に関する関係機関への聞き取り調査

1 調査の概要	89
2 調査から得た中間支援機能の活用意義	89
表4-1 訪問調査先一覧	91
表4-2 訪問調査結果整理表(市町村)	94
表4-3 訪問調査結果整理表(知多北部広域連合)	97

第5章 「市民参加による生活支援サービスの創出・推進にむけた協議体形成支援セミナー」

1 研修会の概要	99
(1) 目的	99
(2) 対象者	99
(3) プログラムの構成	101
2 実施後アンケートから	103
3 まとめ	111

第6章 まとめと提言

【資料集】

1. 平成27年度老健事業 委員名簿	116
2. 平成27年度事業実施年間スケジュール表	117
3. 調査研究委員会・作業委員会開催状況	118
4. 住民参加団体における生活支援サービスの創出・推進に関する調査票(都道府県版)	121
5. 市民参加団体における生活支援サービスの創出・推進に関する調査票(自治体版)	125
6. 市民参加団体における生活支援サービスの創出・推進に関する調査票(中間支援組織版)	131
7. 市民参加団体における生活支援サービスの創出・推進に向けた協議体形成セミナーチラシ (神奈川会場、愛知会場、東京会場)	139
8. 市民参加団体における生活支援サービスの創出・推進に向けた協議体形成セミナーテキスト (神奈川会場編)	142
9. 市民参加団体における生活支援サービスの創出・推進に向けた協議体形成セミナーテキスト (愛知会場編)	185
10. 市民参加団体における生活支援サービスの創出・推進に向けた協議体形成セミナーテキスト (東京会場編)	230
11. 研修会テキスト別冊「コーディネーターの視点で行う地域アセスメントとサービス開発」	268
12. 研修会テキスト別冊「協議体における事例を用いた地域アセスメントの実際」	272
13. 研修会テキスト別冊「アセスメントワークシート」	281

1章 本調査研究事業の概略

1 本事業の背景と目的

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険制度の改正に伴い、生活支援コーディネーターおよび協議体の設置が位置づけられ、市町村では実施頻度が高く一定の知識やスキルを必要とする生活支援サービスの創出が大きな課題である。生活支援コーディネーターは、きめ細かな地域ニーズに対応できるだけでなく、中間支援組織や「協議体」との広域的な連携により、必要なサービスの決定、担い手となるボランティアらの募集・人材育成、継続的な事業化・団体設立といった一連の機能に対し、市民参加による生活支援サービスの供給システムを各地域で構築することが求められている。

介護保険制度改正の施行開始年である本年度は、市町村が地域支援事業の移行に向けた体制整備へ本格的に動き出す時期である。厚生労働省ガイドラインでは、移行への第一歩として協議体形成の立ち上げを例示しているが、市町村の多くは福祉と市民参加をまたぐサービス開発のスキームを持ち合わせていないのが現状である。

そこで、本調査事業では中間支援機能に着目し、協議体における地域資源の開発、サービス創出にいかにか寄与できるかを明らかにすることが重要だと考える。そのために、①中間支援の現況と役割、市区町村における生活支援体制整備の課題について多面的な調査で明らかにする、②訪問調査を通じて、福祉と市民活動の推進を支援する中間支援組織の好事例の収集および分析を行う、③その成果を生かし、中間支援組織および中間支援組織と連携しうる市民団体や市町村、地域包括支援センター等を対象とした研修を実施し、協議体の形成・運営に資する中間支援モデルを提示する。以て市民参加による生活支援サービスの創出・開発の促進に対する、中間支援機能の発展的な活用をねらいとする。

福祉分野および市民活動分野の中間支援組織が専門的スキルを生かしながら、協議体を支援する先駆的なモデルを示すことで、新しい地域支援事業への円滑な移行と切れ目のない支援を提供できる。このことは、新しい地域支援事業の根幹となる「協議体」と「生活支援コーディネーター」の有機的な協働に大きく貢献するものである。また、本調査事業における研修プログラムでは、より多様な主体が協議体に関われるよう自治体に働きかけることで、地域のニーズをくまなく把握し、地域資源を有効活用する上での協働促進が図られることを目標とした。さらに協議体形成に資する中間支援組織の好事例の収集と伝播により、生活支援サービスの促進に寄与する中間支援機能モデルの普及啓発を目的として事業を実施した。

2 本事業の概要

① 調査研究委員会および作業委員会の設置・開催

研究事業全体の方針、調査の企画・方針および報告書の内容、研修のカリキュラムについて検討を行うため研究委員会を設置し、3回の会議を開催した。また、アンケート調査・聞き取り調査の実施・分析を中心として作業委員会を設置し、5回の会議を開催した。

委員会の構成および開催については、資料編に添付した。

② 住民参加による生活支援サービスの創出・推進に関するアンケート調査：都道府県・自治体版（第2章を参照）

47都道府県および1,916市町村に対し、生活支援体制整備事業、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況、第1層（市町村域）及び第2層（日常生活圏域）の協議体と生活支援コーディネーターの現況、住民参加による「通いの場」の設置状況等について、郵送でアンケート調査を実施した。その結果、34都道府県（有効回収率：72.3%）、594市町村（有効回収率31%）から有効な調査票を回収し、分析を行った。

③ 住民参加による生活支援サービスの創出・推進に関するアンケート調査：中間支援組織版（第3章を参照）

領域特定型中間支援組織（在宅福祉、食事サービス関係など）の他、訪問調査先都道府県（愛知県、神奈川県、東京都、茨城県、群馬県、大阪府、熊本県）に所在するボランティアセンターを中心とした合計1,011団体に対し、支援対象団体・内容、他団体や機関との関係について、「協議体」「生活支援コーディネーター」との関わりについて、郵送によるアンケート調査を実施した。その結果、合計で233団体から有効な調査票を回収し（有効回収率：23.0%）、分析を行った。

④ 生活支援整備事業と総合事業に関する中間支援組織および関係機関への聞き取り調査（第4章を参照）

神奈川県（県、横浜市、大和市、県社会福祉協議会、かながわ県民活動サポートセンター、大和市民活動センター）、愛知県（県、長久手市、知多北部広域連合）、東京都（多摩市、調布市）、茨城県（県、北茨城市）、群馬県（認定NPO法人じゃんけんぽん、玉村町）、大阪府（府、大阪市、大阪食事サービス連絡会）、熊本県（県、菊池市、NPO法人地域たすけあいの会、コミュニティかめば塾 まちの台所）を訪問し、県・市町村の関連部局、中間支援組織、中間支援組織の連携団体等を対象に、生活支援整備事業と総合事業における現況、課題に関して聞き取り調査を行い、結果を整理・分析した。

⑤ 研修会の開催（第5章を参照）

協議体の設置と住民参加型生活支援サービスの開発および自治体・中間支援団体による生活支援体制整備事業の動向をテーマとした研修会を企画、実施した。調査結果および委員会における議論をもとに研修カリキュラムおよびテキストを作成し、全国3カ所（神奈川県横浜市、愛知県日進市、東京都多摩市）で研修を開催し、成果の普及を図った。

神奈川会場における研修は、神奈川県および県社協の協力によって県の全域から各市町村の行政・関連団体等91名が参加した。愛知会場における研修は、日進市、長久手市の協力によって尾張東部の近隣市町の行政・関連団体等83名が参加した。東京会場における研修は、多摩市の協力によって稲城市との隣接2市による事例報告が実現し、行政・関連団体等98名が参加した。

⑥ まとめと提言（第6章を参照）

以上の成果を踏まえて、事業全体の成果をまとめるとともに、自治体や行政、中間支援組織等に対し、住民参加による生活支援サービスの創出・協議体形成に向けた協働の促進と、各機関が持つ特性や資源を生かした横断的な連携ネットワーク整備の必要性について提言を行った。

2章 住民参加による生活支援サービスの創出・推進

に関するアンケート調査

A 都道府県調査

1. 調査方法と回収状況

調査方法：全都道府県を対象として、郵送によるアンケート調査を実施した。

調査期間：平成27年10月～11月

<回収状況>

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 住民参加による生活支援サービスの創出・推進に関する調査	47件	34件	72.3%

2. 調査項目

調査項目
1. 生活支援サービスに関する人材育成について
2. 生活支援体制整備事業・介護予防・日常生活支援総合事業に関する市町村支援

3. 調査の結果

各項目について、集計を行った結果について述べる。

<注>

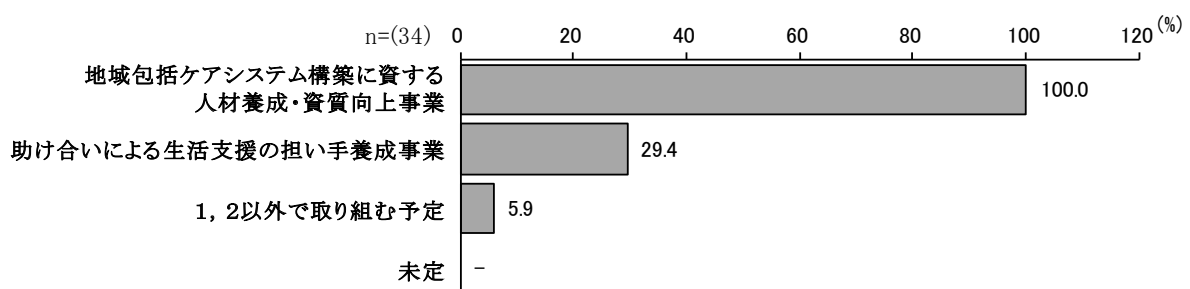
- ・グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合がある。

【グラフ集計および解説】

1. 生活支援サービスに関する人材育成について

(1) 介護人材の確保対策事業において、取り組む予定の事業

問1 「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材の確保対策事業において、取り組む予定の事業について、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)

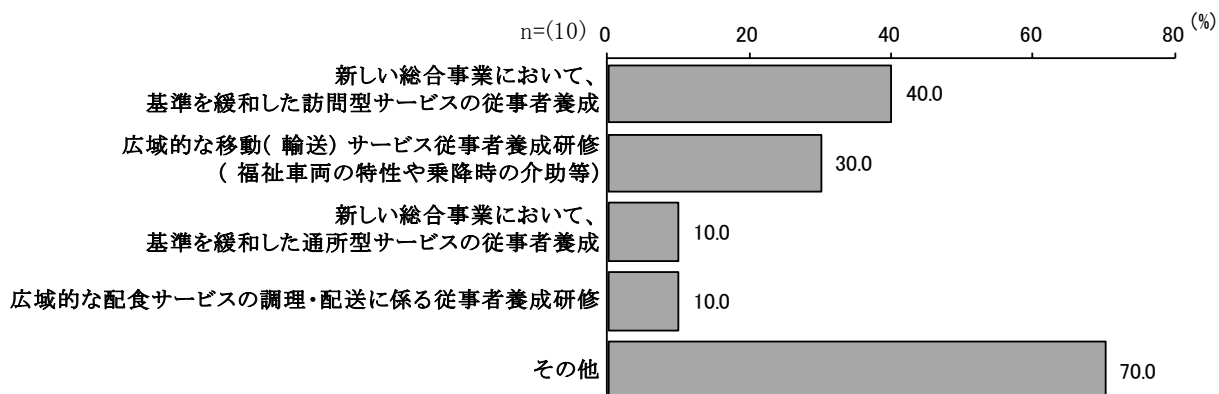


「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材の確保対策事業において取り組む予定の事業について、複数回答で問うたところ、「地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業」がもっとも多く100.0%、ついで「助け助け合いによる生活支援の担い手養成事業」が29.4%、「それ以外で取り組む予定」は5.9%であった。

(2) 助け合いによる生活支援の担い手養成事業の具体的な事業内容

【問1で「1 助け合いによる生活支援の担い手養成事業」に○をつけた方へ】

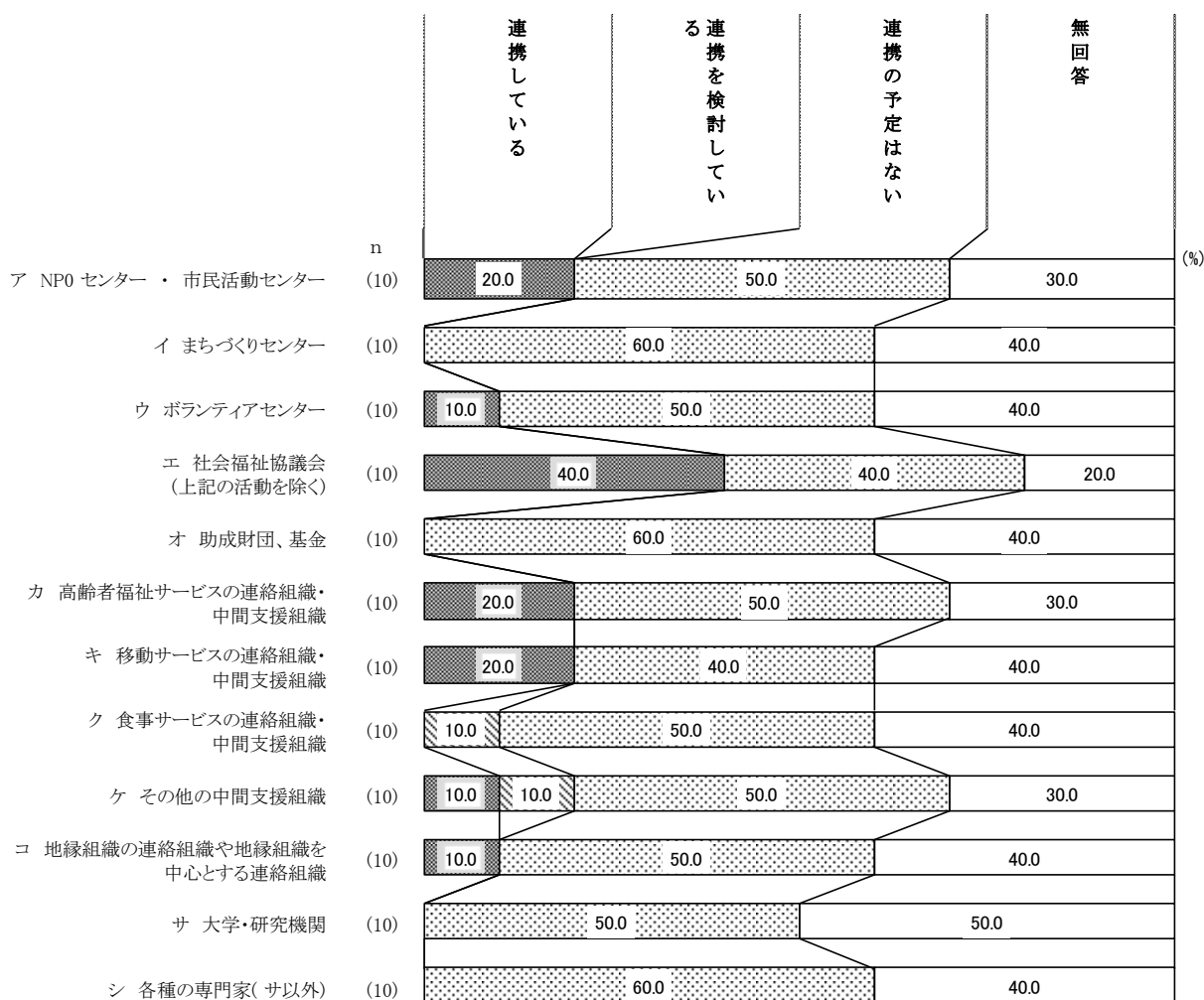
問2 具体的な事業内容として、次の中からあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
(複数回答可)



「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材の確保対策事業において取り組む予定の事業について、「助け合いによる生活支援の担い手養成事業」を予定している10都道府県(29.4%)に対し、その具体的な事業内容を複数回答で問うたところ、「その他」70.0%を除くと、「新しい総合事業において、基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成」が最も多く40.0%、ついで「広域的な移動(輸送)サービス従事者養成研修(福祉車両の特性や乗降時の介助等)」が30.0%、「新しい総合事業所において、基準を緩和した通所型サービスの従事者養成」および「広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修」がそれぞれ10.0%であった。

(3) 助け合いによる生活支援の担い手養成事業において、「連携している」または「連携することを検討している」団体や機関

問2・① 問2の事業についての検討や実施にあたって、連携している、または連携することを検討している団体や機関がありますか。各項目ごとにあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)



「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材の確保対策事業において取り組む予定の事業について、「助け合いによる生活支援の担い手養成事業」を予定している10都道府県(29.4%)に対し、助け合いによる生活支援の担い手養成事業において、「連携している」または「連携することを検討している」団体や機関を複数回答で問うたところ、「すでに連携している」団体・組織では「社会福祉協議会」が最も多く40.0%、ついで「NPOセンター・市民活動センター」「高齢者福祉サービスの連絡組織・中間支援組織」「移動サービスの連絡組織・中間支援組織」がいずれも20.0%、「ボランティアセンター」「その他の中間支援組織」「地縁組織の連絡組織や地縁組織を中心とする連絡組織」がいずれも10.0%であった。なお、「食事サービスの連絡組織・中間支援組織」「その他の中間支援組織」については、「連携を予定している」と回答した都道府県がそれぞれ10.0%あった。

また、いずれの団体・組織においても、「連携の予定はない」との回答が40.0～60.0%と多く、「まちづくりセンター」「助成財団・基金」「大学・研究機関」「その他の専門家」はいずれも「連携の予定はない」という回答以外は無回答であった。

(4) 助け合いによる生活支援の担い手養成事業において、「連携している」または「連携を検討している」施設や組織の名称

【ア～コで「連携している」または「連携を検討している」に○をつけた方へ】

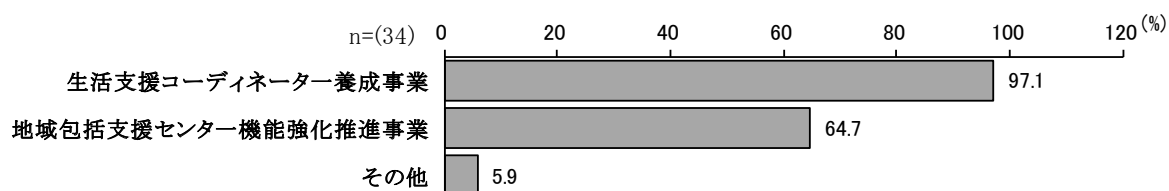
その施設や組織の名称を、下の回答欄に記入してください。

助け合いによる生活支援の担い手養成事業において、「連携している」または「連携を検討している」に該当した都道府県に、その施設や組織の名称を問うたところ、福祉移動サービスネットワーク、地域福祉研究センター、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、市町村ボランティアセンター、介護活動安定センター、県ホームヘルパー連絡協議会、県理学療法士会、住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会、県シルバー人材センター連絡会、現在市民活動を行っている団体、が挙げられた。

(5) 地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業の具体的な事業内容

【問1で「2 地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業」に○をつけた方へ】

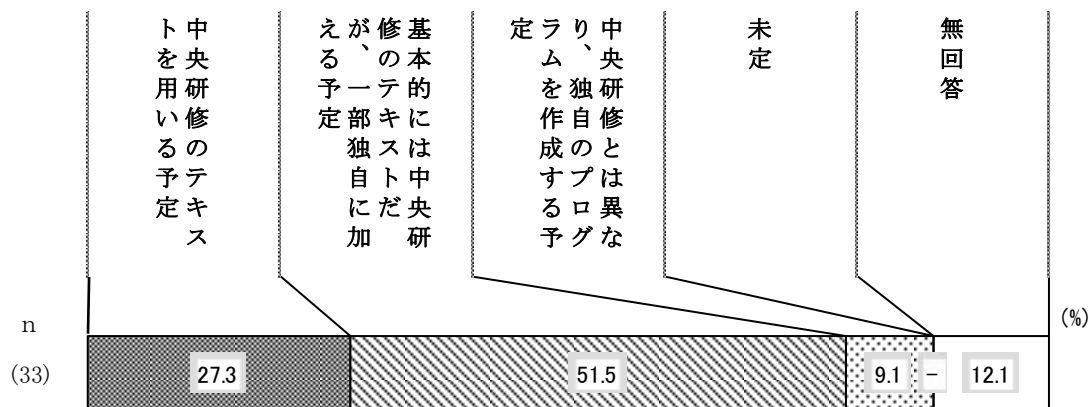
問3 具体的な事業内容として、次の中からあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
(複数回答可)



「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材の確保対策事業において取り組む予定の事業について、「地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業」を予定している34都道府県に対し、その具体的な事業内容を複数回答で問うたところ、「生活支援コーディネーター養成事業」が最も多く97.1%、ついで「地域包括支援センター機能強化推進事業」が64.7%、「その他」が5.9%であった。

(6) 生活支援コーディネーター養成事業の研修プログラム

【問3で「2 生活支援コーディネーター養成事業」に○をつけた方へ】
 研修のプログラムについて、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)



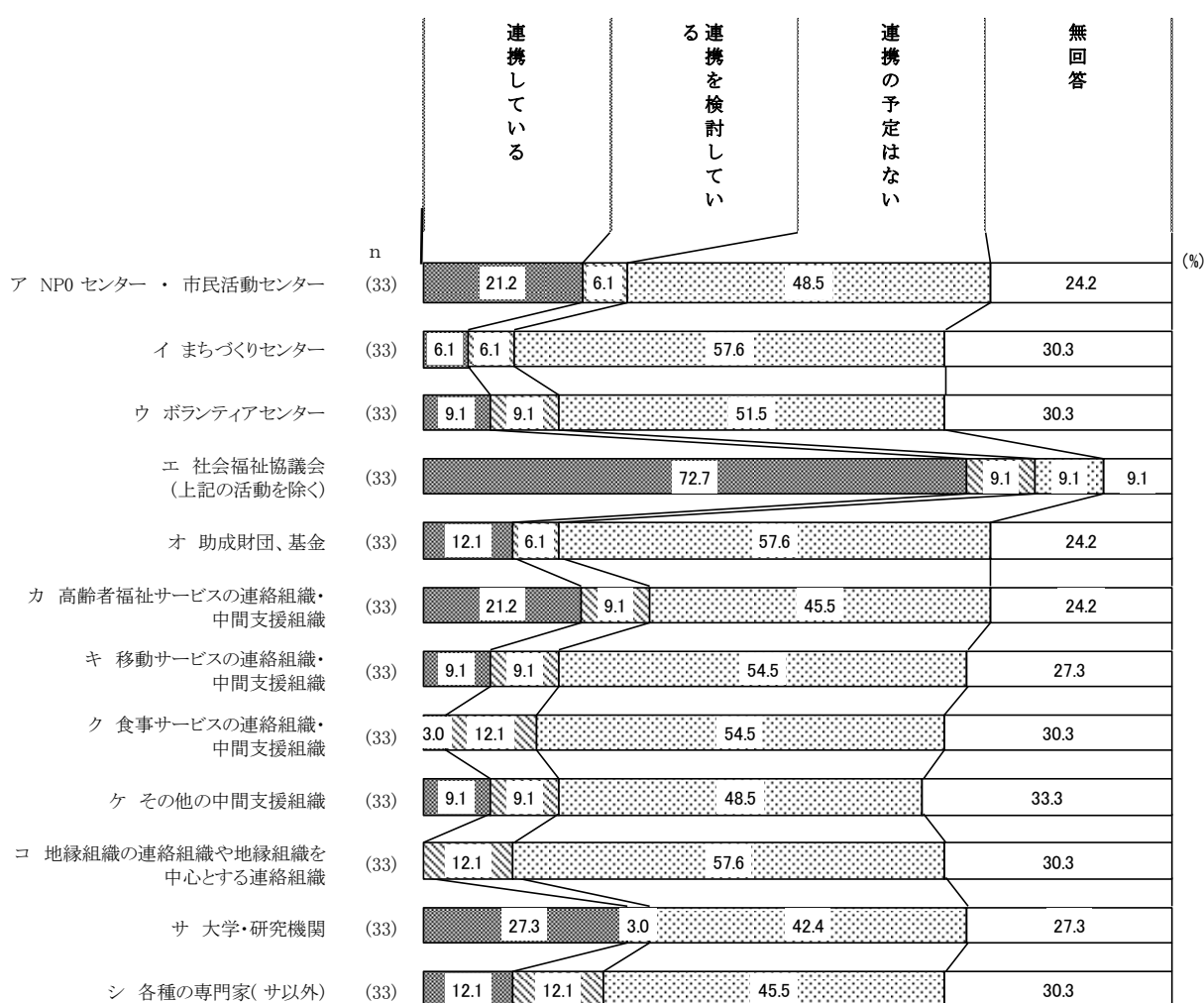
「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材の確保対策事業において取り組む予定の事業について、「地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業」を予定し、その事業内容として「生活支援コーディネーター養成事業」に該当すると回答した33都道府県に対し、その研修のプログラムについて単一回答で問うたところ、「基本的には中央研修のテキストだが、一部独自に加える予定」が最も多く51.5%、ついで「中央研修のテキストを用いる予定」が27.3%、「中央研修とは異なり、独自のプログラムを作成する予定」が9.1%であった。なお、「未定」は0.0%、「無回答」は12.1%であった。

一部独自と回答した都道府県にその内容について自由記述で回答を求めたところ、中央研修の内容に加えて、介護保険制度や総合事業、生活支援体制整備事業など関連する事業や制度についての説明を行っている都道府県が多くみられた。また、事例の紹介や演習においては、都道府県内の先駆的取り組み事例の紹介、すでに取り組んでいる団体に講師を依頼して、グループワークによって課題の共有等を行っていた。演習で用いる事例については、中央研修の事例ではなく講師の独自事例を用いているという場合もあった。

すべて独自と回答した都道府県にその内容について自由記述で回答を求めたところ、生活支援コーディネーターが実際の活動に参考になようなプログラムをめざしたとする都道府県があった。具体的には、地域において活動を実践している者を中央研修に推薦し、事業の基本理念は理解したうえで、それぞれの実践の中から生活支援コーディネーターの活動に有用な部分を伝える内容としていた。

(7) 地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業において、「連携している」または「連携することを検討している」団体や機関

上記の事業についての検討や実施にあたって、連携している、または連携することを検討している団体や機関がありますか。各項目ごとにあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
(複数回答可)



地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業において、「連携している」または「連携することを検討している」団体や機関について問うたところ、「すでに連携している」という回答は、「社会福祉協議会」が最も多く 72.7%、ついで「大学・研究機関」が 27.3%、「NPO センター・市民活動センター」および「高齢者福祉サービスの連絡組織・中間支援組織」がいずれも 21.2%であった。

「社会福祉協議会」を除いたすべての団体・機関について、「連携の予定はない」と回答した都道府県が 42.4~57.6%を占めた。また、「地縁組織の連絡組織や地縁組織を中心とする連絡組織」のみ「すでに連携している」と回答した都道府県は 0.0%であった。

(8) 地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・資質向上事業において、「連携している」または「連携することを検討している」施設や組織の名称

【上記のア～コで「連携している」または「連携を検討している」に○をつけた方へ】
その施設や組織の名称を、下の回答欄に記入してください。

地域包括ケアシステム構築に資する人材養成・施設向上事業において、「連携している」または「連携することを検討している」と回答した都道府県について、その施設や組織の名称を自由記入で求めた結果、以下のような回答があった。

<自由記入の内容：基本的には都道府県単位の組織>

社会福祉協議会（市町村社会福祉協議会を含む）

福祉関係財団

長寿社会進行財団

大学

移動・移動サービスの連絡団体

地域包括在宅介護支援センター協議会

高齢者小規模ケアネットワーク

在宅ケアネットワーク

社会福祉士会

生活支援コーディネーター中央研修受講者

ボランティア協会、

長寿社会開発センター、

みらい基金、

在宅介護支援センター協議会、

生活協同組合連合会、

農場協同組合中央会、

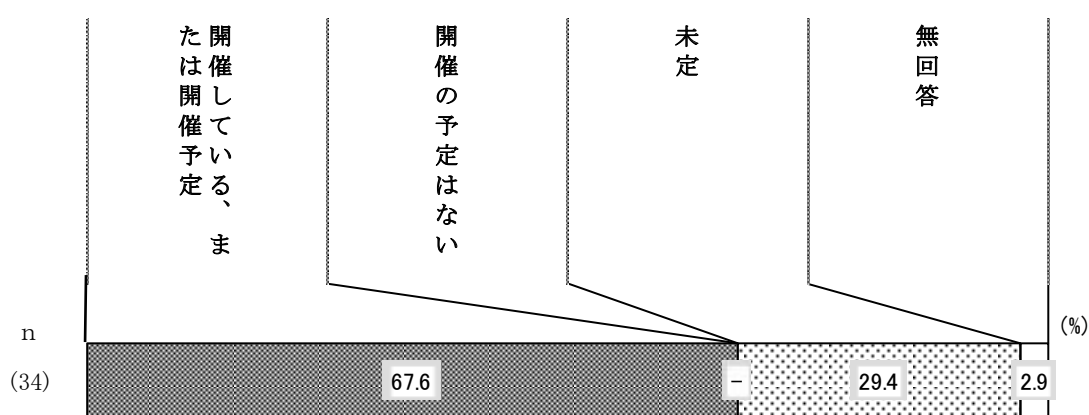
老人保健施設協議会、

住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会

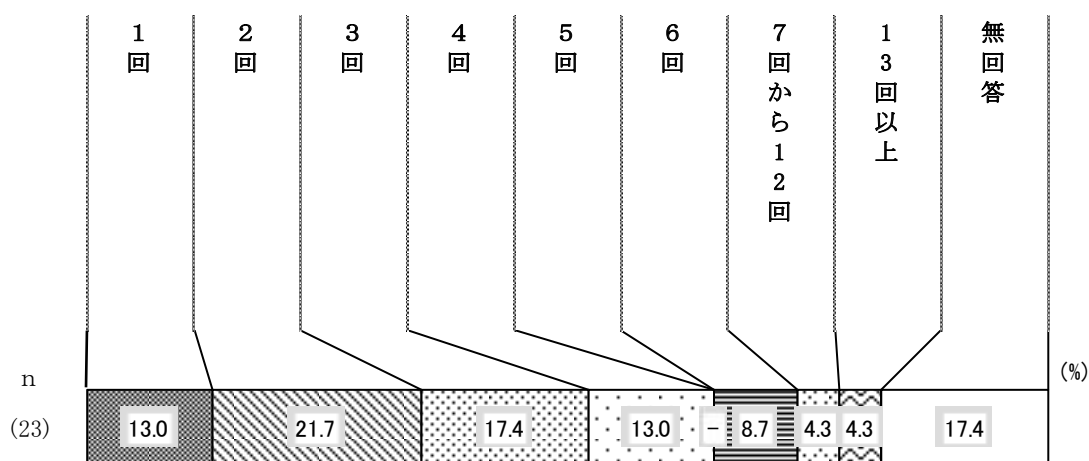
2 市町村支援の状況

(9) 市町村の現況把握や課題、ニーズを集約するための会議開催の予定

問4 介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業について、管下の市町村の現況把握や課題、ニーズを集約するための会議等を開く予定はありますか。あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)



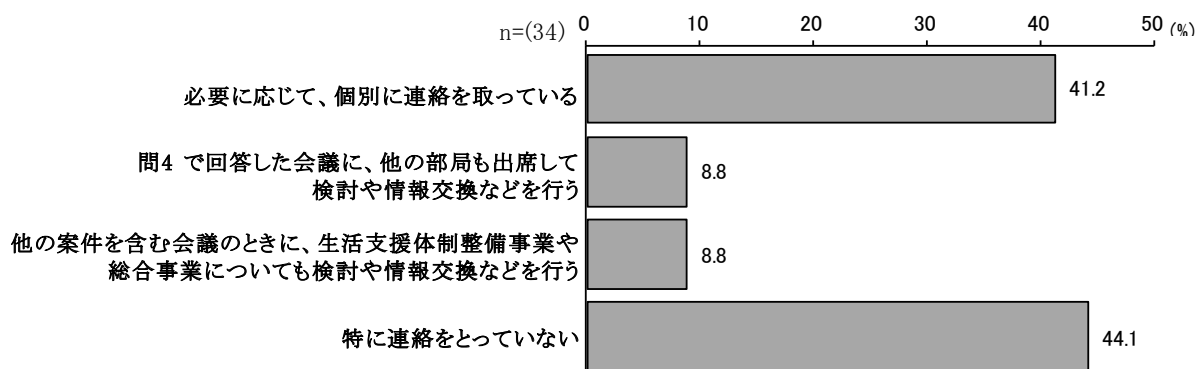
【会議の頻度】



介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業について、管下の市町村の現況把握や課題、ニーズを集約するための会議等を開く予定とこれまでの開催回数を問うたところ、「開催している、または開催予定」が最も多く67.6%、ついで「未定」が27.4%であった。「開催の予定はない」は0.0%であった。また、これまでの開催回数については、2回が最も多く21.7%、ついで3回が17.4%、「1回」および「4回」がいずれも13.9%であった。

(10) 庁内の高齢者福祉・介護保険担当部局以外の部局との検討・情報交換の有無

問5 生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業を進めるにあたり、庁内の高齢者福祉・介護保険担当部局以外の部局と検討や情報交換などを行っていますか。あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)



生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業を進めるにあたり、庁内の高齢者福祉・介護保険担当部局以外の部局と検討や情報交換の有無を複数回答で問うたところ、「特に連絡をとっていない」が最も多く44.1%、ついで「必要に応じて、個別に連絡を取っている」が41.2%、「問4で回答した会議（管下の市町村の現況把握や課題、ニーズを集約するための会議等）に、他の部局も出席して検討や情報交換などを行う」および「他の案件も含む会議のときに、生活支援体制整備事業や総合事業についても検討や情報交換などを行う」がいずれも8.8%であった。

(11) 生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業について、検討・情報交換を行っている部局

【問5で1、2、3に○をつけた方へ】

問5・① 生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業について、一緒に検討したり情報交換を行ったりしている部局を、下の回答欄に記入してください。

生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業について、一緒に検討・情報交換を行っている部局について自由記述を求めたところ、以下のような回答が多かった。

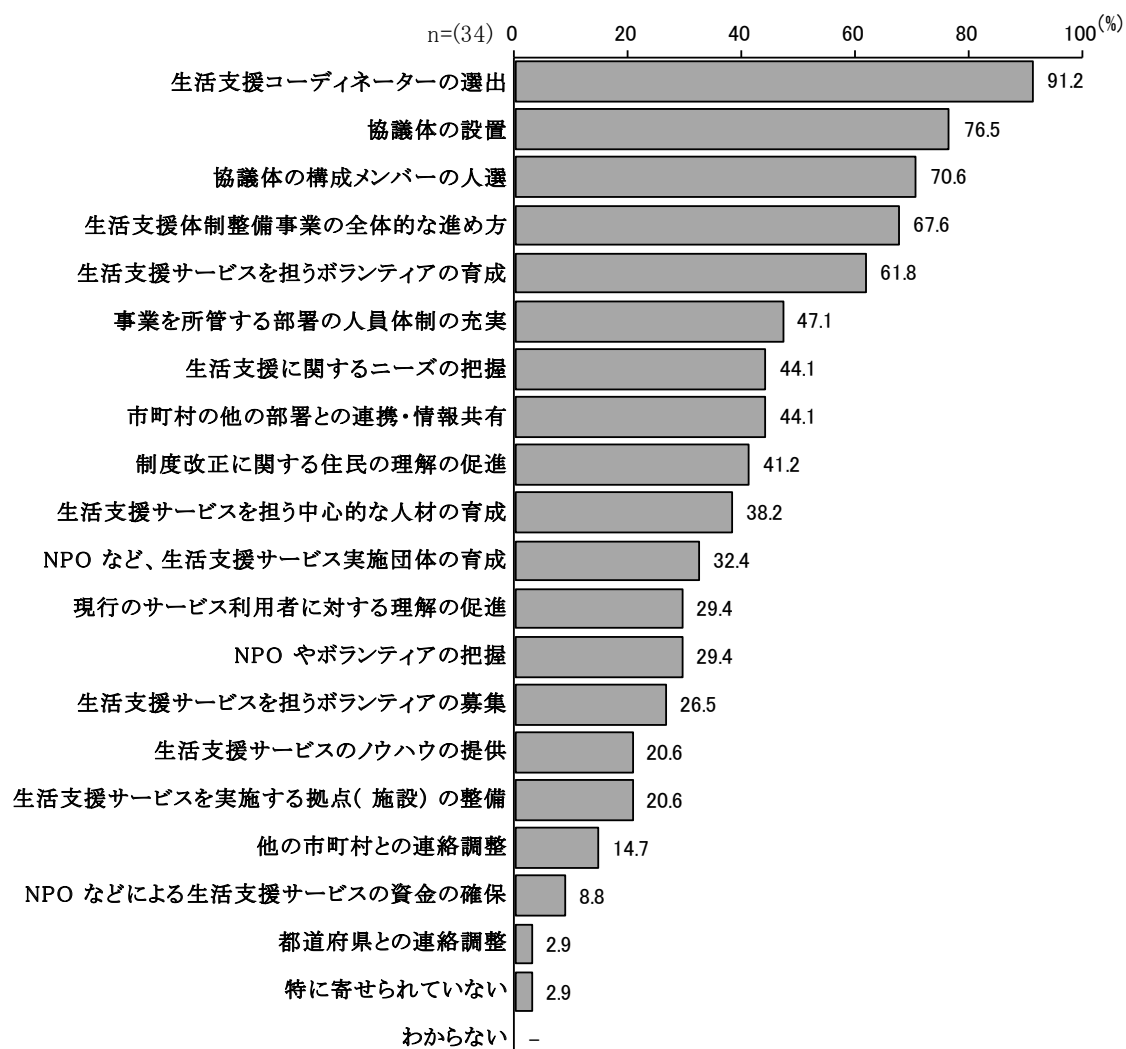
高齢者福祉、地域福祉、障害福祉、保健福祉などの福祉関連部局

医療政策・整備、健康増進、薬事等の医療関連部局

数は少ないが、紅葉就業分野（シルバー人材センター等）、街づくり、地域振興、子育て支援、共同参画推進にかかわる部局と情報交換を行っている都道府県もあった。

(12) 生活支援体制整備事業実施における課題

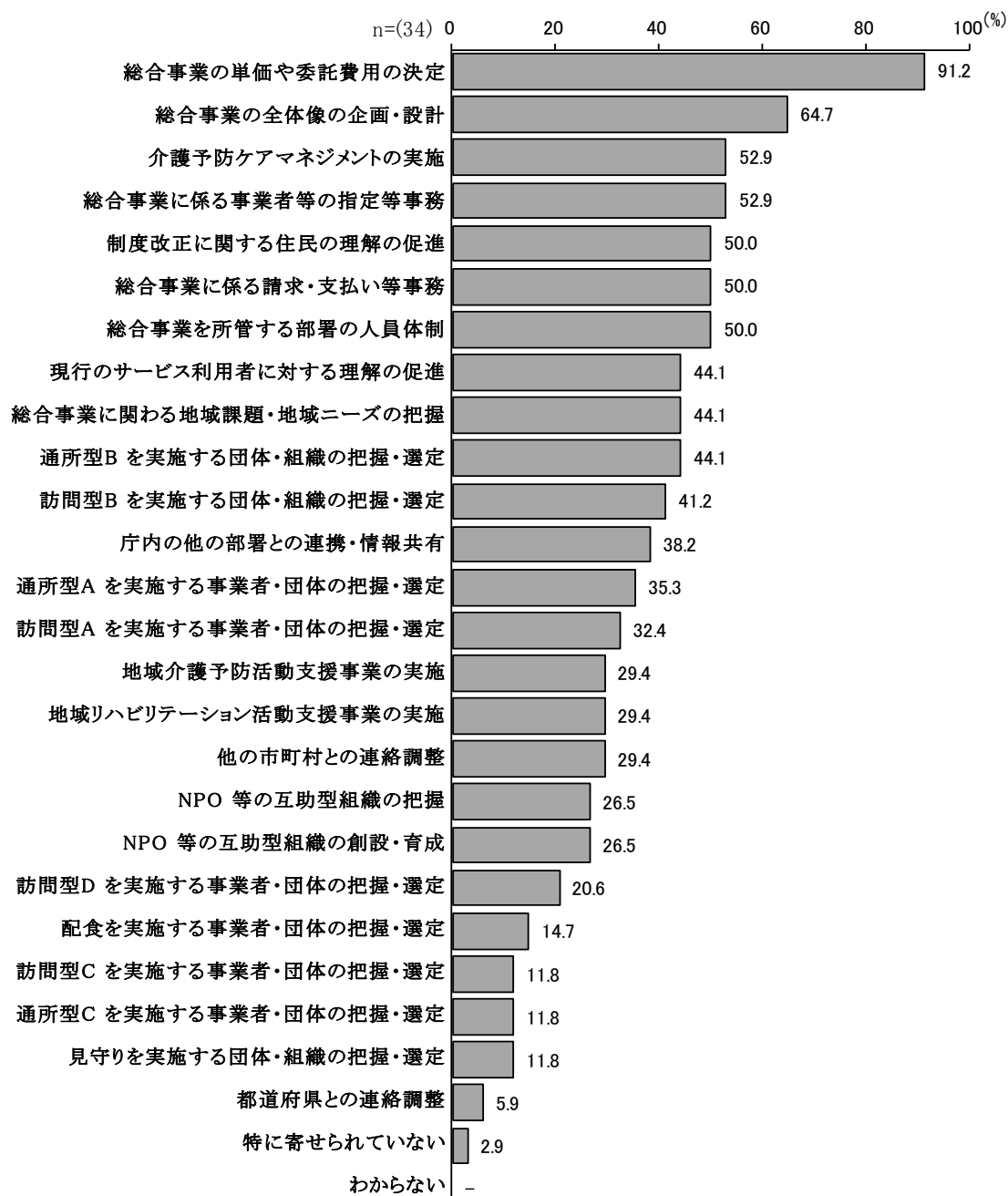
問6 生活支援体制整備事業の実施にあたり、どのような課題が市町村から寄せられていますか。あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)



生活支援体制整備事業実施において、市町村から寄せられている課題を複数回答で問うたところ、60%以上の都道府県が該当すると回答した課題は、「生活支援コーディネーターの選出」が最も多く91.2%、ついで「協議体の設置」が76.5%、「協議体構成メンバーの人選」が70.6%、「生活支援整備事業の全体的な進め方」が67.6%、「生活支援サービスを担うボランティアの育成」が61.8%であった。

(13) 介護予防・日常生活支援総合事業への移行における課題

問7 介護予防・日常生活支援総合事業への移行にあたり、どのような課題が市町村から寄せられていますか。あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)



介護予防・日常生活支援総合事業への移行にあたり、市町村から寄せられている課題を複数回答で問うたところ、50.0%以上の都道府県が該当すると回答した課題は、「総合事業の単価や委託費用の決定」が最も多く91.2%、ついで「総合事業の全体像の企画・設計」が64.7%、「介護予防ケアマネジメントの実施」および「総合事業に係る事業者等の指定等事務」が52.9%、「制度改正に対する住民の理解の促進」「総合事業に係る請求・支払い等事務」「総合事業を所管する部署の人員体制」がいずれも50.0%であった。

(14) その他、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する課題

その他に貴部署や貴自治体で介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関して課題となっていることがございましたら、下の回答欄にご記入ください。

<担い手の育成>

- ・ 過疎地域における介護予防、日常生活支援総合事業の担い手の把握、養成
- ・ 多様なサービスを担うNPO法人やボランティア、民間企業の把握、人材育成

<事務負担の増大>

- ・ 総合事業による事務の増大(チェックリストや認定証の交付、介護予防ケアマネジメント費の支払い等)
- ・ 総合事業の介護予防・生活支援サービスに係る原発避難者特例法による特例事務追加
- ・ 市町には早期移行を働きかけているが、人員不足により複数の業務に追われ、検討の余地がない。

<保険者対応>

- ・ 新しい事業であり、内容も複雑なものとなっているため、実施にあたって保険者からの質問が多くなっているため、対応に追われてしまう。市町村職員を対象とした勉強会を定期的に開催して制度について理解してもらう必要があるのではないかと考える。

<制度や取り扱いの不明瞭さ>

- ・ 予算(上限対象事業、全体予算)に関する質問が多く寄せられる。シミュレーションをしても、それが正しいのかどうかの判断に迷っている(不安を感じている)市町が多いように思う。
- ・ 隣接市町村のサービスを利用する住民の移行後の取扱いについて質問が多く寄せられるが、厚労省から明確な方針が示されているわけでもなく、回答に苦慮している。Q&A等でケース毎の対応を示してほしい。

<その他>

- ・ 隣の市町や圏域で足並みそろえる傾向があり、検討が進まないところがある。

B 自治体調査

1. 調査方法と回収状況

調査方法：全市町村を対象として、郵送によるアンケート調査を実施した。

調査期間：平成27年10月～11月

<回収状況>

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 住民参加による生活支援サービスの創出・推進に関する調査	1,916件	594件	31.0%

2. 調査内容

以下の5つについて、調査項目を設定した。

調査内容
1. 第1層(市町村域)の協議体と生活支援コーディネーターについて
2. 第2層(日常生活圏域)の協議体と生活支援コーディネーターについて
3. 第1・2層をあわせた生活支援体制整備事業の運営や参加について
4. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について
5. 住民参加による「通いの場」について

3. 調査の結果

各項目について、集計を行った結果について述べる。いくつかの項目についてはクロス集計を行った結果を示した。

<注>

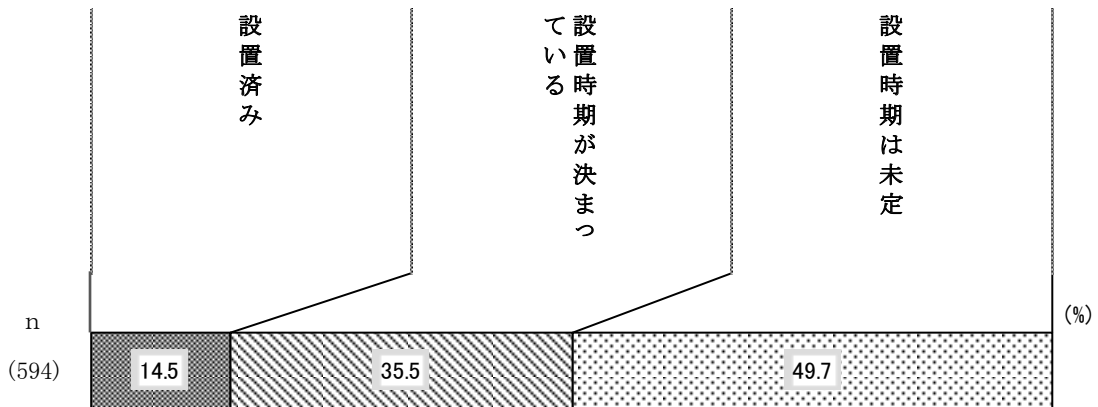
- ・グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・複数回答(2つ以上選んでよい問)においては、%の合計が100%を超える場合がある。

【グラフ集計および解説】

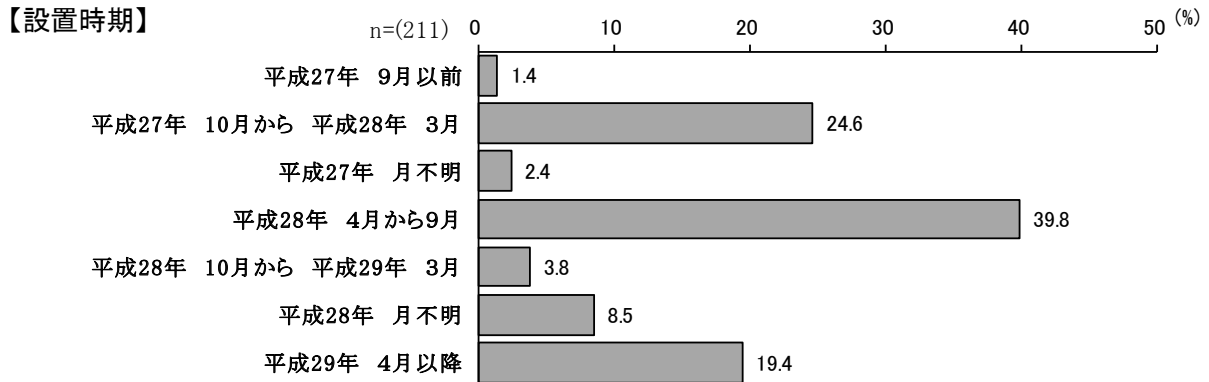
1. 第1層(市町村域)の協議体と生活支援コーディネーターについて

(15) 第1層の協議体の設置状況

問1 第1層の協議体の設置時期について、貴自治体の現況を教えてください。(1つ選択)



設置済みまたは設置時期が決まっている場合 (時期の回答があったもののみ)



第1層の協議体の設置時期について問うたところ、「設置時期は未定」が最も多く49.7%、ついで「設置時期が決まっている」が35.5%、「設置済み」は14.5%(n=86)の順で多かった。

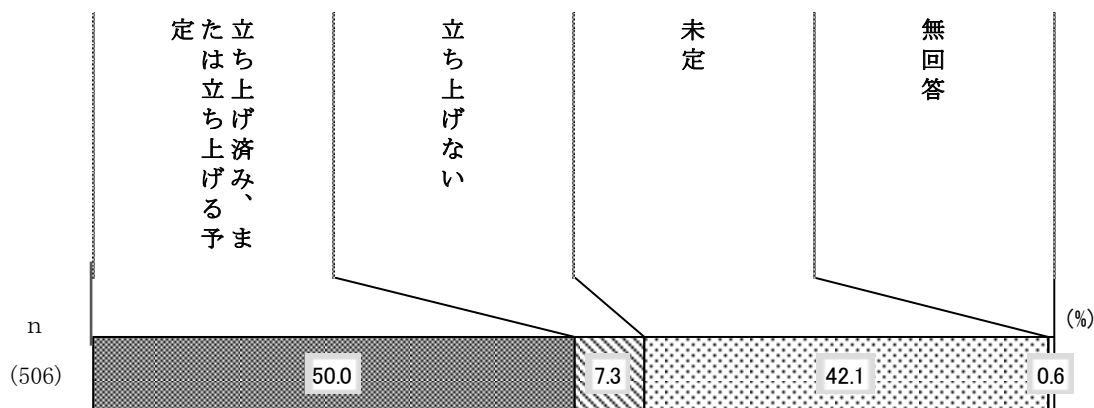
また、設置済みまたは設置時期が決まっている自治体における設置時期は「平成28年4月から9月」が最も多く39.8%、ついで「平成27年10月から平成28年3月」が24.6%、「平成29年4月以降」が19.4%の順で多かった。

(16) 第1層の協議体の設置に向けた研究会・勉強会の立ち上げ

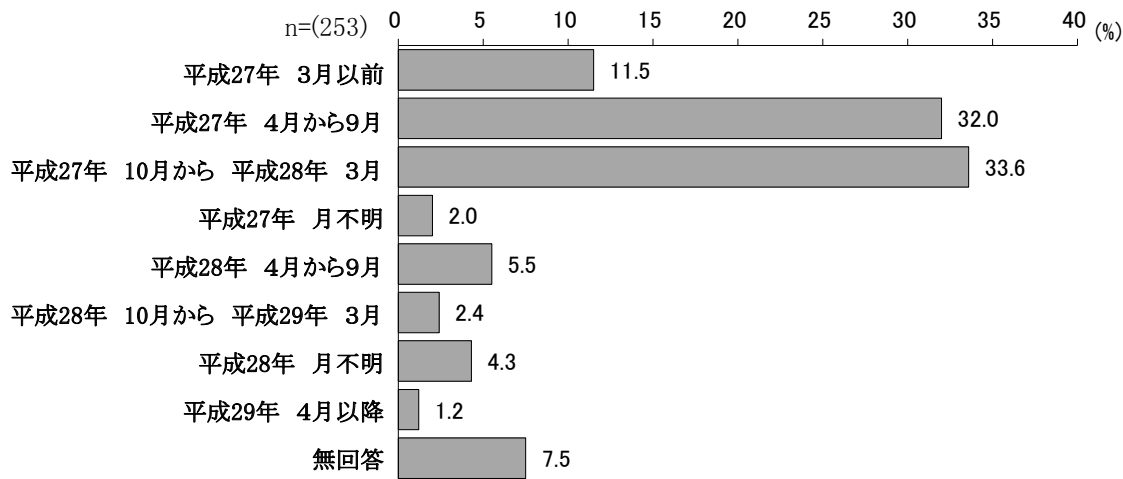
【問1で「協議体を今後設置」(2または3を選択)と回答の場合】

問1・① 第1層の協議体

の設置に向けた研究会・勉強会の立ち上げについて、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)



【立ち上げ時期】

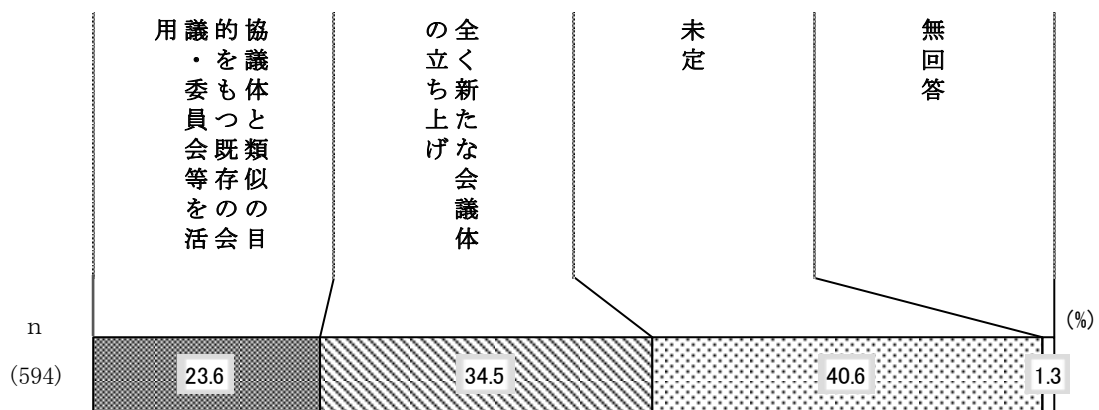


まだ第1層の協議体を設置していない自治体において、第1層の協議体の設置に向けた研究会・勉強会の立ち上げについて問うたところ、「立ち上げ済み、または立ち上げる予定」が最も多く50.0%、ついで「未定」が42.1%、「立ち上げない」は7.3%の順が多かった。

また「立ち上げ済み、または立ち上げる予定」と回答した自治体において、立ち上げ時期は、「平成27年10月から平成28年3月」が最も多く33.6%、ついで「平成27年4月から9月」が32.0%、「平成27年3月以前」が11.5%の順が多かった。

(17) 第1層の協議体の設置方法、設置予定

問2 貴自治体では、第1層の協議体をどのように設置しましたか。あるいは今後、設置する予定ですか。次の中であてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)

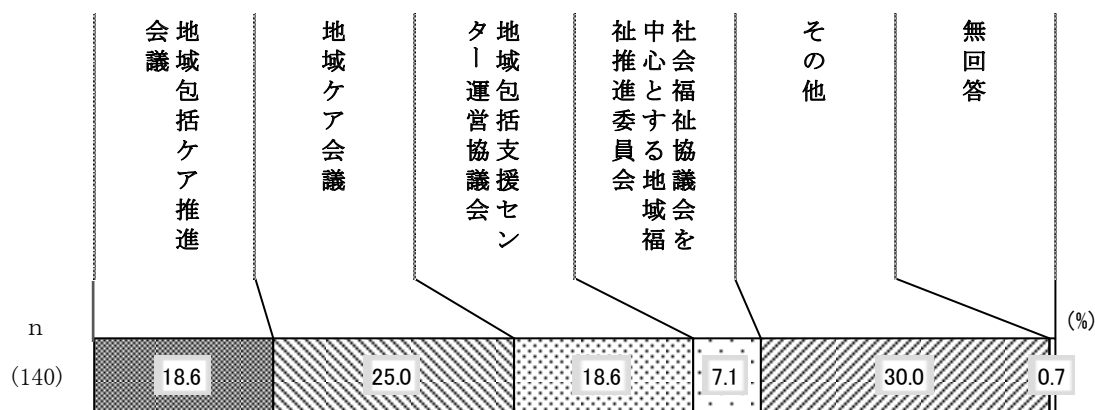


第1層の協議体の設置方法、設置予定について問うたところ、「未定」が40.6%で最も多かったが、設置または予定が決まっている場合には、「全く新たな会議体の立ち上げ」が34.5%、「協議体と類似の目的を持つ既存の会議・委員会等を活用」が23.6%の順で多かった。

(18) 会議・委員会の内容

【問2で既存の会議・委員会を活用と回答の場合】

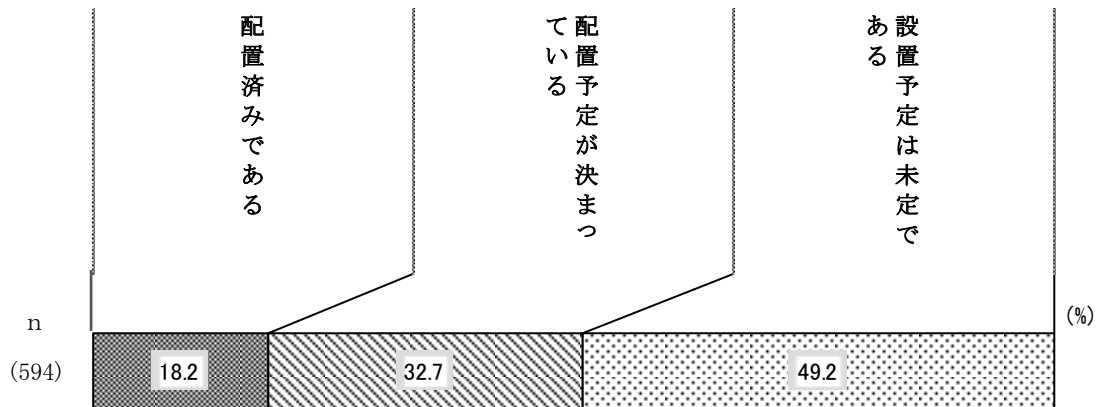
問2・① それはどのような会議・委員会ですか。次の中であてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)



第1層の協議体の設置方法、設置予定について「協議体と類似の目的をもつ既存の会議・委員会等を活用」と回答した自治体(n=140)において、どのような会議・委員会かを問うたところ、「その他」30.0%を除くと、「地域ケア会議」が最も多く25.0%、ついで「地域包括ケア推進会議」と「地域包括支援センター運営協議会」がともに18.6%、「社会福祉協議会を中心とする地域福祉推進委員会」が7.1%の順で多かった。

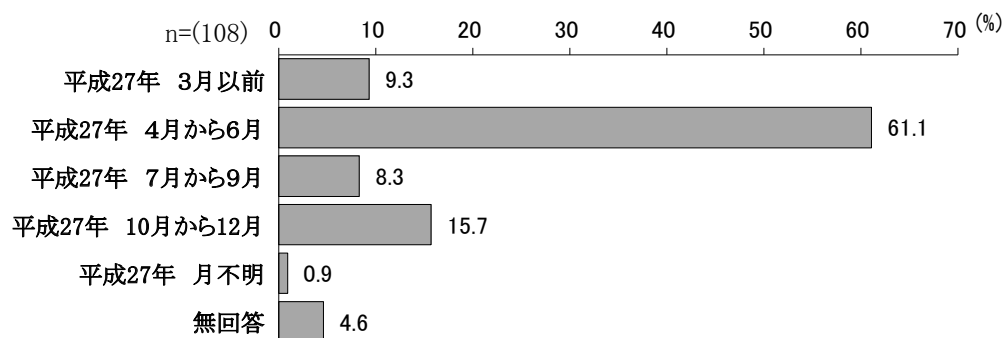
(19) 第1層の生活支援コーディネーターの配置

問3 第1層の生活支援コーディネーターの配置について、次の中からあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)

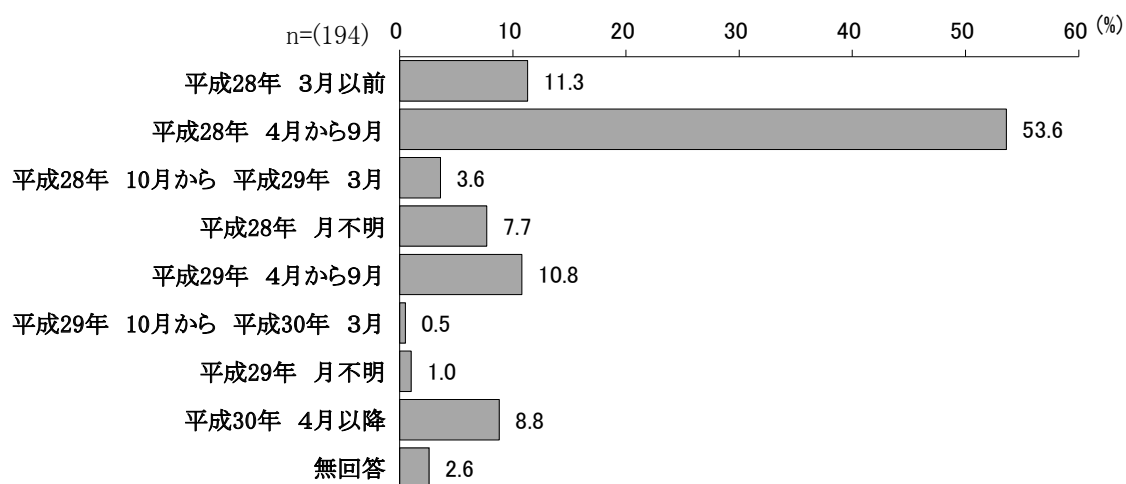


第1層の生活支援コーディネーターの配置について単一回答で問うたところ、「配置予定は未定である」が最も多く49.2%、ついで「配置予定が決まっている」が32.7%、「配置済みである」が18.2% (n=108)の順で多かった。

【配置している場合の配置時期】



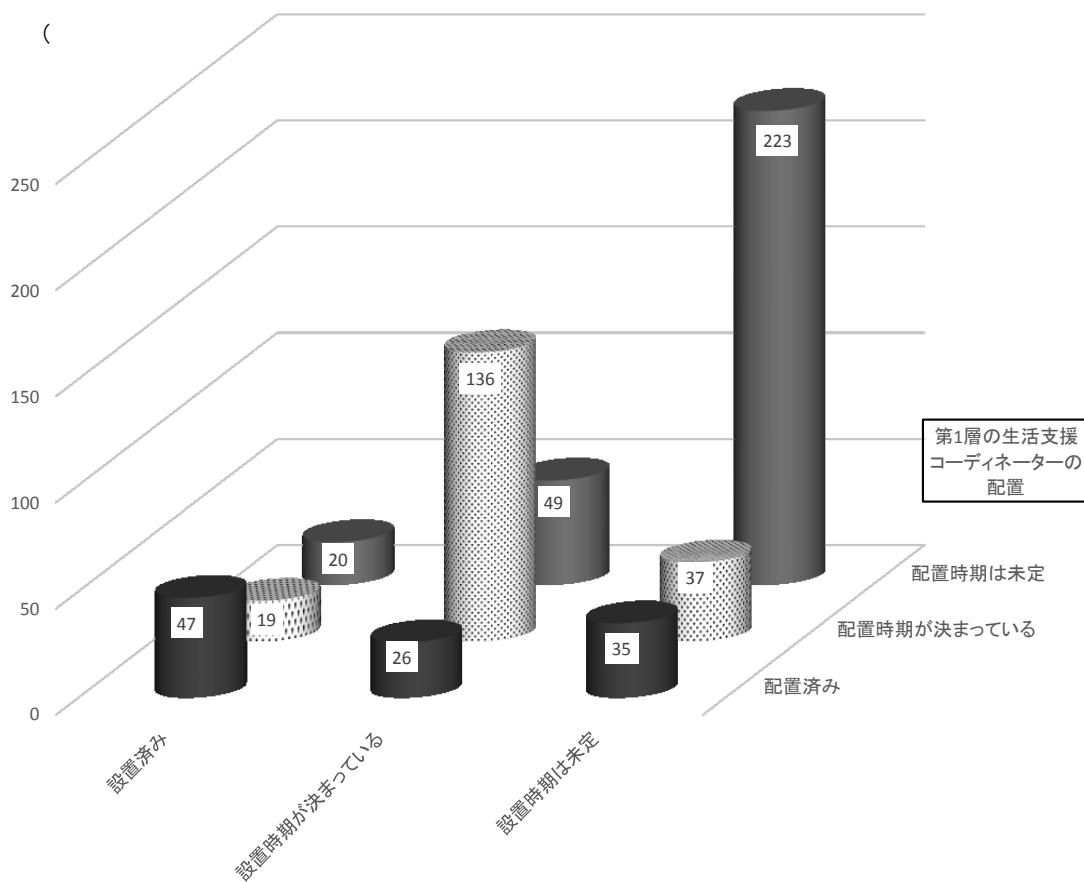
【配置予定の場合の配置時期】



第1層の生活支援コーディネーターの配置について、「配置済みである」と回答した自治体の設置時期を問うと、「平成27年4月から6月」が最も多く61.1%、ついで「平成27年10月から12月」が15.7%、「平成27年3月以前」が9.3%の順で多かった。

また「配置予定が決まっている」と回答した自治体の設置予定時期を問うたところ、「平成28年4月から9月」が最も多く53.6%、ついで「平成28年3月以前」が11.3%、「平成29年4月から9月」が10.8%の順で多かった。

【協議体（問1）と生活支援コーディネーター（問3）の配置設置状況】

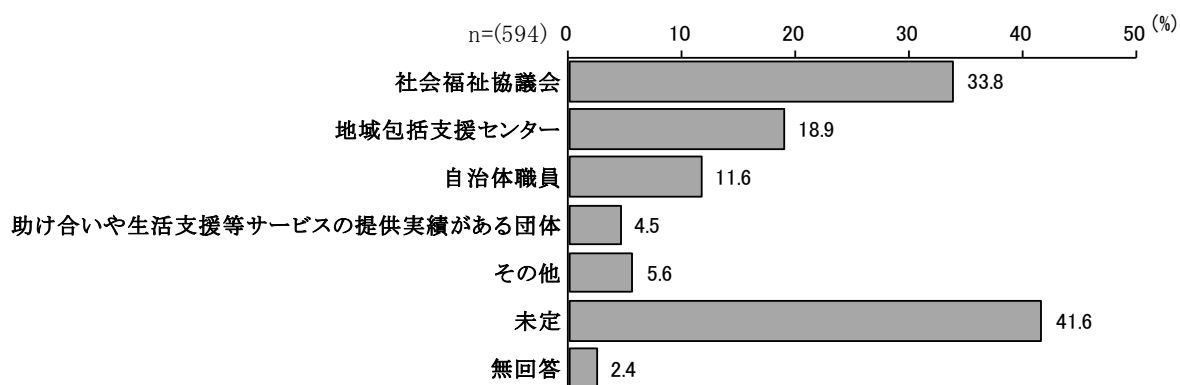


第1層協議体の設置

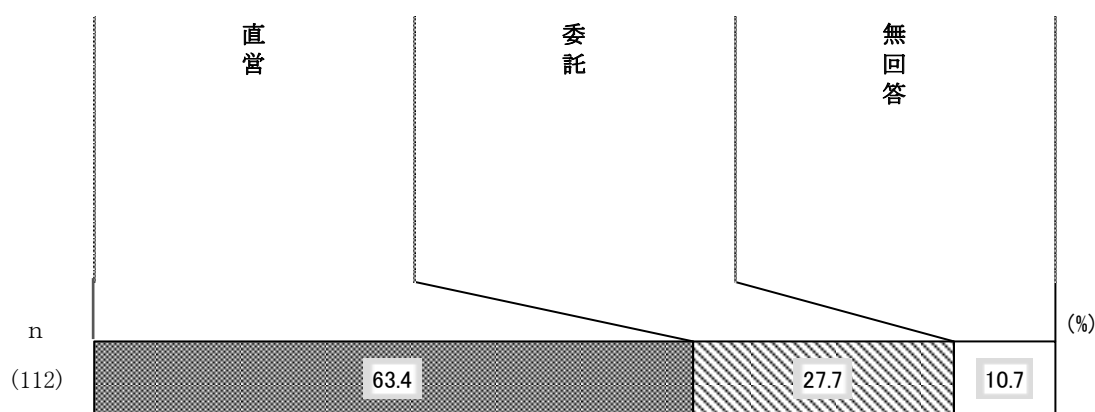
第1層の協議体および生活支援コーディネーターの設置配置状況についてクロス集計したところ、いずれも時期が決まっていないと回答した自治体が37.5% (n=223) で最も多く、ついで設置配置時期が決まっていると回答した自治体が22.9% (n=136)、協議体の配置時期は決まっているが生活支援コーディネーターの配置時期が未定と回答した自治体が8.2% (n=49)、いずれも設置配置済みが7.9% (n=47) の順で多かった。また、すでに協議体は設置したが、生活支援コーディネーターは未配置（時期予定済みおよび未定）なのは、6.6% (n=39)、すでに生活支援コーディネーターは配置したが、協議体は未設置（時期予定済みおよび未定）なのは、10.3% (n=61) であり、協議体または生活支援コーディネーターのいずれかの設置を先行させた場合があり、生活支援コーディネーターの配置を先行した自治体のほうが多かった。

(20) 第1層の生活支援コーディネーターが所属する機関・団体

問4 第1層の生活支援コーディネーターが所属する機関・団体について、次の中からあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)

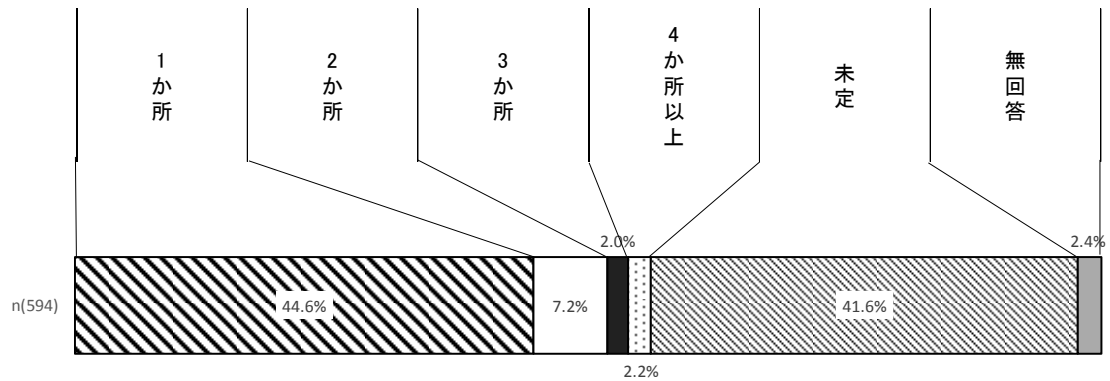


【地域包括支援センターを選択した場合：その運営方法】



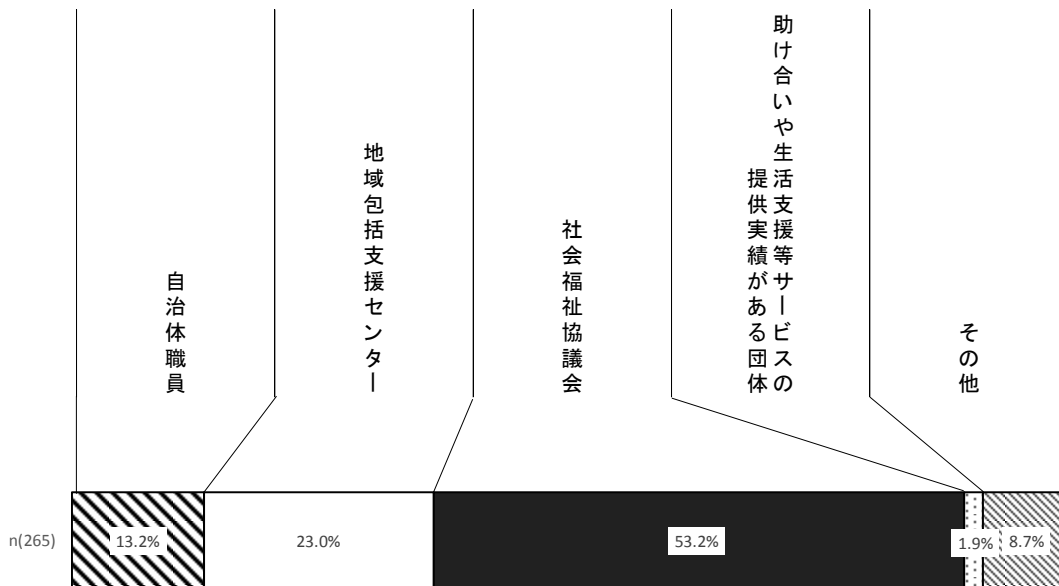
第1層の生活支援コーディネーターが所属する機関・団体について、複数回答で問うたところ、「未定」が最も多く41.6% (n=247)、次いで「社会福祉協議会」33.8% (n=201)、「地域包括支援センター」18.9% (n=112)、「自治体職員」11.6% (n=69) の順で多かった。なお、地域包括支援センターを選択した112自治体に対して、その運営方法を問うたところ(複数回答)、「直営」が最も多く63.4% (n=71) で最も多く、次いで「委託」が27.7% (n=31) であり、「無回答」は10.7% (n=12) であった(複数回答があったため、合計が100%を超えている)。

【複数選択の数】



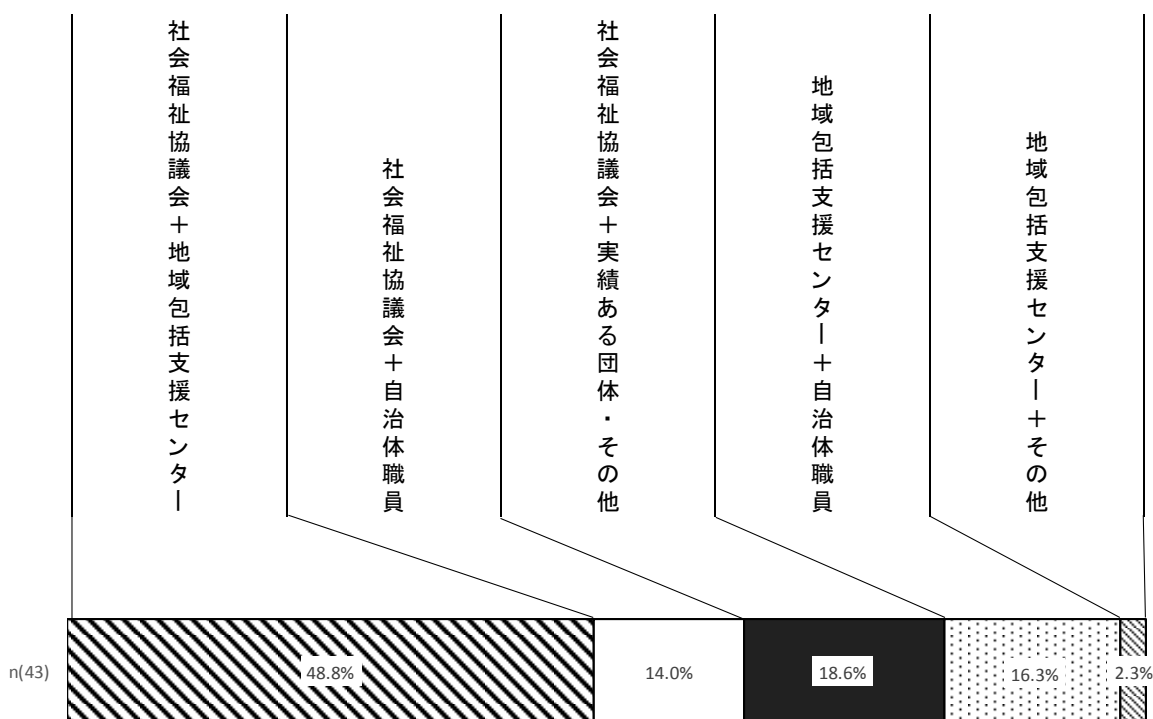
第1層の生活支援コーディネーターの所属・団体について、複数回答を行った自治体数を見ると、未定・無回答を除くと、1か所選択が最も多く44.6%、ついで2か所7.2%の順で多かった。

【1か所選択の場合の第1層生活支援コーディネーターの所属機関・団体】



第1層の生活支援コーディネーターの所属機関・団体について1か所の回答を行った265自治体においては、社会福祉協議会が最も多く53.2%、ついで地域包括支援センター23.0%、自治体職員13.2%の順で多かった。

【2か所選択の場合の第1層生活支援コーディネーターの所属機関・団体の組み合わせ】

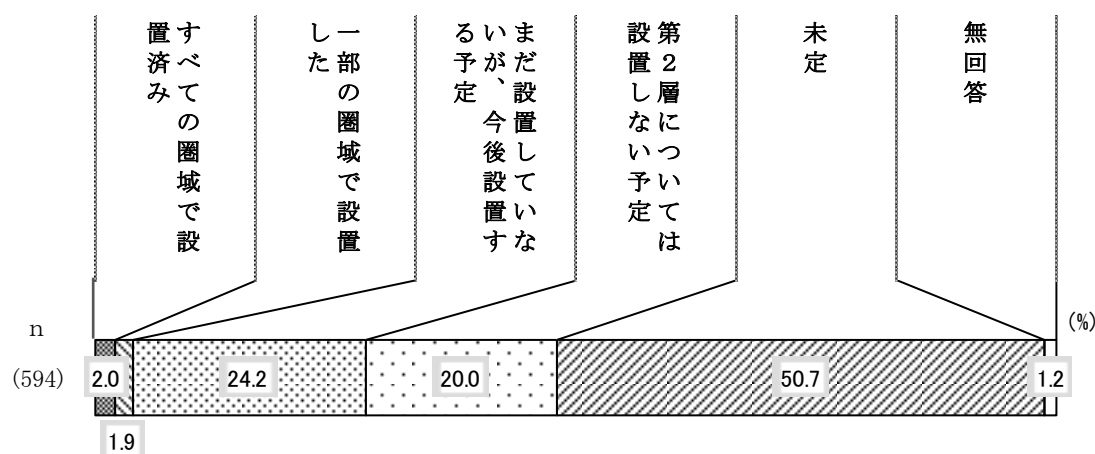


第1層の生活支援コーディネーターの所属機関・団体について2か所の回答を行った43自治体においては、「社会福祉協議会と地域包括支援センター」の組み合わせが最も多く48.8%、ついで「社会福祉協議会と助け合いや生活支援等サービスに提供実績がある団体」の組み合わせが18.6%、「地域包括支援センターと自治体職員」の組み合わせが16.3%の順で多かった。

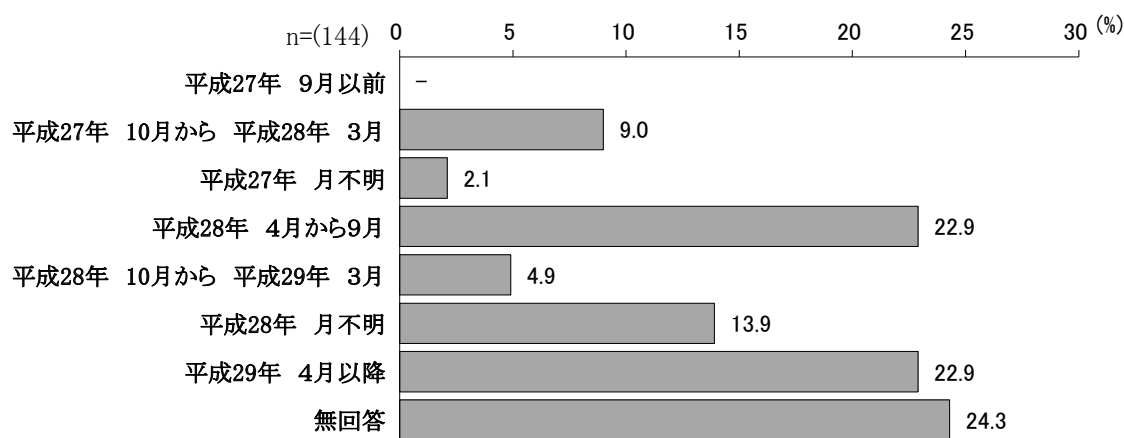
2. 第2層(日常生活圏域)の協議体と生活支援コーディネーターについて

(1) 第2層の協議体の設置時期

問5 第2層の協議体の設置時期についてご記入ください。(1つ選択)



【設置予定時期】



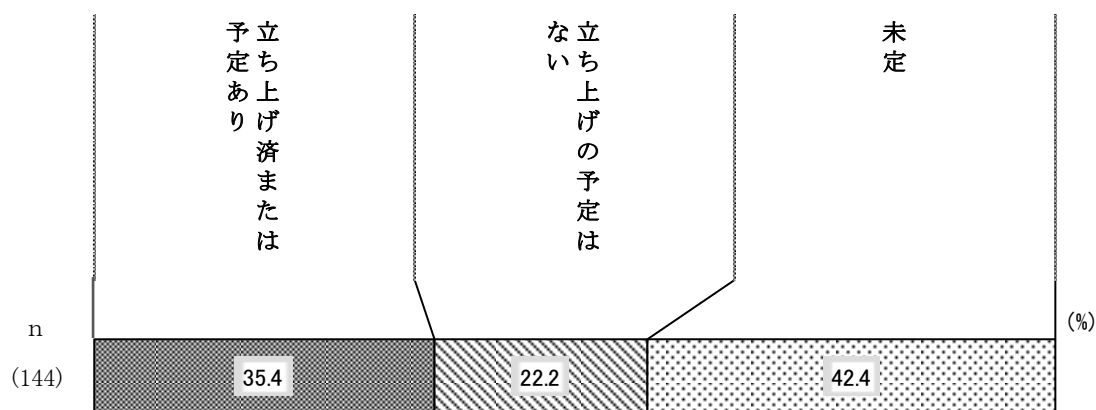
第2層(日常生活圏域)の協議体の設置時期について問うたところ、「未定」が最も多く50.7%、ついで「まだ設置していないが、今後設置する予定」が24.2%、「第2層については設置しない予定」が20.0%の順で多かった。なお、「すべての圏域で設置済み」は、2.0%であった。

また「まだ設置していないが、今後設置する予定」と回答した自治体(n=144)において、設置予定時期を問うたところ、「無回答」が最も多く24.3%、ついで「平成29年4月以降」と「平成28年4月から9月」がいずれも22.9%、「平成28年月不明」が13.9%の順で多かった。

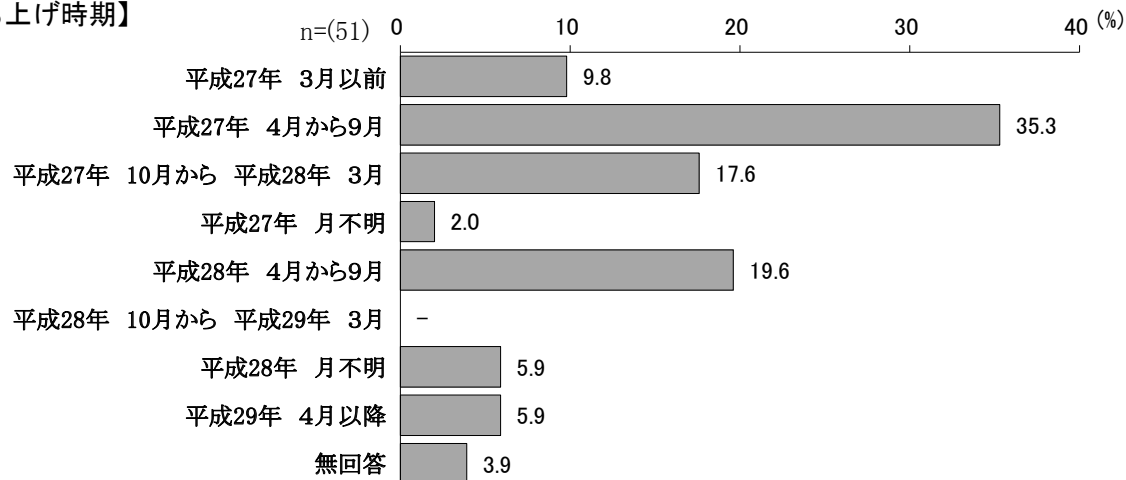
(2) 第2層の協議体設置に向けた研究会・勉強会の立ち上げ

【問5で今後設置予定(3に○をつけた)と回答の場合】

問5・① 第2層の協議体の設置に向けた研究会・勉強会の立ち上げについて、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)



【立ち上げ時期】



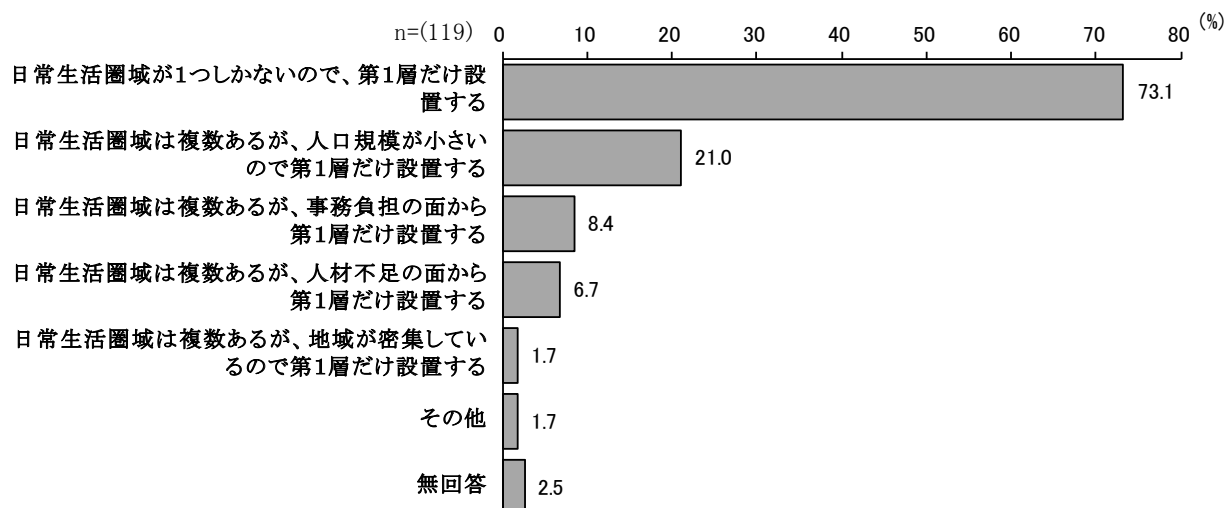
第2層の協議体設置に向けた研究会・勉強会の立ち上げについて問うたところ、「未定」が最も多く42.5%、ついで「立ち上げ済み、または予定あり」が35.4%、「立ち上げ内予定」が22.2%の順で多かった。

「立ち上げ済み、または予定あり」と回答した自治体(n=51)に立ち上げ時期を問うたところ、「平成27年4月から9月」が最も多く35.3%、ついで「平成28年4月から9月」が19.6%、「平成27年10月から平成28年3月」が17.6%の順で多かった。

(3) 第2層の協議体を設置しない理由

【問5で設置しない予定と回答の場合】

問5・② 貴自治体が第2層の協議体を設置しない理由について、次の中からあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)

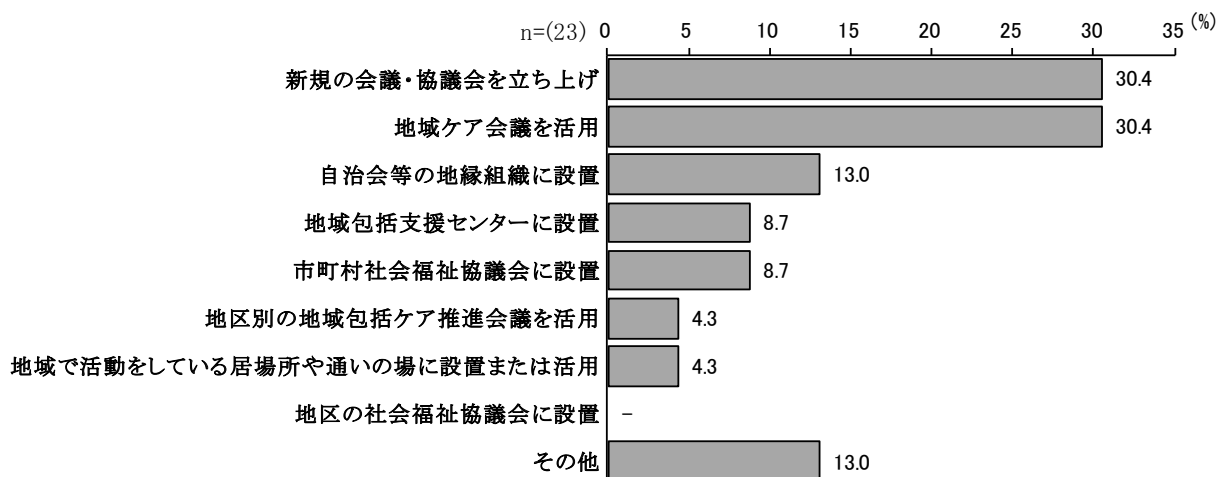


第2層の協議体設置について、「第2層については設置しない予定」と回答した自治体(n=119)においてその理由を問うたところ、「日常生活圏域が1つしかないので、第1層だけ設置する」が73.1%と最も多く、ついで「日常生活圏域は複数あるが、人口規模が小さいので第1層だけ設置する」が21.0%、「日常生活圏域は複数あるが、事務負担の面から第1層だけ設置する」が8.4%の順で多かった。

(4) 第2層の協議体の設置方法・設置予定

【問5で1または2に○をつけた方へ】

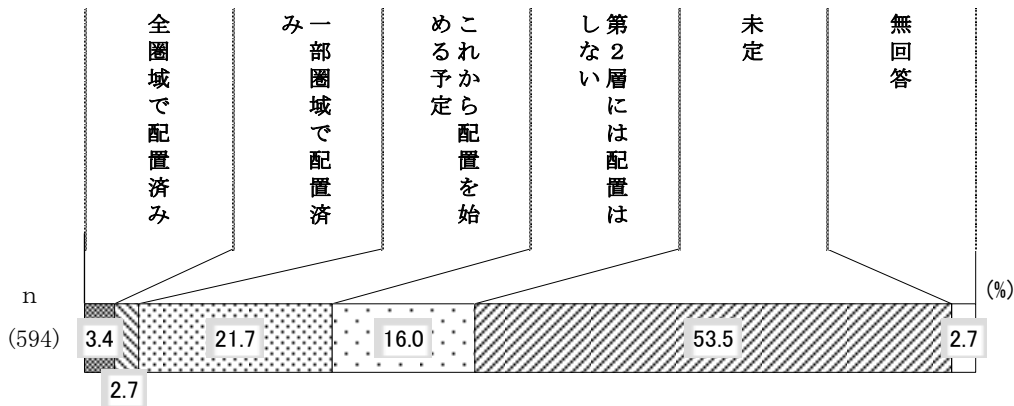
問5. ③ 貴自治体では、第2層の協議体をどのように設置しましたか。あるいはどのように設置する予定ですか。次の中であてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)



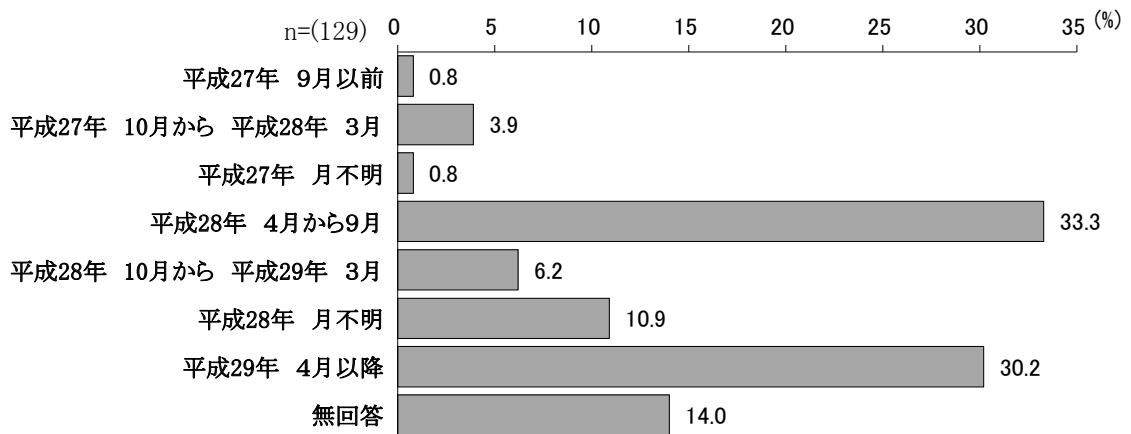
第2層の協議体設置について、「すべての圏域で設置済み」「一部の圏域で設置した」と回答した自治体(n=23)について、どのように設置したか、設置する予定かを問うたところ、「新規の会議・協議会を立ち上げ」「地域ケア会議を活用」がともに30.4%と最も多く、ついで「自治体等の地縁組織に設置」「その他」がともに13.0%、「地域包括支援センターに設置」「市町村社会福祉協議会に設置」がともに8.7%の順が多かった。

(5) 第2層の生活支援コーディネーターの配置

問6 第2層の生活支援コーディネーターの配置についてご記入ください。(1つ選択)



【配置予定時期】



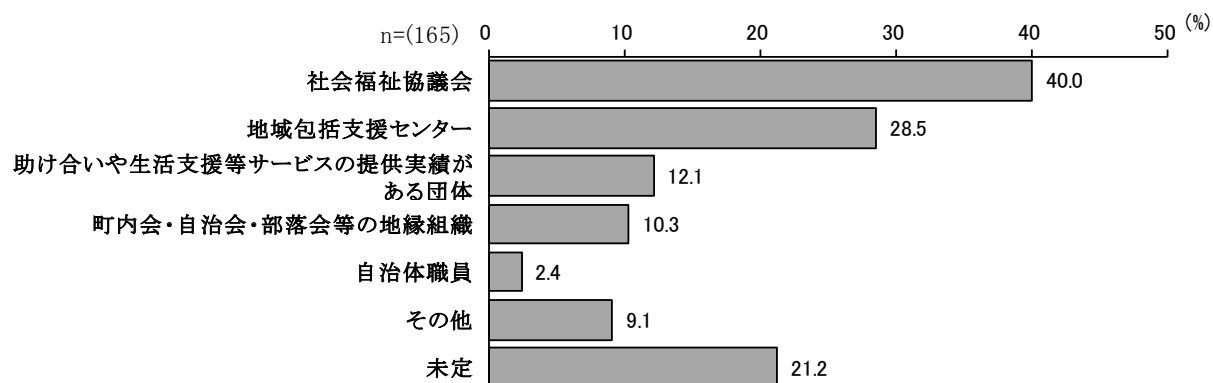
第2層の生活支援コーディネーターの配置について問うたところ、「未定」が最も多く53.5%、ついで「これから配置を始める予定」が21.7%、「第2層には配置しない」が16.0%の順が多かった。

「これから配置を始める予定」と回答した自治体(n=129)に配置予定時期を問うたところ、「平成28年4月から9月」が最も多く33.3%、ついで「平成29年4月以降」が30.2%、「無回答」が14.0%の順が多かった。

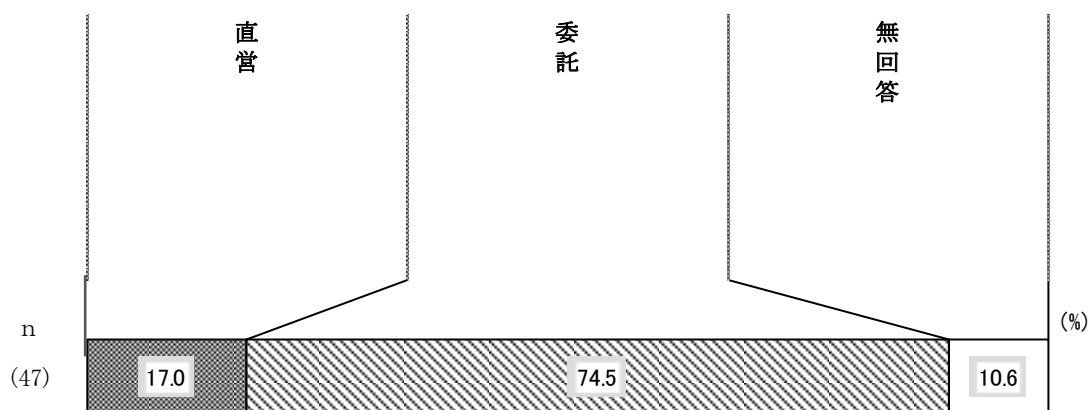
(6) 第2層の生活支援コーディネーターが所属する機関・団体

【問6で全部または一部に配置、配置予定(1、2、3に該当)と回答の場合】

問6・① 第2層の生活支援コーディネーターが所属する機関・団体について、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(複数回答可)



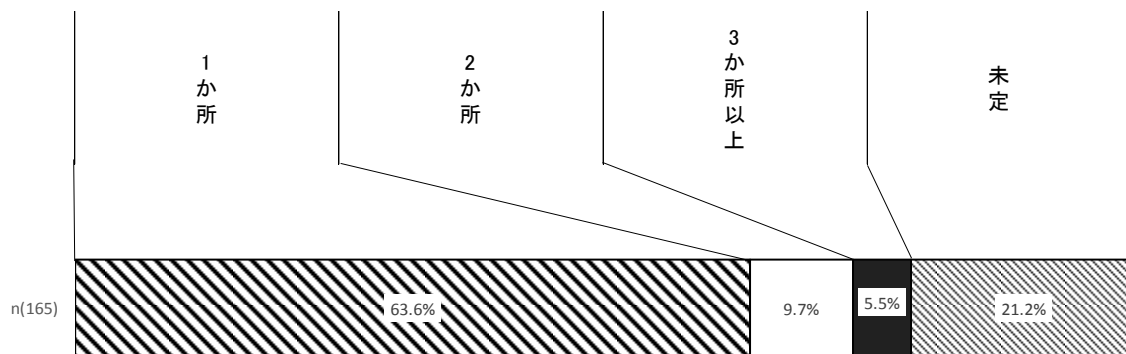
【地域包括支援センターの運営方式】



第2層の生活支援コーディネーターの配置について、「前圏域で配置済み」「一部圏域で配置済み」「これから配置を始める予定」と回答した自治体(n=165)において、所属する機関・団体を複数回答で問うたところ、「未定」21.2%を除くと、「社会福祉協議会」が40.0%で最も多く、ついで「地域包括支援センター」が28.5%、「助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある団体」が12.1%の順が多かった。

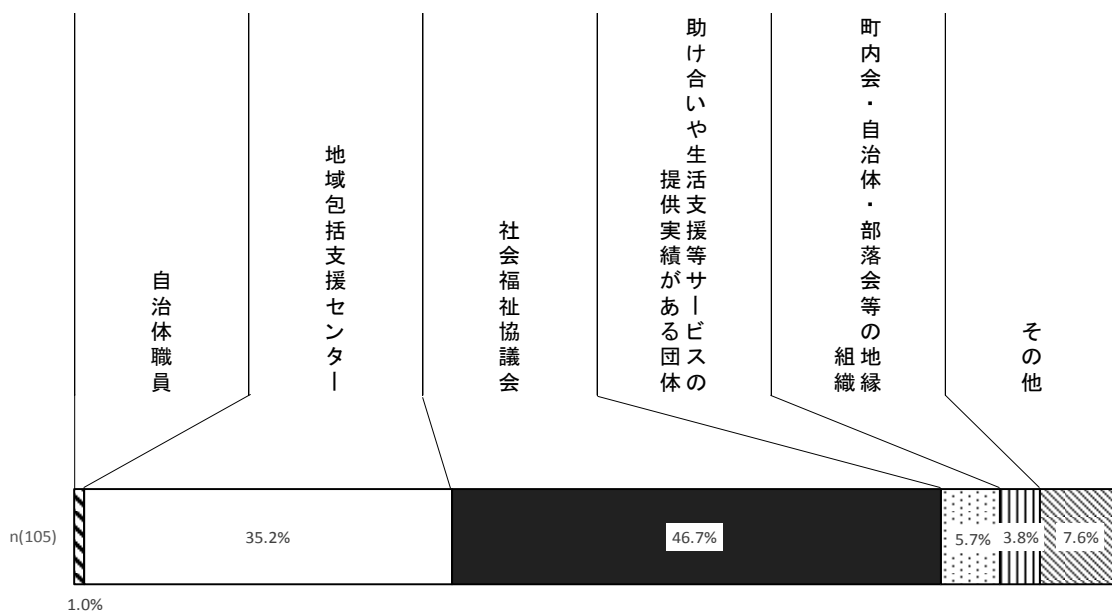
このうち「地域包括支援センター」を選択した自治体(n=47)に、その運営方式を問うたところ、1層のコーディネーターとは異なり、「委託」が74.5%を占め、「直営」は17.0%であった。

【複数選択の数】



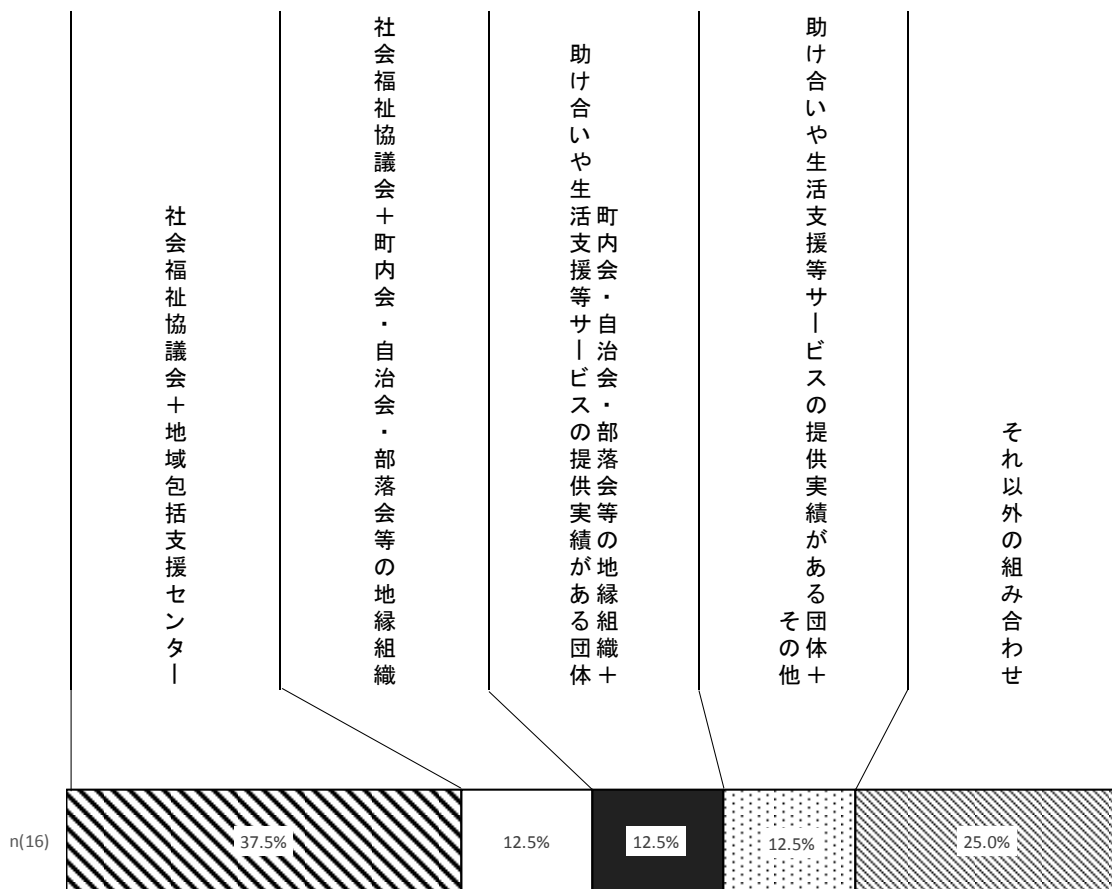
第2層の生活支援コーディネーターの所属・団体について、複数回答を行った自治体数を見ると、未定（無回答はなし）を除くと、1か所選択が最も多く63.6%、ついで2か所9.7%の順で多かった。

【1か所選択の場合の第2層生活支援コーディネーターの所属機関・団体】



第2層の生活支援コーディネーターの所属機関・団体について1か所の回答を行った105自治体においては、社会福祉協議会が最も多く46.7%、ついで地域包括支援センター35.2%、その他7.6%、助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある団体5.7%の順で多かった。

【2か所選択の場合の第2層生活支援コーディネーターの所属機関・団体の組み合わせ】



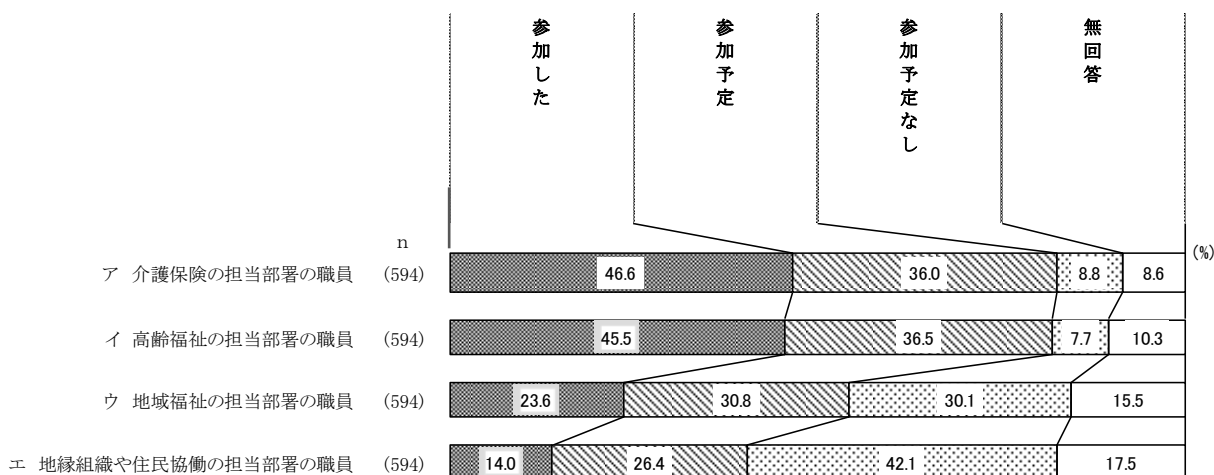
第2層の生活支援コーディネーターの所属機関・団体について2か所の回答を行った16自治体において、「それ以外の組み合わせ」を除くと、「社会福祉協議会と地域包括支援センター」の組み合わせが最も多く37.5%、ついで「社会福祉協議会と町内会・自治会・部落会等の地縁組織」「町内会・自治会・部落会等の地縁組織と助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある団体」「助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある団体とその他」の各組み合わせが12.5%の順で多かった。

3. 生活支援体制整備事業の運営や参加について

(1) 協議体および協議体の設置に向けた研究会・勉強会に参加した人

問7 貴自治体では、これまで開催された協議体（第1層・第2層あわせて）や、協議体の設置に向けた研究会・勉強会に、どのような機関・団体が参加しましたか。あるいは、今後参加予定ですか。

(1) 自治体の部署について



第1層、第2層をあわせた協議体、あるいは協議体の設置に向けた研究会・勉強会に、これまでどのような機関・団体が参加したかを問うた。

自治体の職員に関してみると、

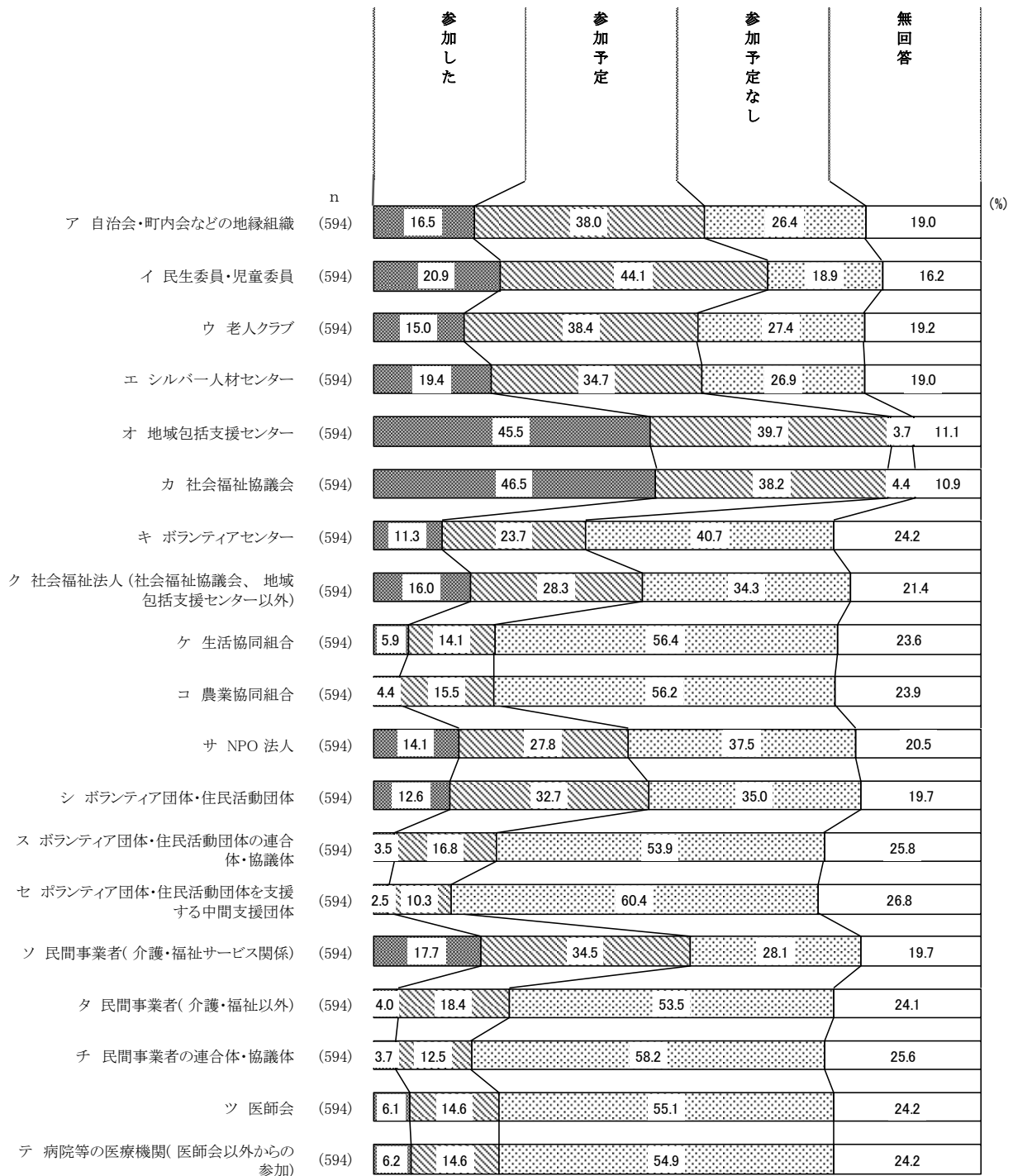
介護保険の担当部署の職員では、「参加した」が最も多く46.6%、ついで「参加予定」36.0%、「参加予定なし」が8.8%であった。

高齢福祉の担当部署の職員では、「参加した」が最も多く45.5%、ついで「参加予定」36.5%、「参加予定なし」が7.7%であった。

地域福祉の担当部署の職員では、「参加予定」30.8%と「参加予定なし」30.1%がほぼ同程度に多く、ついで「参加した」が23.6%であった。

地縁組織や住民協働の担当部署の職員では、「参加予定なし」が最も多く42.1%、ついで「参加予定」が26.4%、「参加した」が14.0%であった。

(2) 機関や団体について



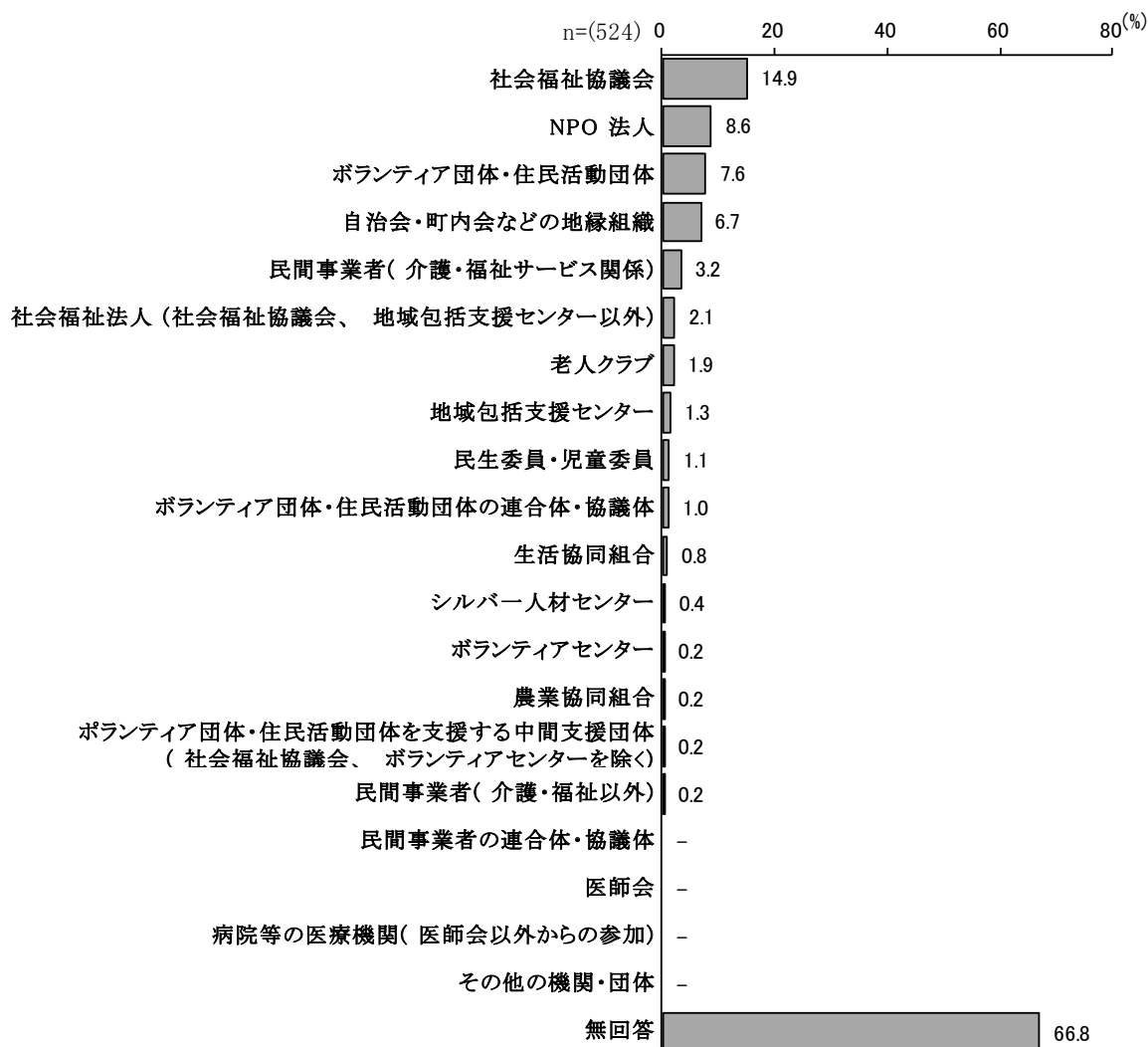
次に、自治体以外の機関・団体の参加（「参加した」と「参加予定」）についてみると、地域包括支援センターと社会福祉協議会が80.0%を超えており最も多かった。ついで民生委員・児童委員が65.0%、自治体・町内会などの地縁組織、老人クラブ、シルバー人材センター、民間事業者が、いずれも52.2%～54.5%であった。社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体・住民活動団体は、41.9%～44.3%、ボランティアセンターが35.0%、その後、ボランティア団体・住民活動団体の連合

体・協議体、生活協同組合、農業協同組合、医師会、病院等の医療機関が 20.0%前後であった。なお、ボランティア団体・住民活動団体を支援する中間支援団体は、12.8%と最も低かった。

(2) 生活支援サービス等を提供している機関・団体

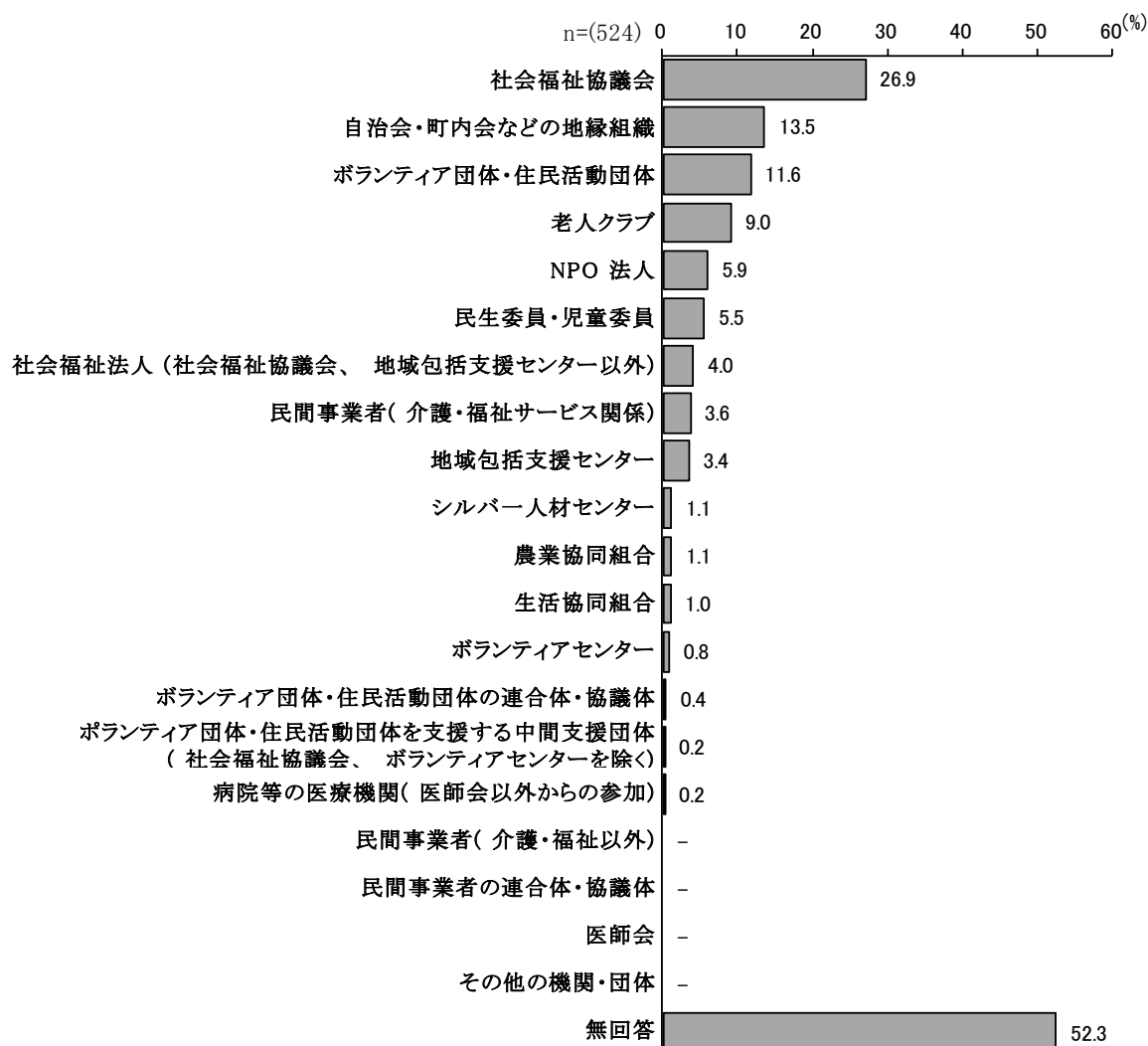
問8 問7(2)の選択肢ア～テで、「参加した」または「参加予定」に○をつけた機関・団体の中に、現在、次にあげる生活支援サービス等を提供している機関・団体があれば、その記号を記入してください。(複数記入可)

【週1回以上の通いの場(居場所、サロン、会食会)】



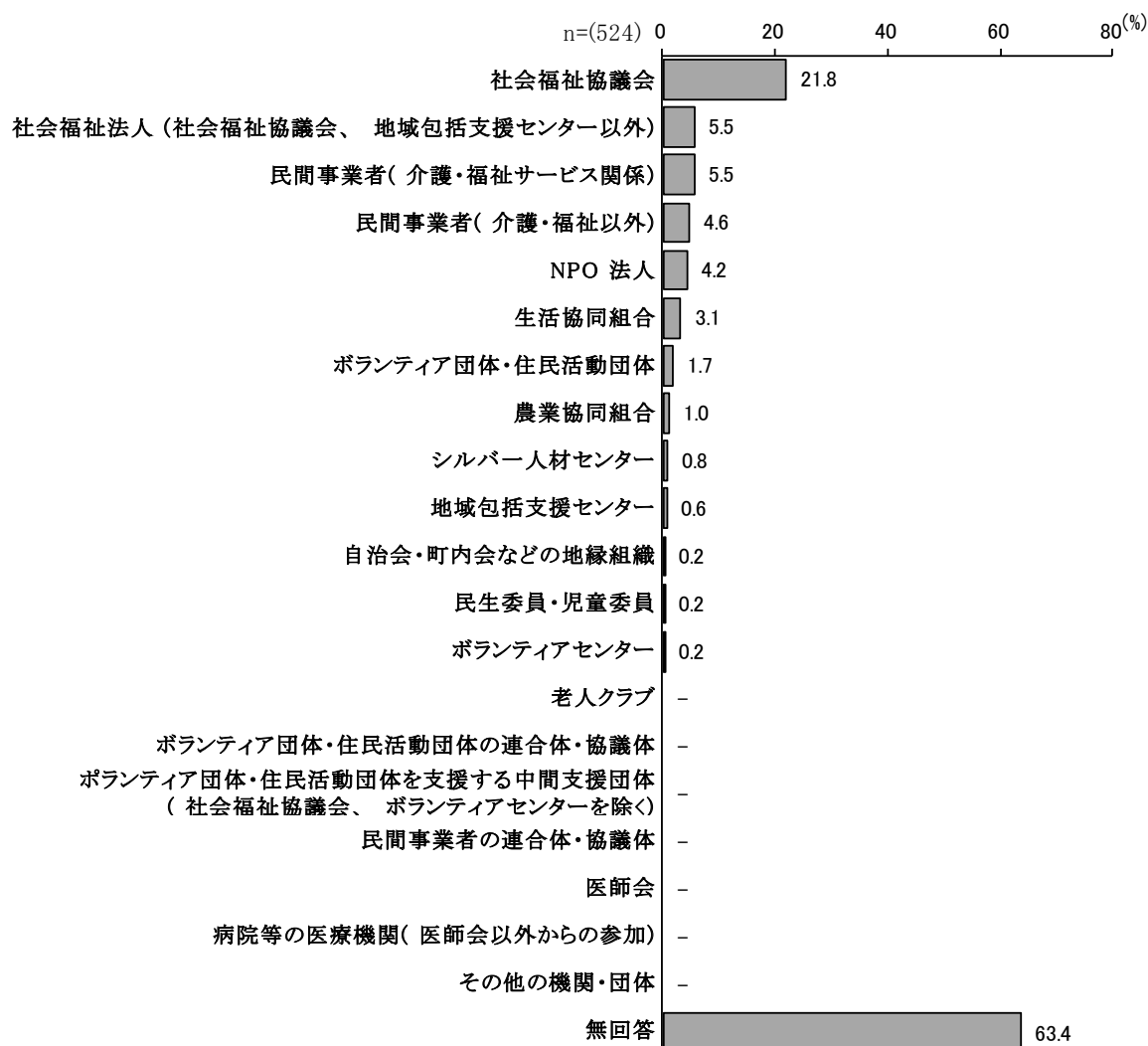
現在、週1回以上の通いの場(居場所、サロン、会食会)を提供している機関・団体を問うたところ、「社会福祉協議会」が最も多く14.9%、ついで「NPO法人」が8.6%、「ボランティア団体・住民活動団体」が7.6%、「自治会・町内会などの地縁組織」が6.7%の順で多かった。それ以外の団体はすべて5%未満であった。

【週1回未満の通いの場(居場所、サロン、会食会)】



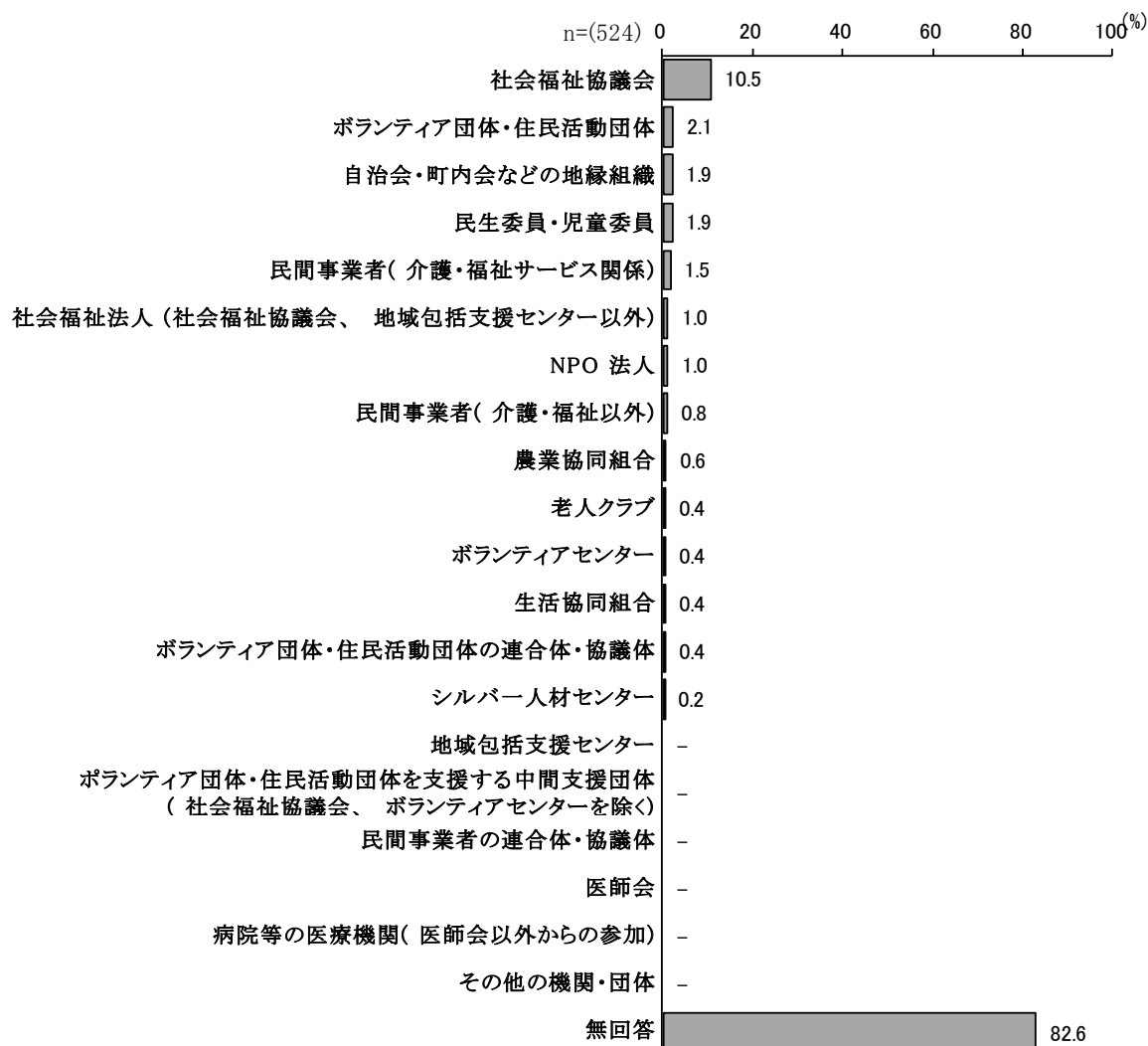
現在、週1回未満の通いの場(居場所、サロン、会食会)を提供している機関・団体を問うたところ、「社会福祉協議会」が最も多く26.9%、ついで「自治会・町内会などの地縁組織」が13.5%、「ボランティア団体・住民活動団体」が11.6%、「老人クラブ」が9.0%、「NPO法人」が5.9%、「民生委員・児童委員」が5.5%の順で多かった。それ以外の団体はすべて5%未満であった。

【週1回以上の配食サービス】



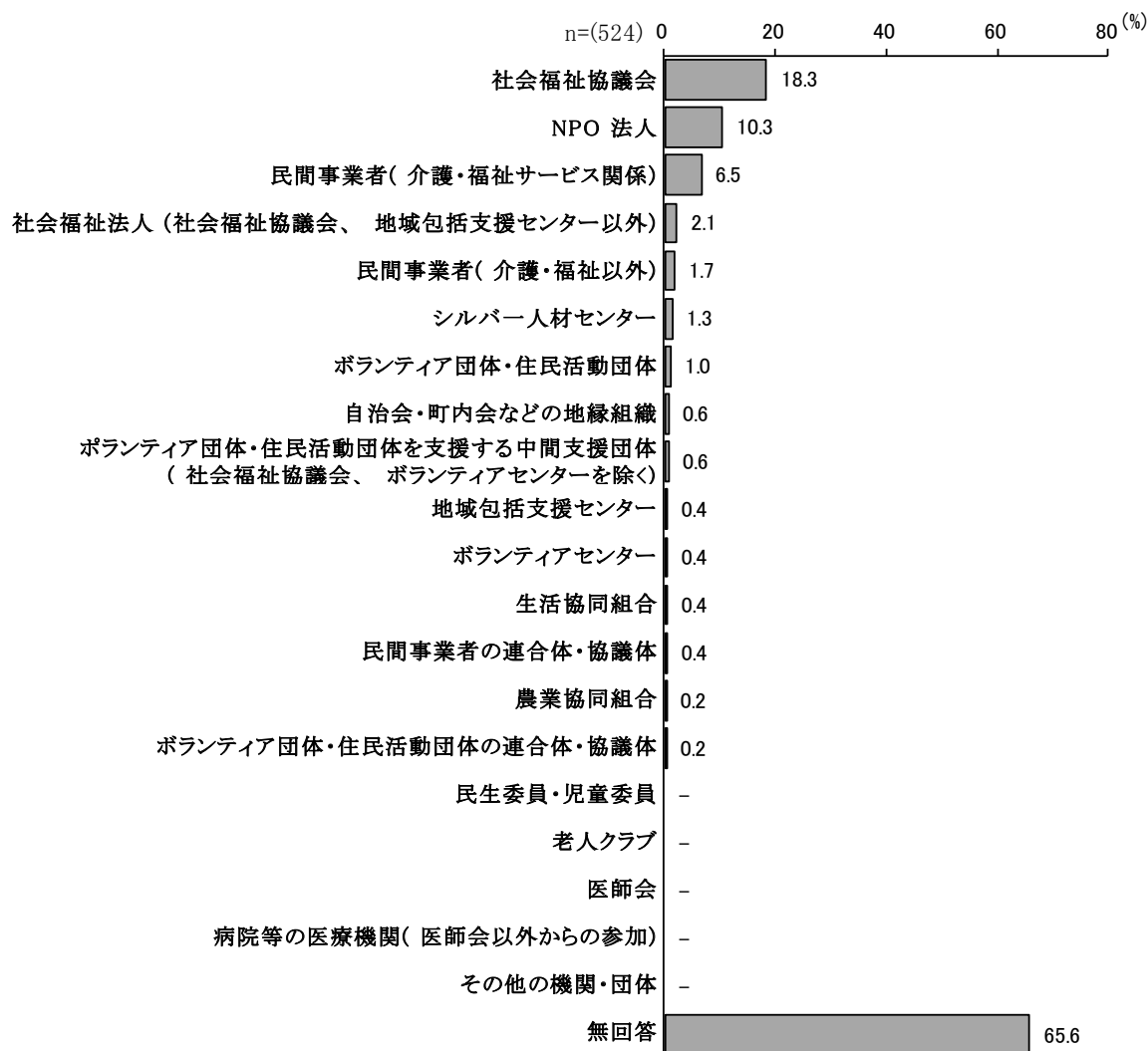
現在、週1回以上の配食サービスを提供している機関・団体を問うたところ、「社会福祉協議会」が最も多く21.8%、ついで「社会福祉法人（社会福祉協議会、地域包括支援センター以外）」および「民間事業者（介護・福祉サービス）」が5.5%の順で多かった。それ以外の団体はすべて5%未満であった。

【週1回未満の配食サービス】



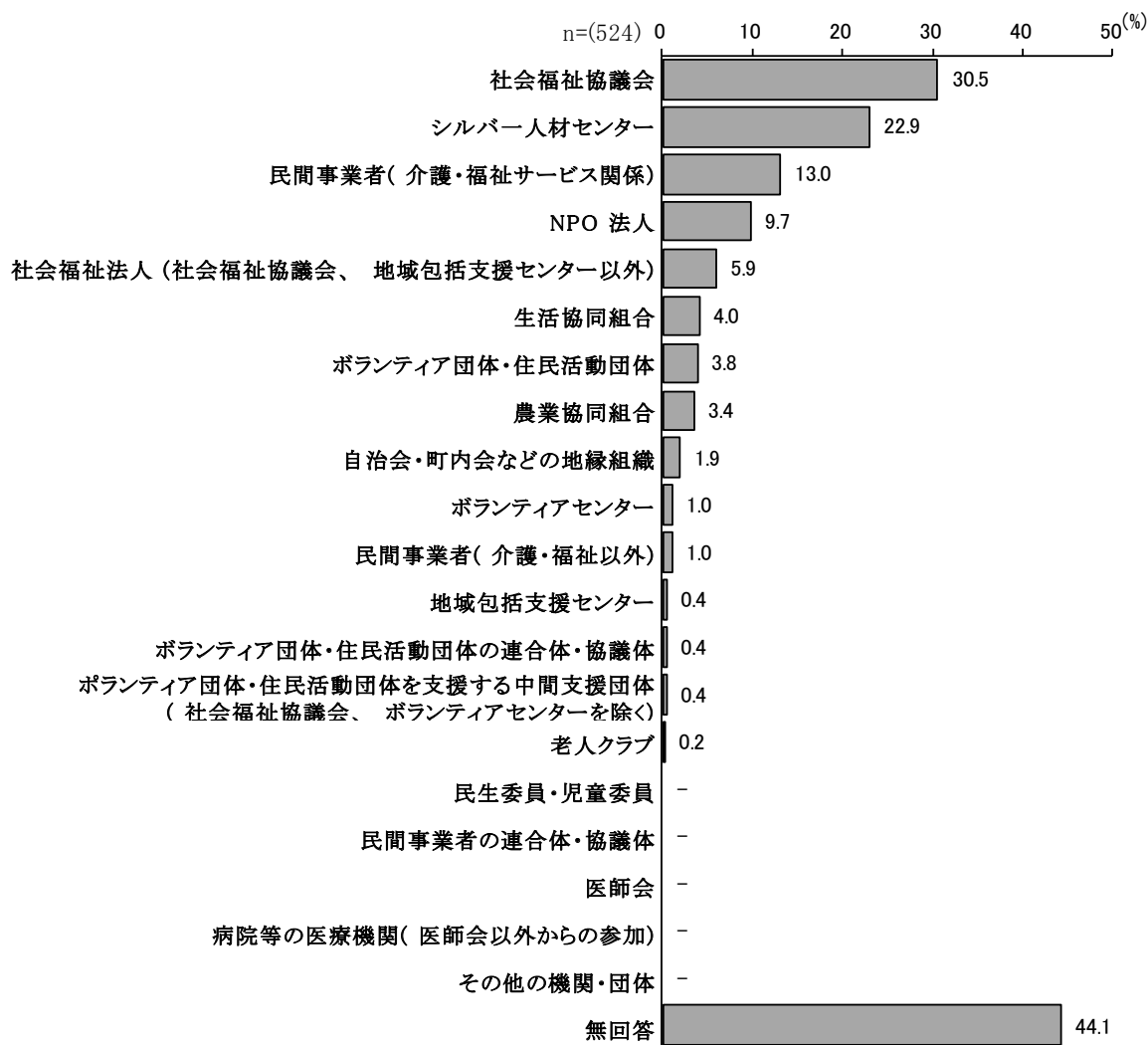
現在、週1回未満の配食サービスを提供している機関・団体を問うたところ、「社会福祉協議会」が最も多く10.5%であり、それ以外の団体はすべて5%未満であった。

【移動サービス】



現在、移動サービスを提供している機関・団体を問うたところ、「社会福祉協議会」が最も多く18.3%、ついで「NPO法人」が10.3%、「民間事業者(介護・福祉サービス)」が6.5%の順が多かった。それ以外の団体はすべて5%未満であった。

【ホームヘルプ(家事援助)】

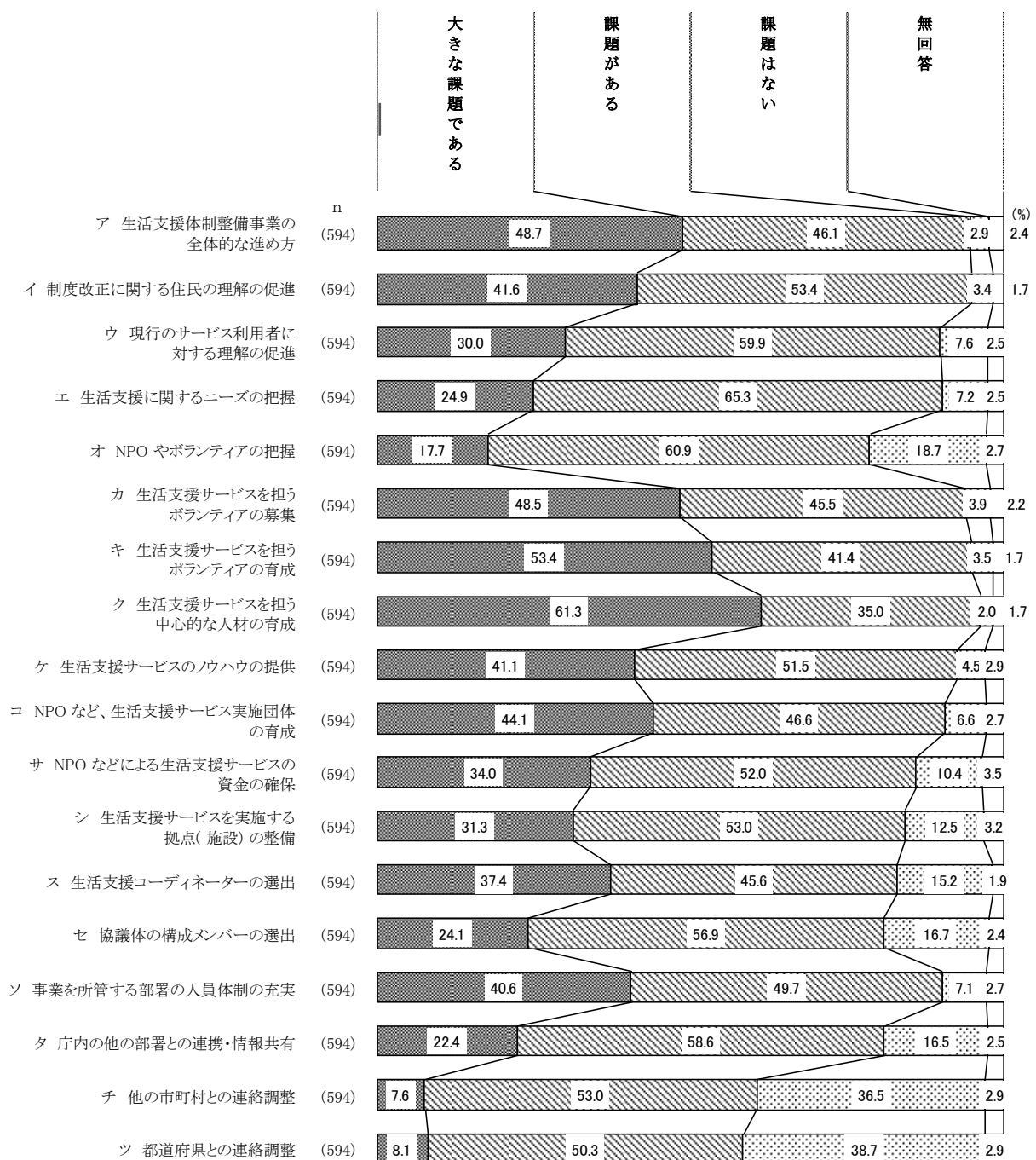


現在、ホームヘルプ(家事援助)を提供している機関・団体を問うたところ、「社会福祉協議会」が最も多く30.5%、ついで「シルバー人材センター」が22.9%、「民間事業者(介護・福祉サービス)」が13.0%、「NPO法人」が9.7%、「社会福祉法人(社会福祉協議会、地域包括支援センター以外)」が5.9%の順で多かった。それ以外の団体はすべて5%未満であった。

(3) 生活支援体制整備事業の実施にあたり、課題となっていること

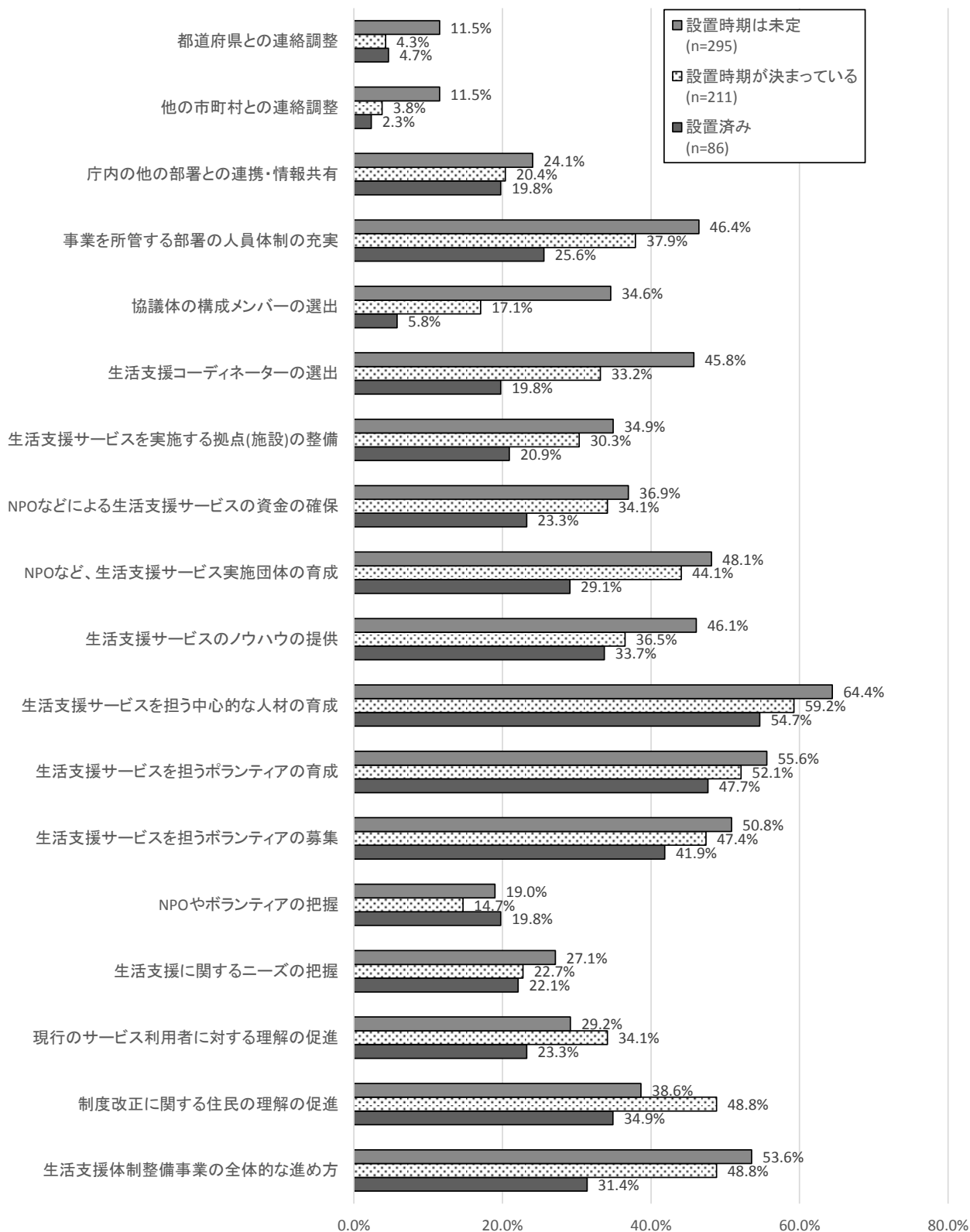
問9 生活支援体制整備事業の実施にあたり、貴部署ではどのようなことが課題となっていますか。次のア～ツの項目について、それぞれあてはまる選択肢の番号に1つずつ○をつけてください。

①全体集計



生活支援体制整備事業の実施にあたる課題を問うたところ、「大きな課題がある」と回答した割合が高い課題は、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」が最も多く61.3%、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」が53.4%、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」が48.7%、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」が48.5%、「NPOなど、生活支援サービス実施団体の育成」が44.1%、「制度改正に関する住民の理解の促進」が41.6%、「生活支援サービスのノウハウの提供」が41.1%、「事業を所管する部署の人員体制の充実」が40.6%の順で多かった。その後、「生活支援コーディネーターの選出」「NPOなどによる生活支援サービスの資金の確保」「生活支援サービスを実施する拠点（施設）の整備」「現行のサービス利用者に対する理解の促進」が30.0～37.4%、「生活支援に関するニーズの把握」「協議体の構成メンバーの選出」「庁内の他の部署との連携・情報共有」「NPOやボランティアの把握」が17.7～24.9%であった。

②第1層協議体の設置状況別の生活支援体制整備事業の課題



第1層協議体の設置状況別に、生活支援体制整備事業における課題を集計した。

協議体設置状況（「設置済み」「設置時期が決まっている」「設置時期は未定」のいずれか）に該当する自治体数をそれぞれ母数とし、18の課題それぞれについて、「大きな課題である」「課題がある」「課

題はない」の3件法による回答のうち「大きな課題である」と回答した自治体数の割合を図示した。

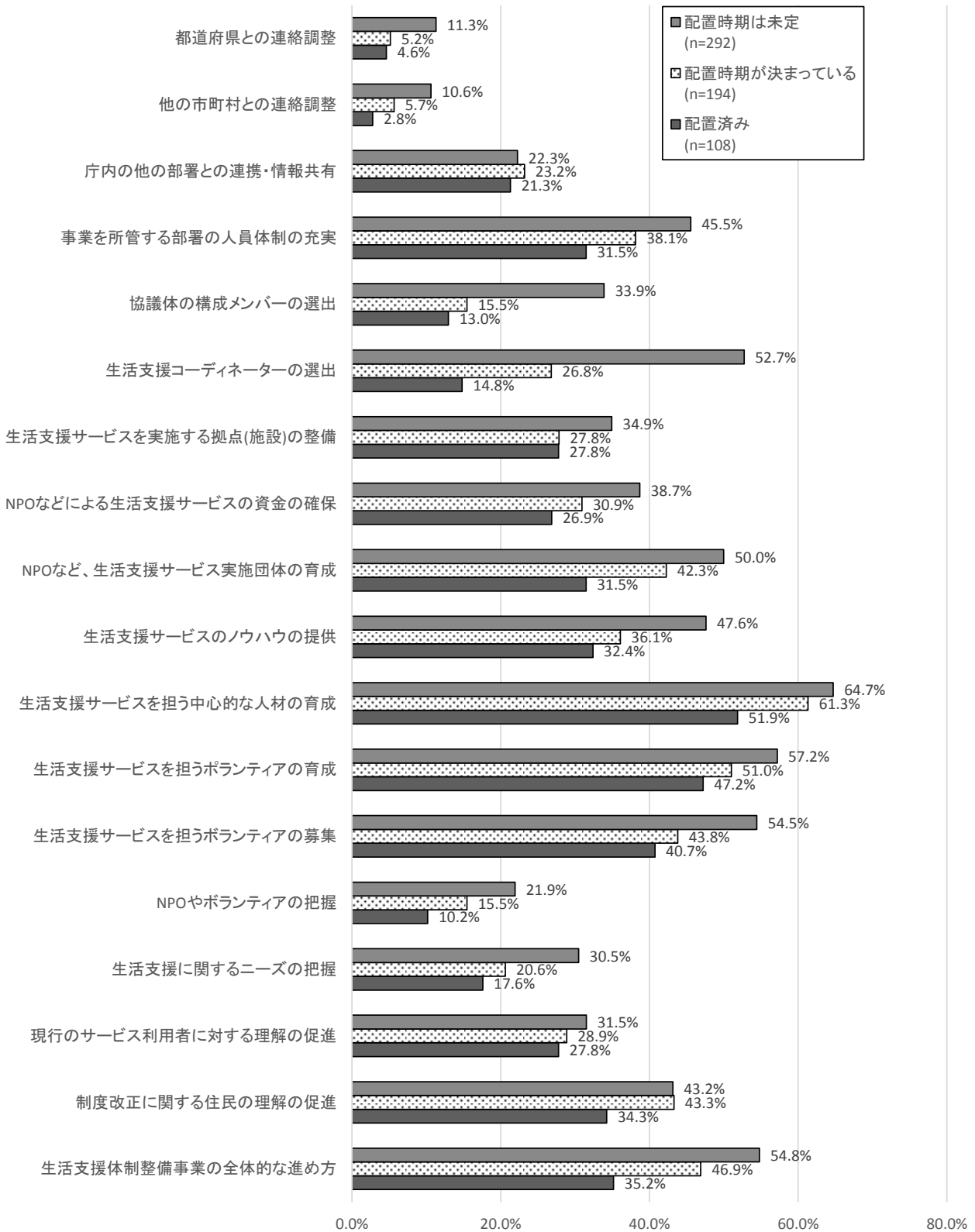
第1層協議体を設置済みの86自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」54.7%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」47.7%、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」41.7%の順で高かった。

第1層協議体の設置時期が決まっている211自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」59.2%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」52.1%、「制度改正に関する住民の理解の促進」と「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」がいずれも48.8%の順で高かった。

第1層協議体の設置時期が未定の295自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」64.4%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」55.6%、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」53.6%の順で高かった。

多くの課題が、設置時期が未定となっている自治体でより高い傾向がみられたが、「現行のサービス利用者に対する理解の促進」「制度改正に関する住民の理解の促進」は、「設置時期が決まっている」自治体で最も高く、「NPOやボランティアの把握」「生活支援に関するニーズの把握」は、設置状況による差異が少なかった。

③第1層生活支援コーディネーターの配置状況別にみた生活支援体制整備事業の課題



第1層生活支援コーディネーターの配置状況別に、生活支援体制整備事業における課題を集計した。生活支援コーディネーター配置状況（「配置済み」「配置時期が決まっている」「配置時期は未定」のいずれか）に該当する自治体数をそれぞれ母数とし、18の課題それぞれについて、「大きな課題であ

る」「課題がある」「課題はない」の3件法による回答のうち「大きな課題である」と回答した自治体数の割合を図示した。

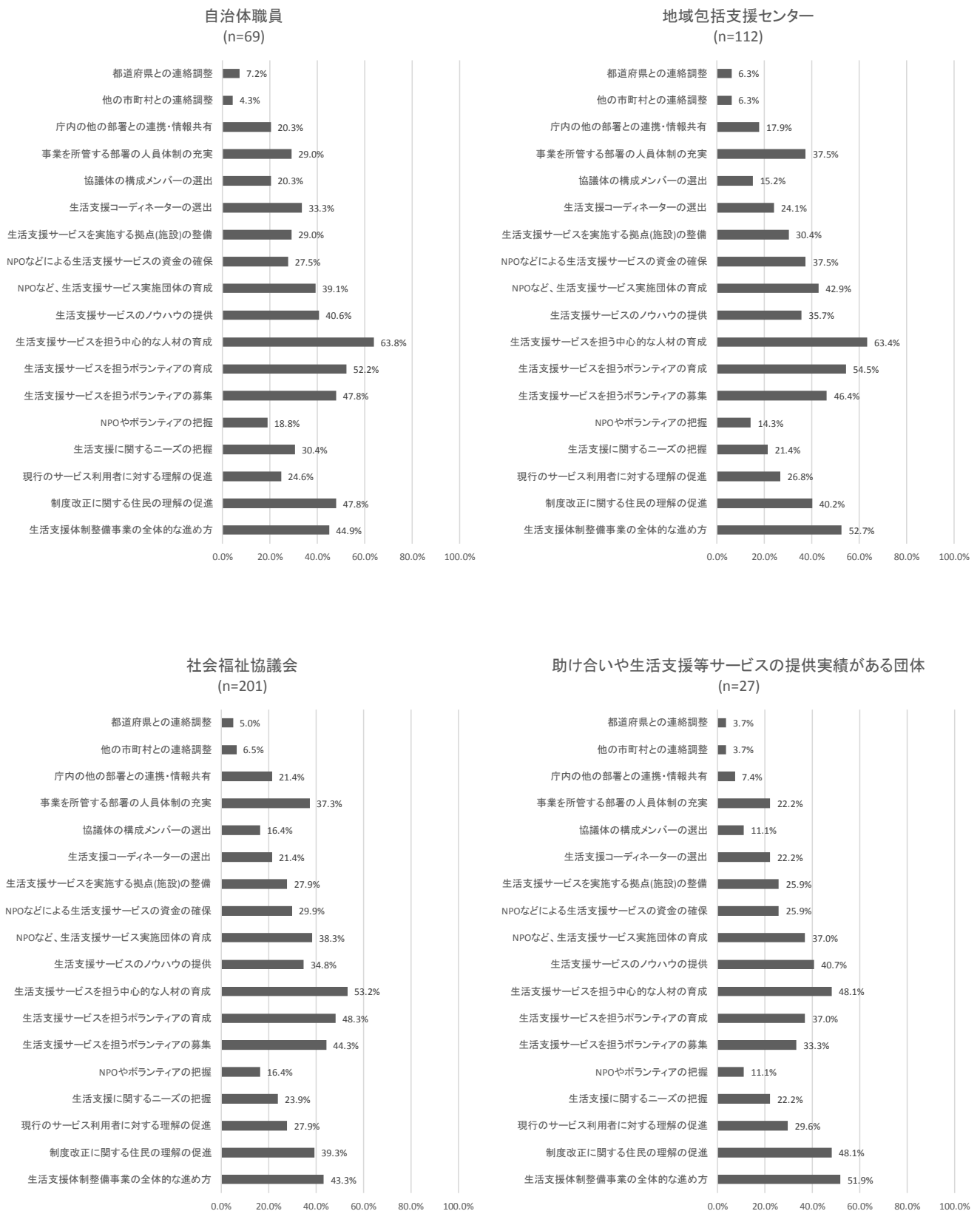
第1層生活支援コーディネーターを配置済みの108自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」51.9%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」47.2%、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」40.7%の順で高かった。

第1層生活支援コーディネーターの配置時期が決まっている194自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」61.3%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」51.0%、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」46.9%の順で高かった。

第1層生活支援コーディネーターの配置時期が未定の292自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」64.7%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」57.2%、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」54.8%の順で高かった。

多くの課題が、配置時期が未定となっている自治体でより高い傾向がみられたが、「制度改正に関する住民の理解の促進」は、「設置時期が決まっている」自治体で最も高く、「現行のサービス利用者に対する理解の促進」「庁内の他の部署との連携・情報共有」は、配置状況による差異が少なかった。

④第1層生活支援コーディネーターの所属する機関・団体別にみた生活支援体制整備事業の課題



第1層生活支援コーディネーターの所属する機関・団体別に、生活支援体制整備事業の課題を集計した。各機関・団体に第1層生活支援コーディネーターが所属すると回答した自治体数を母数とし、このうち18の課題それぞれについて、「大きな課題である」「課題がある」「課題はない」の3件法による回答のうち「大きな課題である」と回答した自治体数の割合を図示した。

自治体職員が第1層生活支援コーディネーターを担っている69自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」63.8%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」52.2%、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」と「制度改正に関する住民の理解の促進」がいずれも47.8%の順で高かった。

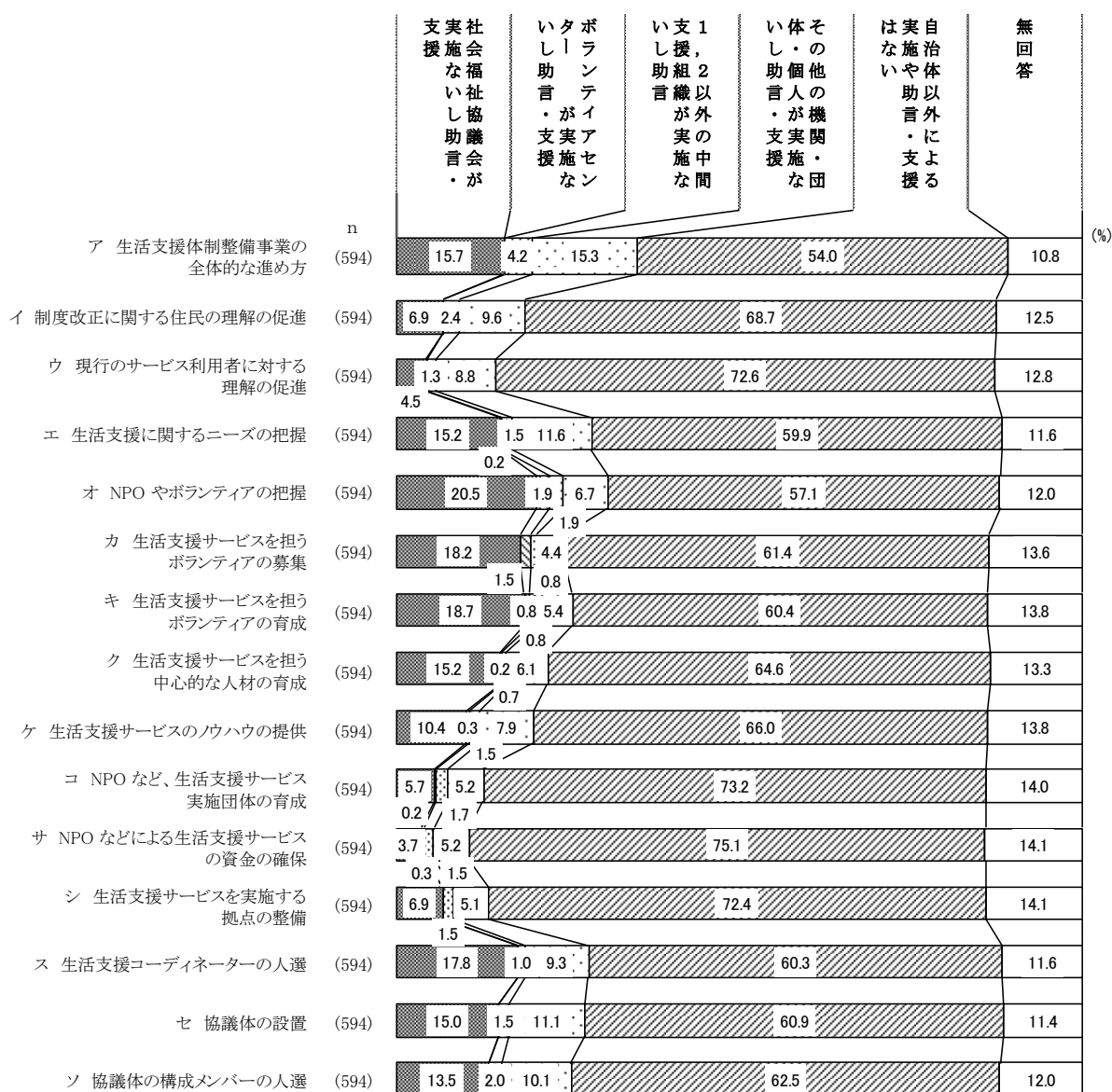
地域包括支援センターに第1層生活支援コーディネーターが所属している112自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」63.4%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」54.5%、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」52.7%の順で高かった。

社会福祉協議会に第1層生活支援コーディネーターが所属している201自治体では、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」53.2%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」48.3%、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」44.3%の順で高かった。

助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある団体に第1層生活支援コーディネーターが所属している27自治体では、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」51.9%がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」と「制度改正に関する住民の理解の促進」がいずれも48.1%、「生活支援サービスのノウハウの提供」40.7%の順で高かった。

(4) 協議体形成や生活支援コーディネーターの選出において、助言や支援、実施した事柄

問10 生活支援体制整備事業において、協議体形成や生活支援コーディネーターの選出にあたり、これまで、貴自治体以外の機関・団体・個人等から助言や支援を受けたり、委託・委嘱して実施したりした事柄はありますか。次のア～ソの項目について、それぞれ1～5の中からあてはまる番号に○をつけてください。(それぞれ○は1つ)



生活支援体制整備事業において、協議体形成や生活支援コーディネーターの選出にあたり、機関・団体・個人等から助言や支援を受けたり、委託・委嘱して実施したりした事柄を問うたところ、すべての事柄について、「自治体以外による実施や助言・支援はない」が最も多くの割合を占め、54.0～75.1%であった。

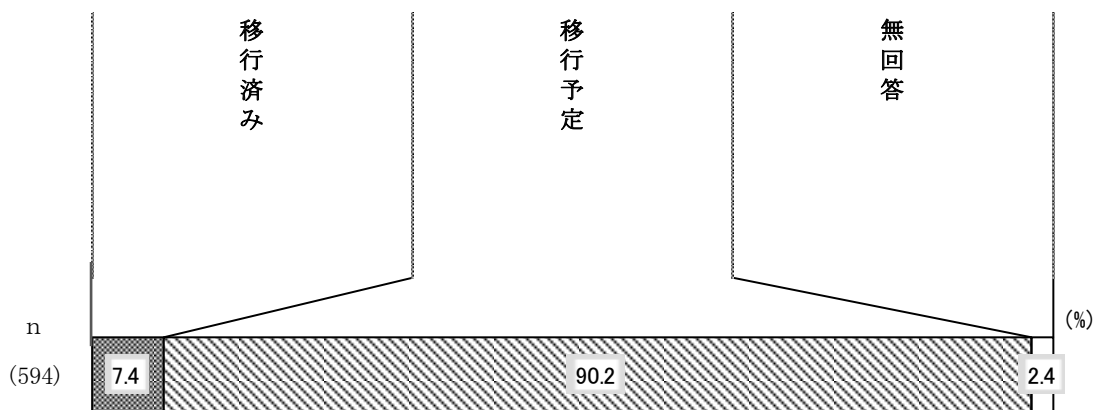
社会福祉協議会を含んだ他の団体等が、実施・支援・助言した割合の高い事柄を見ると、「生活支援

体制整備事業の全体的な進め方」が最も多く35.2%、ついで「NPOやボランティアの把握」が29.3%、「生活支援に関するニーズの把握」が28.5%「生活支援コーディネーターの人選」が28.1%、「協議体の設置」が27.6%、「生活支援サービスを担うボランティアの育成」が25.7%、「協議体の構成メンバーの人選」が25.6%、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」が24.9%、「生活支援サービスを担う中心的な人材の育成」が22.2%、「生活支援サービスのノウハウの提供」が20.1%の順で多かった。それ以外の事柄では、15.0%未満であった。

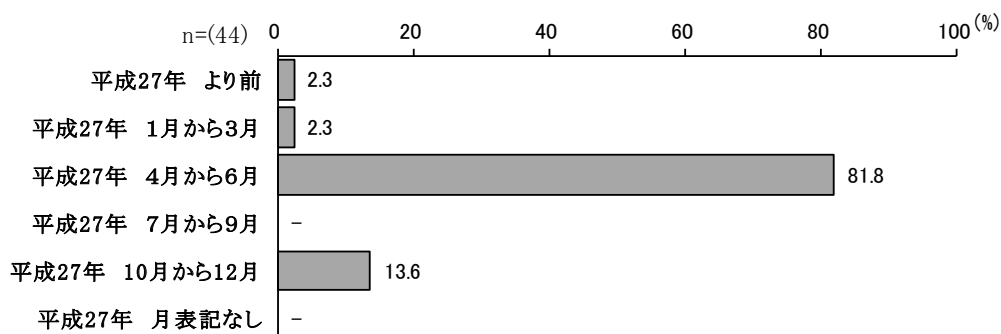
4. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について

(1) 総合事業への移行時期

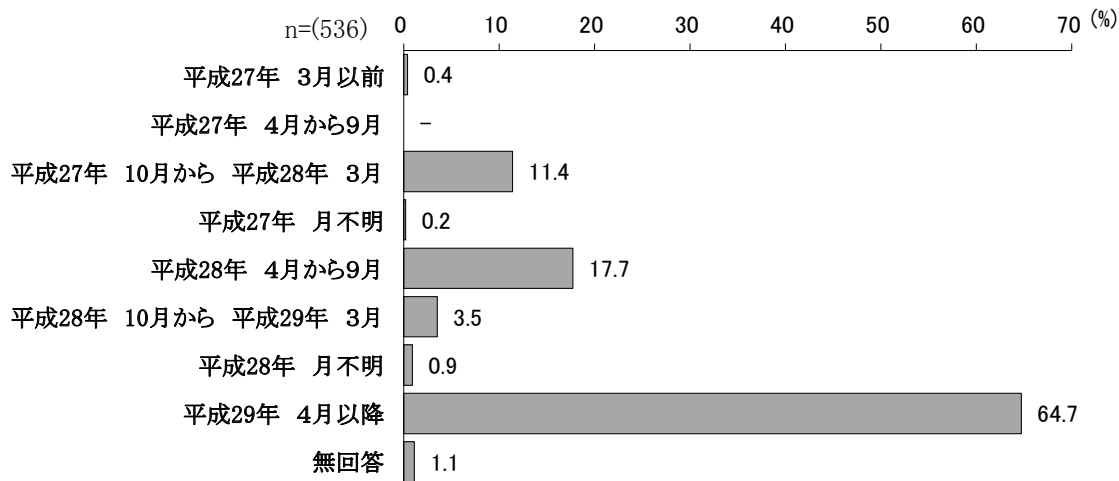
問11 総合事業への移行時期について、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。(1つ選択)



【移行時期】



【移行予定時期】



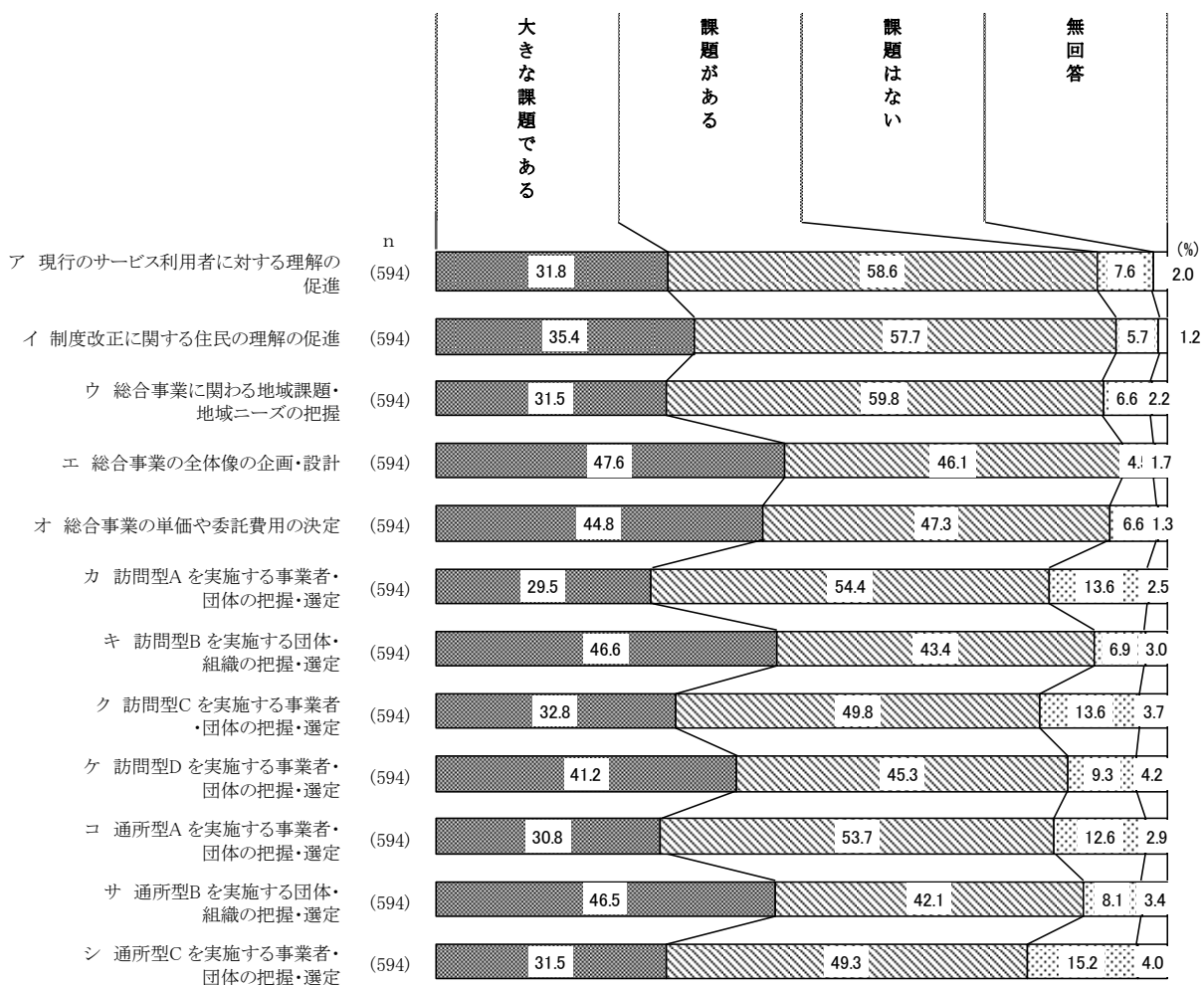
総合事業への移行時期について問うたところ、「移行予定」が最も多く 90.2%、「移行済み」は 7.4%であった。

「移行済み」の 44 自治体においてその時期を問うたところ、「平成 27 年 4 月から 9 月」が最も多く 81.8%、ついで「平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月」が 13.6%であった。

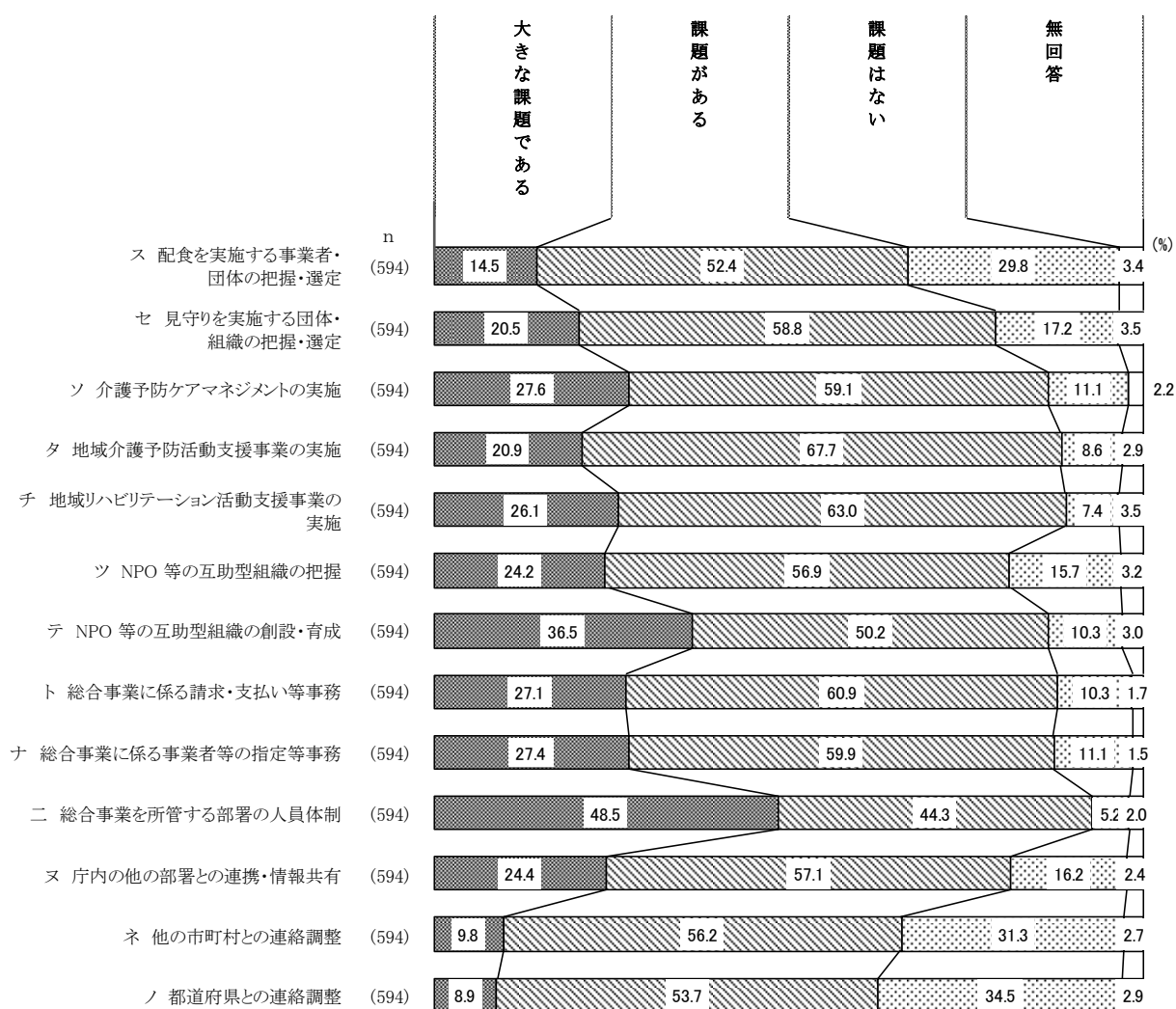
「移行予定」の 536 自治体においてその時期を問うたところ、「平成 29 年 4 月以降」が最も多く 64.7%、ついで「平成 28 年 4 月から 9 月」が 17.7%であった。

(2) 総合事業への移行における課題

問12 総合事業への移行にあたり、貴自治体・貴部署ではどのようなことが課題となっていますか。次のア～ハの項目について、それぞれもっともよくあてはまる選択肢の番号に1つに○をつけてください



【続き】



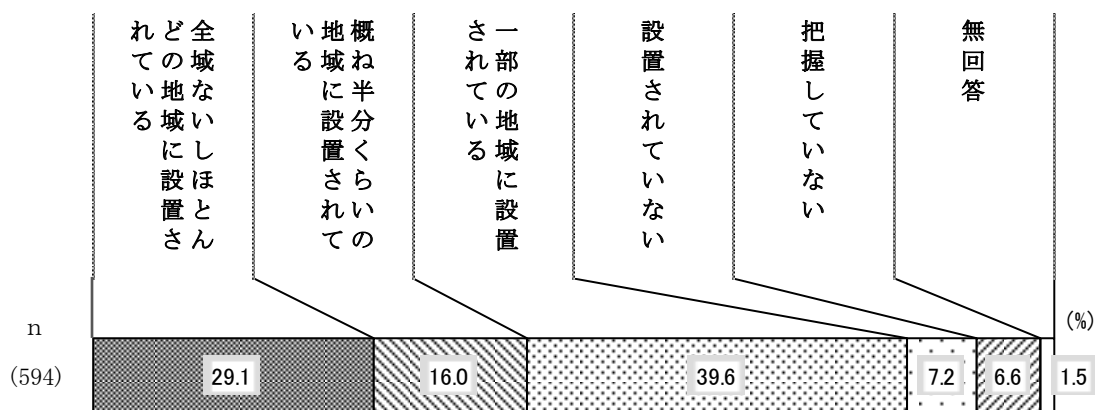
総合事業への移行における課題を問うたところ、「大きな課題である」と回答した割合が高いものは順に、「総合事業を所管する部署の人員体制」が最も多く48.5%、ついで「総合事業の全体像の企画・設計」が47.6%、「訪問型Bを実施する団体・組織の把握・選定」が46.6%、「通所型Bを実施する団体・組織の把握・選定」が46.5%、「総合事業の単価や委託費用の決定」が44.8%、「訪問型Dを実施する事業者・団体の把握・選定」が41.2%であった。

総合事業の住民等の理解やニーズ把握については31.5～35.4%、上記以外のサービス型を実施する事業者・団体の把握選定については29.5～31.5%であった。それ以外の課題について「大きな課題である」と回答した割合は、おおむね20%台であったが、「配食を実施する事業者・団体の把握・選定」は14.5%、「他の市町村との連絡調整」が9.8%、「都道府県との連絡調整」が8.9%と少なく、これらの課題については「課題はない」と回答した自治体が30%前後あり、相対的に課題が少ないと考えられた。

5. 住民参加による「通いの場」について

(1) 「通いの場」の設置状況

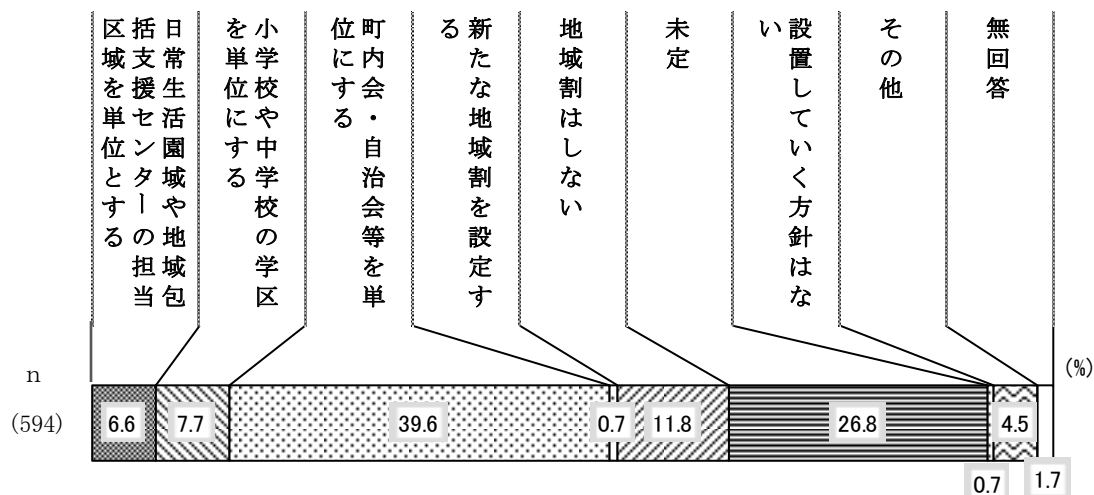
問14 貴自治体では、住民が運営や活動の担い手となっている「通いの場」（居場所、サロン、会食会など）は、現在、貴自治体内の地域のうち、どれくらい設置されていますか。貴自治体の現況にもっとも近い選択肢の番号に○をつけてください。（1つ選択）



通いの場の設置状況について単一回答で問うたところ、「一部の地域に設置されている」が最も多く39.6%、ついで「全域ないしほとんどの地域に設置されている」が29.1%、「概ね半分くらいの地域に設置されている」が16.0%の順で多かった。

(2)「通いの場」の設置方針・設置予定

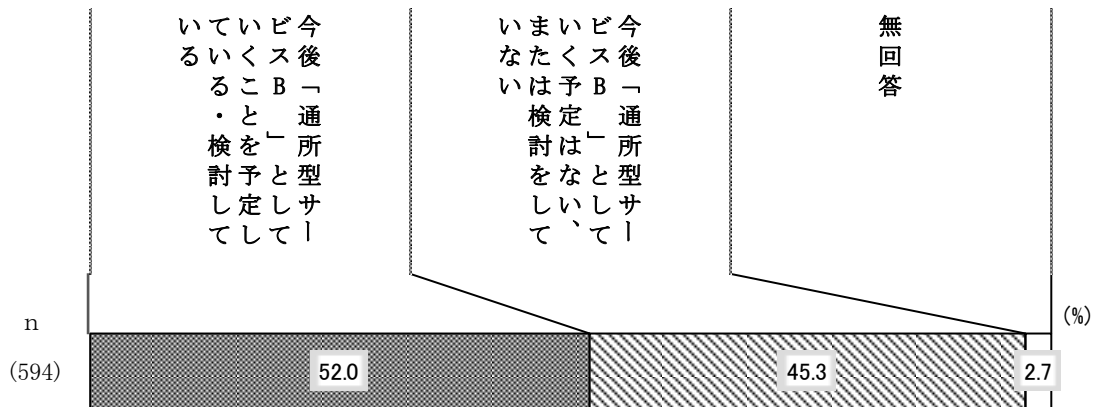
問15 貴自治体では、住民が運営や活動の担い手となっている「通いの場」（居場所、サロン、会食会など）をどのような方針で設置していますか、または設置する予定ですか。貴自治体の状況にもっとも近い選択肢の番号に○をつけてください。（1つ選択）



通いの場の設置方針について単一回答で問うたところ、「町内会・自治会等を単位にする」が最も多く39.6%、ついで「未定」が26.8%、「地域割はしない」が11.8%の順で多かった。

(3) 「通いの場」を「通所型サービスB」として活用する予定

問16 貴自治体では、住民が運営や活動の担い手となっている「通いの場」を、今後、総合事業の「通所型サービスB」（要支援者・虚弱者等を受け入れることができる通いの場）として活用する予定はありますか。貴自治体の状況に近い方の選択肢の番号に○をつけてください。（1つ選択）



通いの場を、今後総合事業の通所サービスBとして活用する予定の有無を単一回答で問うたところ、「予定・検討している」が52.0%、「予定・検討していない」が45.3%であった。

4 まとめ

(1) 第1層(市町村域)の協議体と生活支援コーディネーターについて

調査時点での協議体や生活支援コーディネーターの設置・配置済みおよび設置・配置時期が予定済みという自治体は約半数程度であった。調査時点での設置・配置済みは、協議体が14.5% (n=86)、生活支援コーディネーターが18.2% (n=108)であったが、両者の設置・配置は必ずしも一致しておらず、協議体は設置したが生活支援コーディネーターは未配置(時期予定済みおよび未定)なのは、6.6% (n=39)、すでに生活支援コーディネーターは配置したが、協議体は未設置(時期予定済みおよび未定)なのは、10.3% (n=61)であり、生活支援コーディネーターの配置を先行した自治体のほうが多かった。

第1層の生活支援コーディネーターの所属する機関・団体については、複数回答で問うたところ、「未定」が最も多く(41.6% (n=247)、決定していたのは全体の56.0% (n=333)であった。そのうち「社会福祉協議会」が最も多かった(n=201: 全体の33.8%、決定しているなかでは60.4%)。ついで、「地域包括支援センター」(n=112)であったが、そのうち直営のセンターという回答が63.4% (n=71)を占めており、「自治体職員」(n=69)と合わせると140自治体であった(全体の23.6%、決定しているなかでは42.0%)。なお、助け合いや生活支援等サービスに提供実績がある団体に所属する者を第1層の生活支援コーディネーターに配置していた自治体は4.5% (n=27)であり、1名しか配置していない場合で、助け合いや生活支援等サービスに提供実績がある団体に所属する者であったのは、5自治体であった。

(2) 第2層(日常生活圏域)の協議体と生活支援コーディネーターについて

調査時点での第2層の協議体や生活支援コーディネーターの設置・配置済みおよび設置・配置予定という自治体は16%程度(協議体: 167自治体、生活支援コーディネーター165自治体)であった。第2層の生活支援コーディネーターの所属する機関・団体について、配置済みおよび配置予定(n=165)を対象に複数回答で問うたところ、第1層と同じく「社会福祉協議会」が最も多かった(n=66: 40.0%)。ついで、「地域包括支援センター」(n=47: 28.5%)であったが、第2層では委託のセンターは74.5%を占めて、最も多かった。助け合いや生活支援等サービスに提供実績がある団体に所属する者を第2層の生活支援コーディネーターに配置していた自治体は12.1% (n=20)であった。

(3) 第1・2層をあわせた生活支援体制整備事業の運営や参加について

第1層、第2層をあわせた協議体、あるいは協議体の設置に向けた研究会・勉強会に、これまでどのような機関・団体が参加したかという質問に対する自治体以外の機関・団体の参加(「参加した」と「参加予定」)についてみると、地域包括支援センターと社会福祉協議会が80.0%を超えており最も多かった。ついで民生委員・児童委員が65.0%、自治体・町内会などの地縁組織、老人クラブ、シルバー人材センター、民間事業者が約50%程度であった。さらに、社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体・住民活動団体は約40%程度となっていた。ボランティア団体・住民活動団体を支援する中間支援団体は12.8%と最も低かったが、中間支援組織ではボランティアセンターが35.0%となっていた。

協議体における中間支援組織・機能はあまり活用されていないといえよう。

生活支援体制整備事業の実施にあたる課題については、ほとんどの項目で課題があるという回答であったが、とくに「大きな課題がある」と回答した割合に着目すると「生活支援サービスを担う中心的人材の育成」が最も多く61.3%、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」が53.4%、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」が48.5%、「NPOなど、生活支援サービス実施団体の育成」が44.1%と地域において生活支援サービスを担う人材や組織の不足とその育成が現状の大きな課題となっていることが窺えた。しかし、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」が48.7%と約半数を占めており、事業の全体像の設計が課題となっていることも明らかとなった。

第1層協議体の設置状況別に、生活支援体制整備事業における課題を集計した。

生活支援体制整備事業の実施にあたる課題については、層別分析を行ったところ、第1層の協議体や生活支援コーディネーターの設置・配置状況別にみると、多くの課題が、設置・配置時期が未定となっている自治体でより高い傾向がみられた。また、全体の共通課題である「生活支援サービスを担う中心的人材の育成」や「生活支援サービスを担うボランティアの育成」については、協議体や生活支援コーディネーターの設置・配置状況に関わらず、「大きな課題」としている自治体が多かった。一方で、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」が大きな課題である割合は、第1層協議体や生活支援コーディネーターの設置・配置が未定の自治体で高かった。

生活支援体制整備事業の実施にあたる課題について、第1層生活支援コーディネーターの所属する機関・団体別に集計した結果をみると、自治体、地域包括支援センター、社会福祉協議会に第1層生活支援コーディネーターが所属している自治体では、「生活支援サービスを担う中心的人材の育成」や「生活支援サービスを担うボランティアの育成」、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」といった人材不足と育成に関する項目が大きな課題となっている自治体の割合が高かった。このなかでは、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」を大きな課題とした割合は、地域包括支援センターに所属の職員が第1層の生活支援コーディネーターである場合だけが5割を超えて、やや大きい傾向にあった。一方で、第1層の生活支援コーディネーターが助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある団体である自治体は27しかないため傾向は明確ではないが、大きな課題とした割合が、「生活支援体制整備事業の全体的な進め方」がもっと割合が高く、ついで「生活支援サービスを担うボランティアの育成」「制度改正に関する住民の理解の促進」と少し異なっていた。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について

調査時点で移行済みの自治体は7.4%であり、ほとんどは今後移行予定であった。移行予定と回答の中では、移行時期は平成29年4月以降が約65%となっていた。

総合事業への移行における課題については、ほとんどの項目で課題があるという回答であったが、とくに「大きな課題がある」と回答した割合に着目すると、「総合事業を所管する部署の人員体制」、「総合事業の全体像の企画・設計」が多く、こうした総合事業の実施体制、全体設計に大きな課題を感じている自治体が約半数であった。ついで、「訪問型Bを実施する団体・組織の把握・選定」「通所型Bを実施する団体・組織の把握・選定」について、大きな課題であるとする自治体の割合が高く、Bタイプのサービス開発が課題となっていることが窺えた。また、「総合事業の単価や委託費用の決定」が44.8%、「訪問型Dを実施する事業者・団体の把握・選定」についても大きな課題とした割合は40%を超えていた。

(5) 住民参加による「通いの場」について

「一部の地域に設置されている」が最も多く39.6%、「全域ないしほとんどの地域に設置されている」が29.1%、「概ね半分くらいの地域に設置されている」が16.0%と合計すると約85%の自治体では何らかの設置が行われていた。地域割りについては自治会・町内会を単位とする場合が約4割となっており、最も多かった。通いの場は総合事業の通所B型としての機能を果たすことも期待されるが、その予定や期待は、予定・期待している自治体のほうがやや多かったもののはっきりと2分されるという結果であった。

3章 「住民参加による生活支援サービスの創出・推進に関する調査 (中間支援組織版)」の集計と考察

清水 洋行 (千葉大学文学部)

I 調査の概要

1. 調査方法と回収状況

- (1) 調査方法：郵送により送付・回収した(記名式)
- (2) 調査期間：平成27年10月～11月
- (3) 調査票の送付先：
 - ①一般型中間支援組織(NPO支援センター、市民活動センターほか)
 - ②領域特定型中間支援組織
 - ③ボランティアセンター(茨城県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、熊本県の各都府県内にあるもの)
- (4) 発送数：1,011件(上記①～③の合計)
- (5) 回収数：233件
- (6) 回収率：23.0%

2. 調査項目

- (1) 支援対象団体について(活動範囲、活動分野、団体の種類)
- (2) 中間支援の実施状況について(団体の立ち上げや運営に関わる支援、サービスの維持・拡大や質の向上に関わる支援、ボランティア育成の仕方と対象、資金や物品の獲得支援や提供に関わる支援、ネットワークづくりに関わる支援、政策提言に関わる支援)
- (3) 垂直的ネットワークと水平的ネットワーク
- (4) 「協議体」「生活支援コーディネーター」との関わり

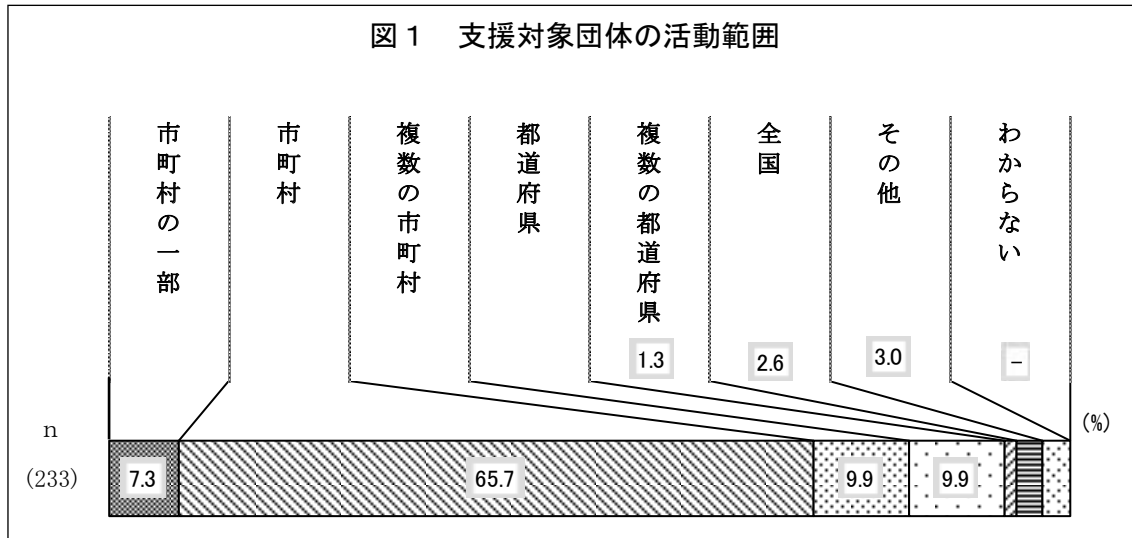
II 集計結果と考察

1. 支援対象団体について

最初に、回答団体のプロフィールを明らかにするため、それらがどのような活動団体を支援しているのかについてみていく。

(1) 支援対象団体の活動範囲(図1)

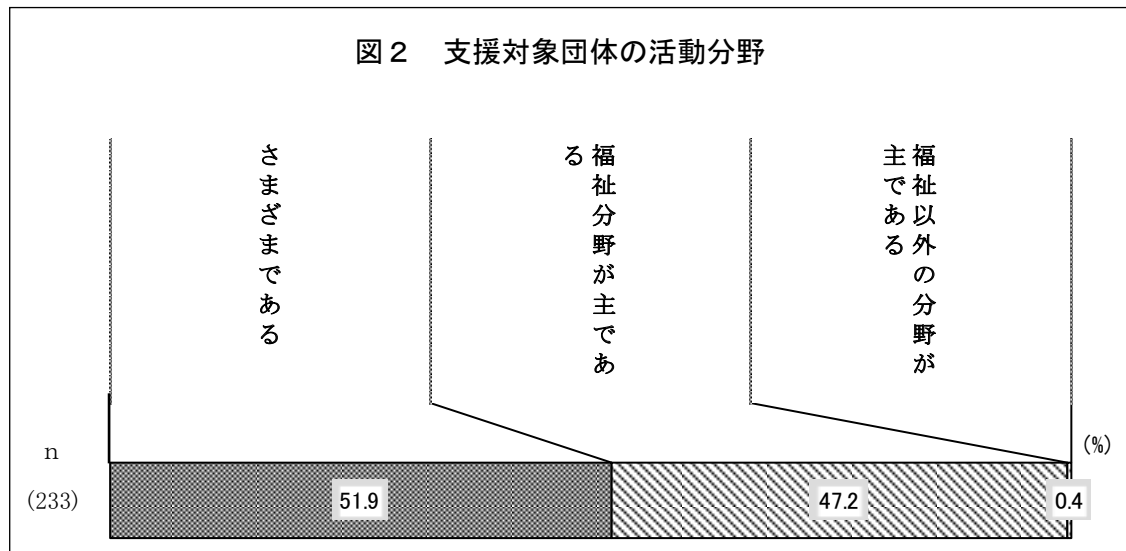
回答団体の支援対象団体の活動範囲について、「市町村」を範囲とするものが約3分の2(65.7%)を占め、最も多い。これと「市町村の一部」(7.3%)とあわせると、回答団体の約7割が市町村内における活動を支援対象とするものである。市町村を超える活動については、「複数の市町村」と「都道府県」を範囲とするものが約1割ずつ(いずれも9.9%)と少なく、「全国」(2.6%)、「複数の都道府県」(1.3%)を範囲とするものを支援しているものはわずかである。



(2) 支援対象団体の活動分野

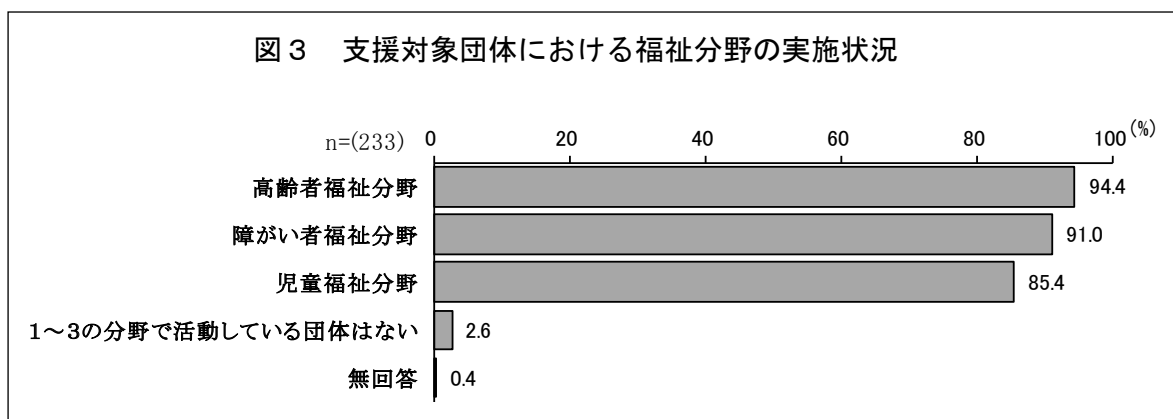
①支援対象団体の活動分野の特性 (図2)

回答団体が支援対象としている団体の活動分野について、「さまざまである」が51.9%、「福祉分野が主である」が47.2%であり、活動分野について一般的なものと特定のものがほぼ半々である。



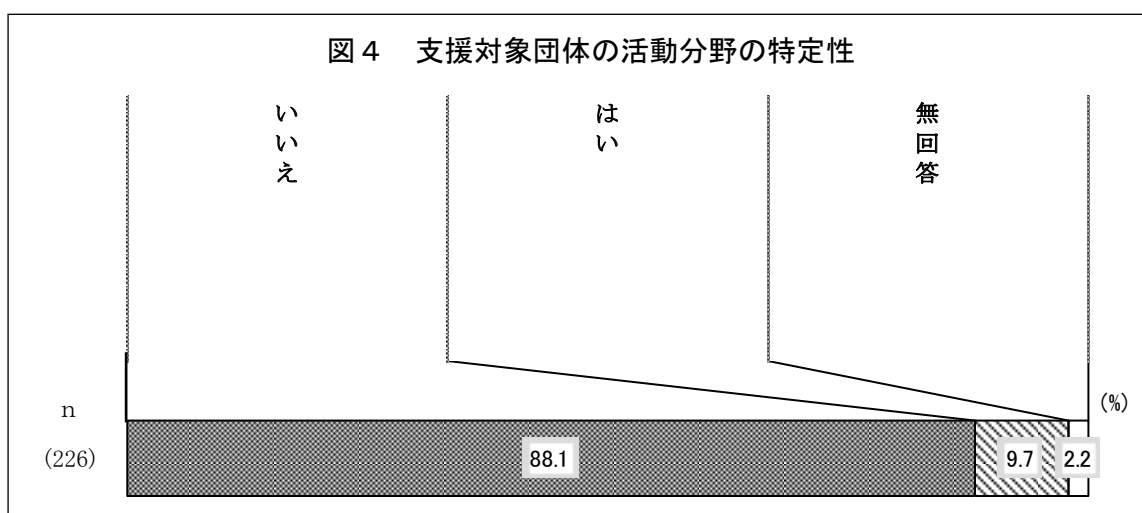
②支援対象団体における福祉分野の実施状況 (図3)

支援対象団体の活動分野について、高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、児童福祉分野の3つに分けてたずねた。支援対象団体に高齢者福祉分野の活動団体を含むものが94.4%、障がい者福祉分野の活動団体を含むものが91.0%、児童福祉分野の活動団体を含むものが85.4%であり、ほとんどの回答団体の支援対象に高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、児童福祉分野の活動団体が含まれている。支援対象に、これらの福祉分野に関わる活動団体を含まない回答団体は2.6%である。



③特定サービスの実施団体への支援状況 (図4)

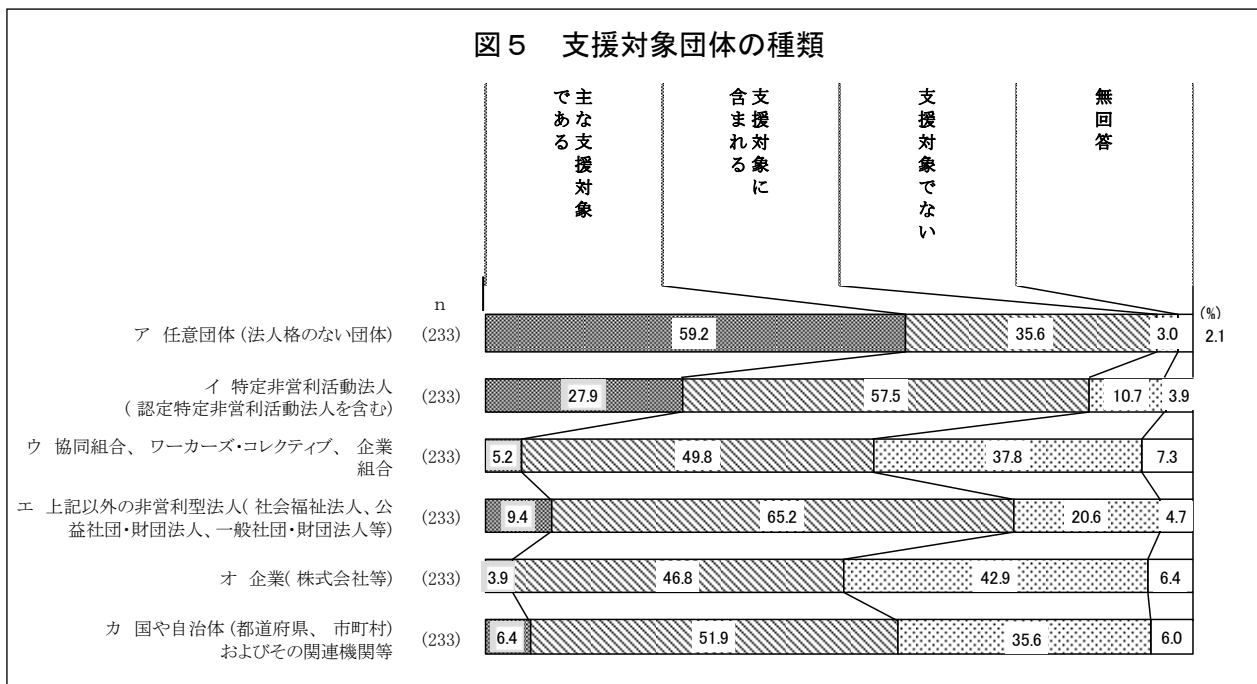
支援対象団体の活動分野の中に、高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、児童福祉分野のいずれか一つでも含む回答団体について、特定のサービスの実施団体を主な支援対象としているかどうかをたずねたところ、そのようにしている回答団体は約1割(9.7%)であった。



(3) 支援対象の団体の種類 (図5)

回答団体の主な支援対象に任意団体(法人格のない団体)を含むものが約6割(59.2%)と最も多く、続いて特定非営利活動法人を含むものが約3割(27.7%)である。「主な支援対象である」と「支援対象に含まれる」とをあわせた数値をみると、任意団体を含むものが94.8%、特定非営利活動法人を含むものが85.4%と多い。社会福祉法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人などの非営利型法人を「主な支援対象」とするものは約1割(9.4%)にとどまるが、「支援対象に含まれる」(65.2%)とあわせると74.6%となり、比較的多い。そのほか、国・自治体やその関連機関等が支援対象に含まれるものが(主な支援対象とあわせて)58.3%、協同組合、ワーカーズコレクティブ、企業組合が55.0%、企業が50.7%である。

図5 支援対象団体の種類



(4) 小括

回答団体の多くは市町村内の活動を支援対象とし、ほとんどが高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉について複数の福祉分野の活動団体を支援対象としている。ただし、回答団体の約半分は多様な活動団体の一部としてそれら福祉分野を含むものであり、残りの約半分は福祉分野の活動団体を主な支援対象とするものである。団体の種類から支援対象団体をみると、任意団体と特定非営利活動法人が主なものとする傾向が強いが、約6割が国・自治体とその関連機関を、また、約半分が企業を支援対象に含む点も注目される。

2. 中間支援の内容

高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、児童福祉分野およびそれら以外の分野での中間支援の実施状況をみていく。

(1) 団体の立ち上げや運営に関わる支援

団体の立ち上げや運営に関わる支援のなかでも、「団体や事業の新規立ち上げ支援」(図6)と「団体の運営に必要なスキル(技能)の習得に関する支援」(図7)は、比較的多くの団体で実施されている傾向にある。また、高齢者福祉分野についてみると、福祉の他分野や、特に「それら以外の分野」の活動団体を対象とするものよりも、「団体や事業の新規立ち上げ支援」と「団体の運営に必要なスキル(技能)の習得に関する支援」を実施している傾向がある。

図6 団体や事業の新規立ち上げ

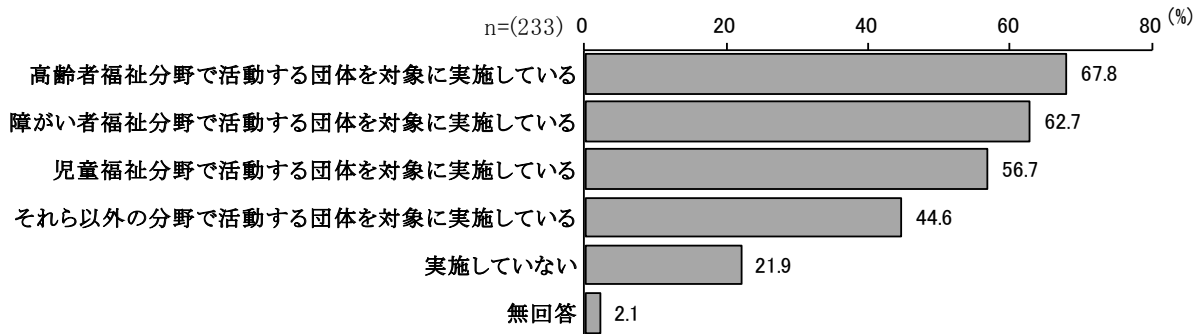
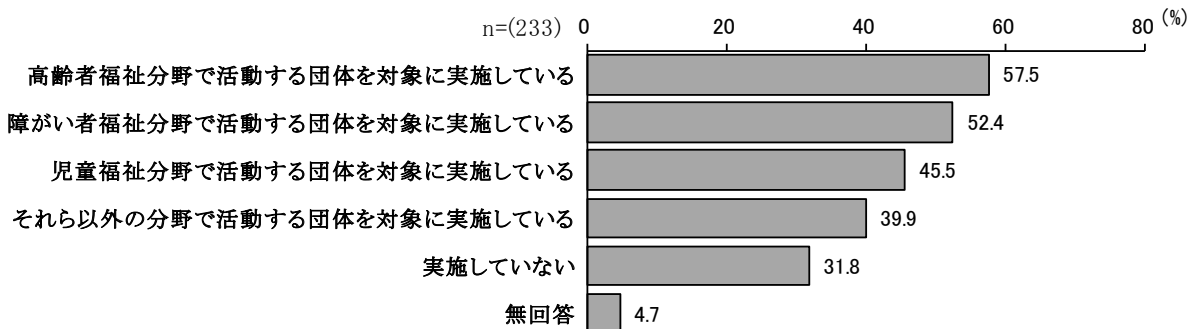


図7 団体の運営に必要な基本的なスキル(技能)の習得



一方、「団体のミッションの定義や再定義」(図8)、「新しいサービス・プログラムの開発」(図9)に関する支援は、いずれも分野でも3割未満の実施状況であり、実施されていない傾向にあるといえる。さらに「ビジネス・プランの作成など、経営の効率化」(図10)は、どの分野についても2割未満の実施状況であり、もっとも実施されていない傾向が強い。

図8 団体のミッションの定義や再定義

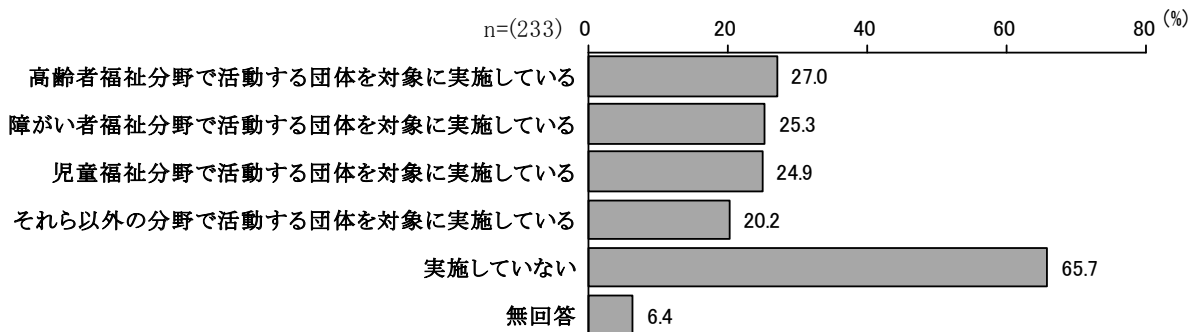


図9 新しいサービス・プログラムの開発

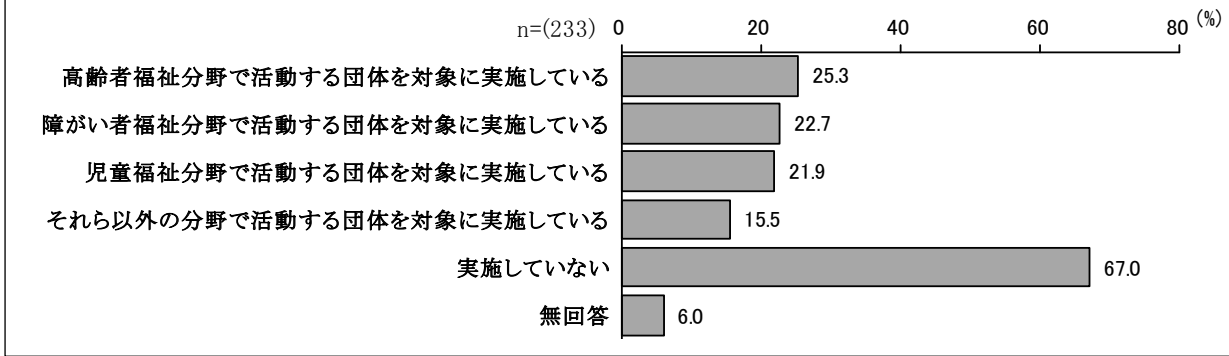
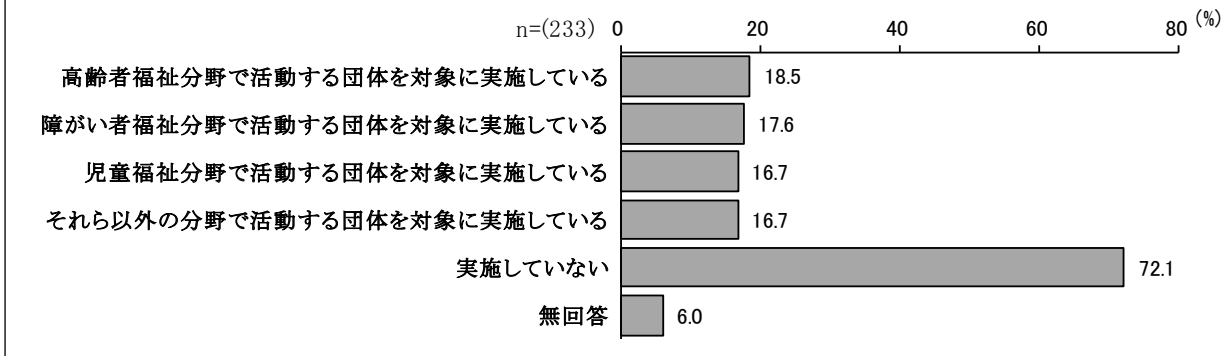


図10 ビジネス・プランの作成など、経営の効率化



(2) サービスの維持・拡大や質の向上に関わる支援

サービスの維持・拡大や質の向上に関わる支援について、「ボランティア（有償・無償）の募集」（図11）は福祉分野を対象とするものでは概ね6割～7割で、「ボランティア（有償・無償）の育成」（図12）は同じく概ね5割～6割で実施されており、実施されている傾向が強い。また、これらについて、福祉分野を対象とするものの方が「それ以外の分野」を対象とするものよりも実施されている傾向にある。

図11 ボランティア(有償・無償)の募集

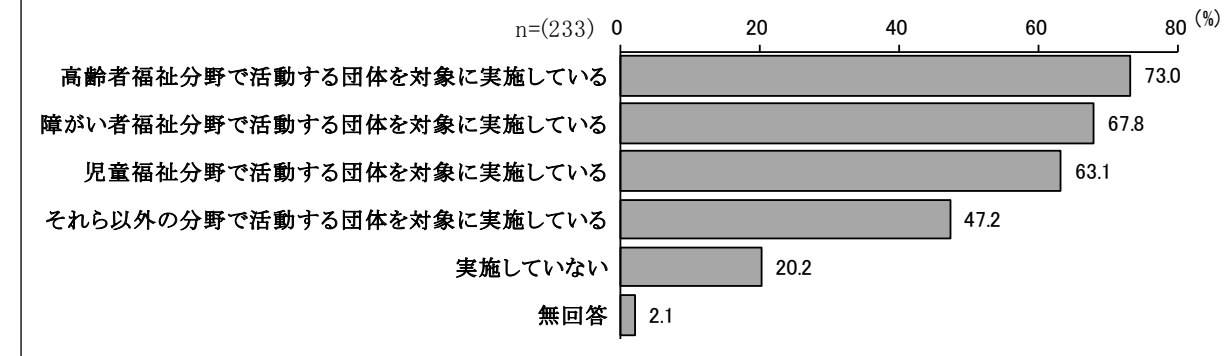
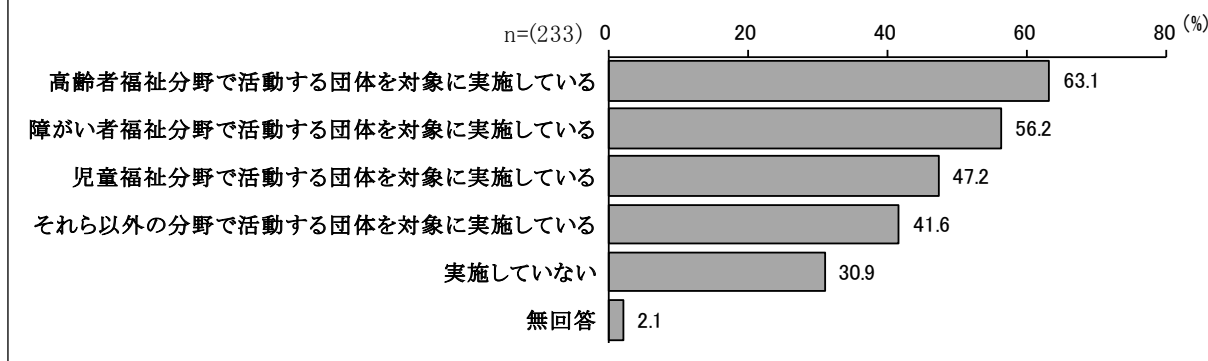


図12 ボランティア(有償・無償)の育成



上述した項目と比べると、「サービスの提供に関わる制度や政策の広報・理解の促進」(図13)は、福祉分野を対象とするものでは概ね4割前後の実施であり、「サービスの質の向上に向けた、サービスの評価や情報交換」(図14)は同じく4割未満の実施にとどまり、実施されていない傾向にある。また、これらについても、福祉分野を対象とする方が「それ以外の分野」を対象とするものよりも実施されている傾向にある。

図13 サービスの提供に関わる制度や政策の広報・理解の促進

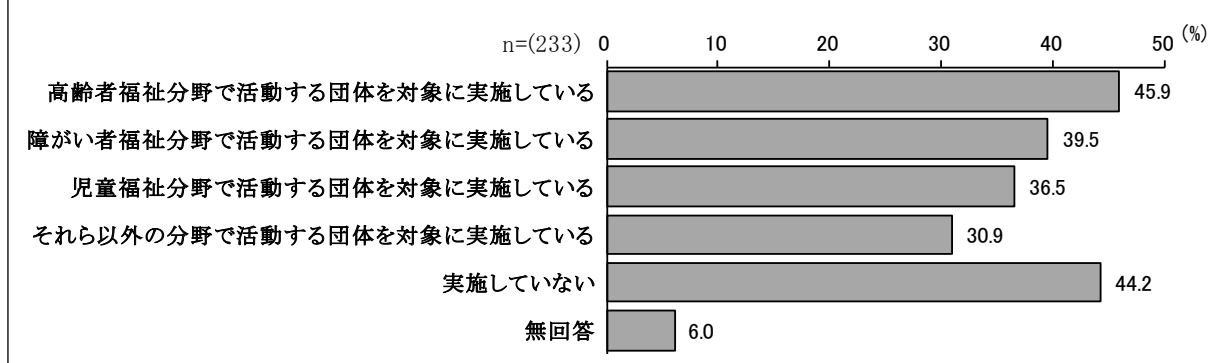
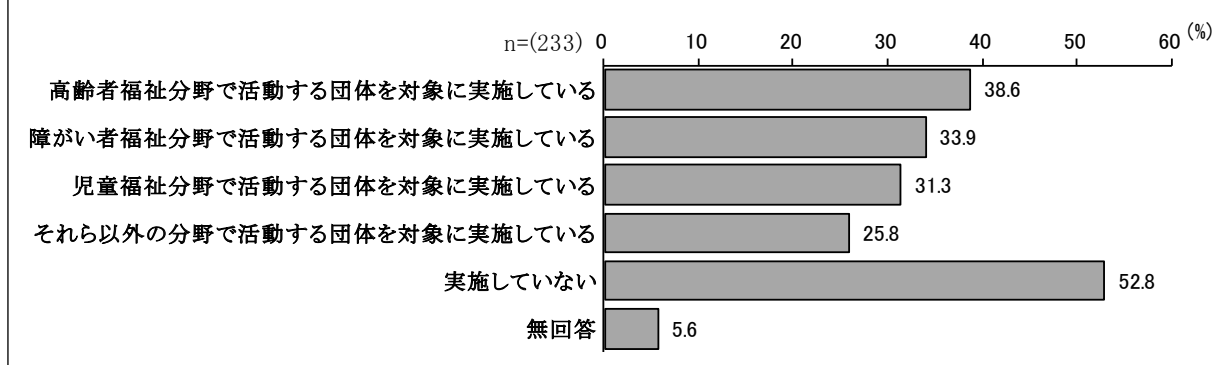


図14 サービスの質の向上に向けた、サービスの評価や情報交換



(3) ボランティア育成の仕方と対象

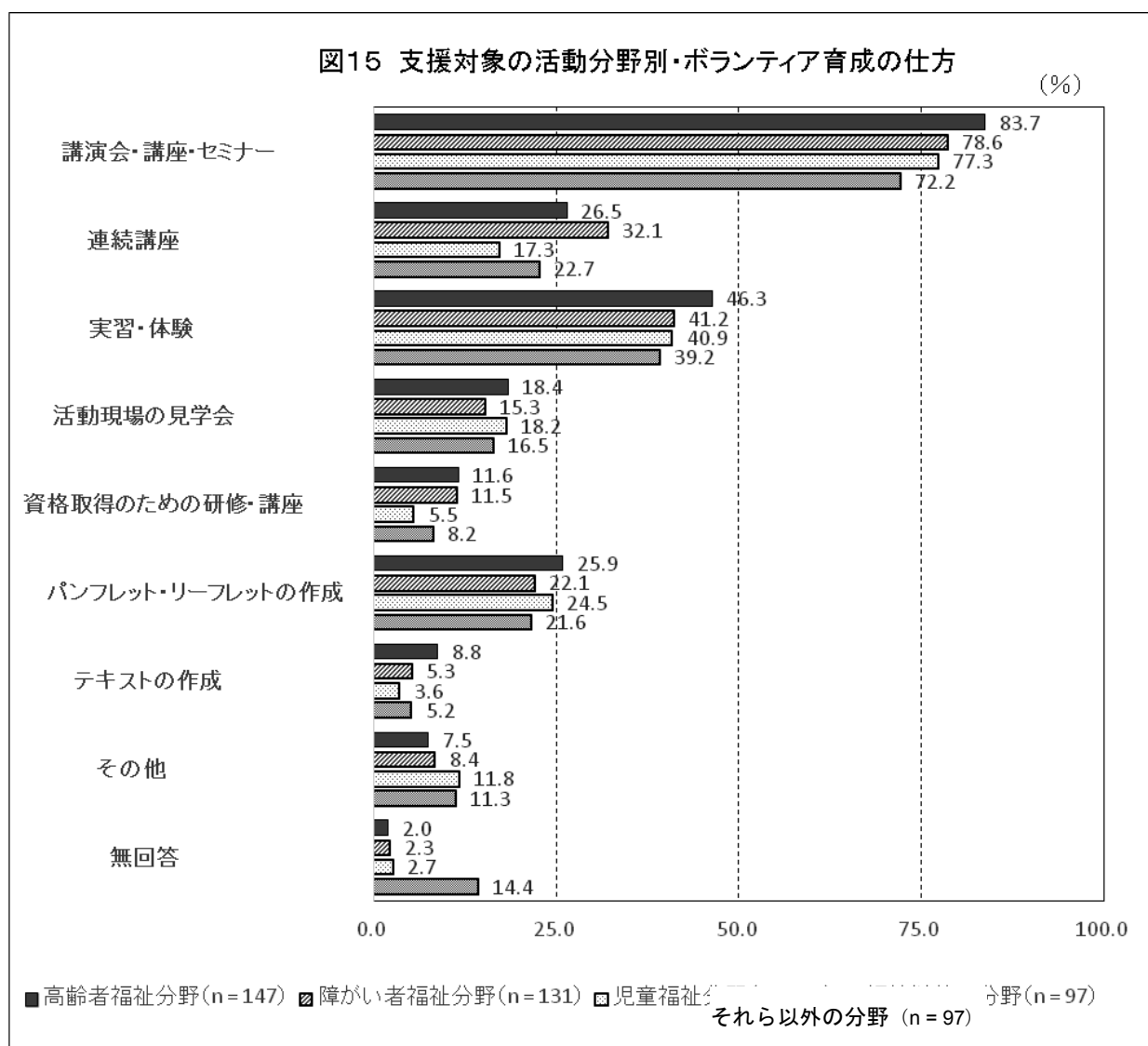
上記(2)の中の「ボランティア(有償・無償)の育成」について、高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、児童福祉分野、福祉以外の分野のいずれか一つでも実施している団体に、ボランティア育成の仕

方とその対象についてたずねた。

①ボランティアの育成の仕方について（図15）

ボランティアの育成の仕方として、各分野の活動団体を対象とする支援に共通して、単発の「講演会・講座・セミナー」は7割～8割程度の団体が実施しており、もっとも多く実施されている。続いて、「実習・体験」が4割程度、「パンフレット・リーフレットの作成」が2割程度である。

高齢者福祉分野の活動団体を対象として実施されているもので、他の分野を対象とするものよりも多く実施されている傾向がうかがえるのは「実習・体験」（46.1%）である。また「連続講座」は、障がい者福祉分野の活動団体を対象とするものが、他の分野を対象とするものよりも多く実施されている傾向がうかがえる。



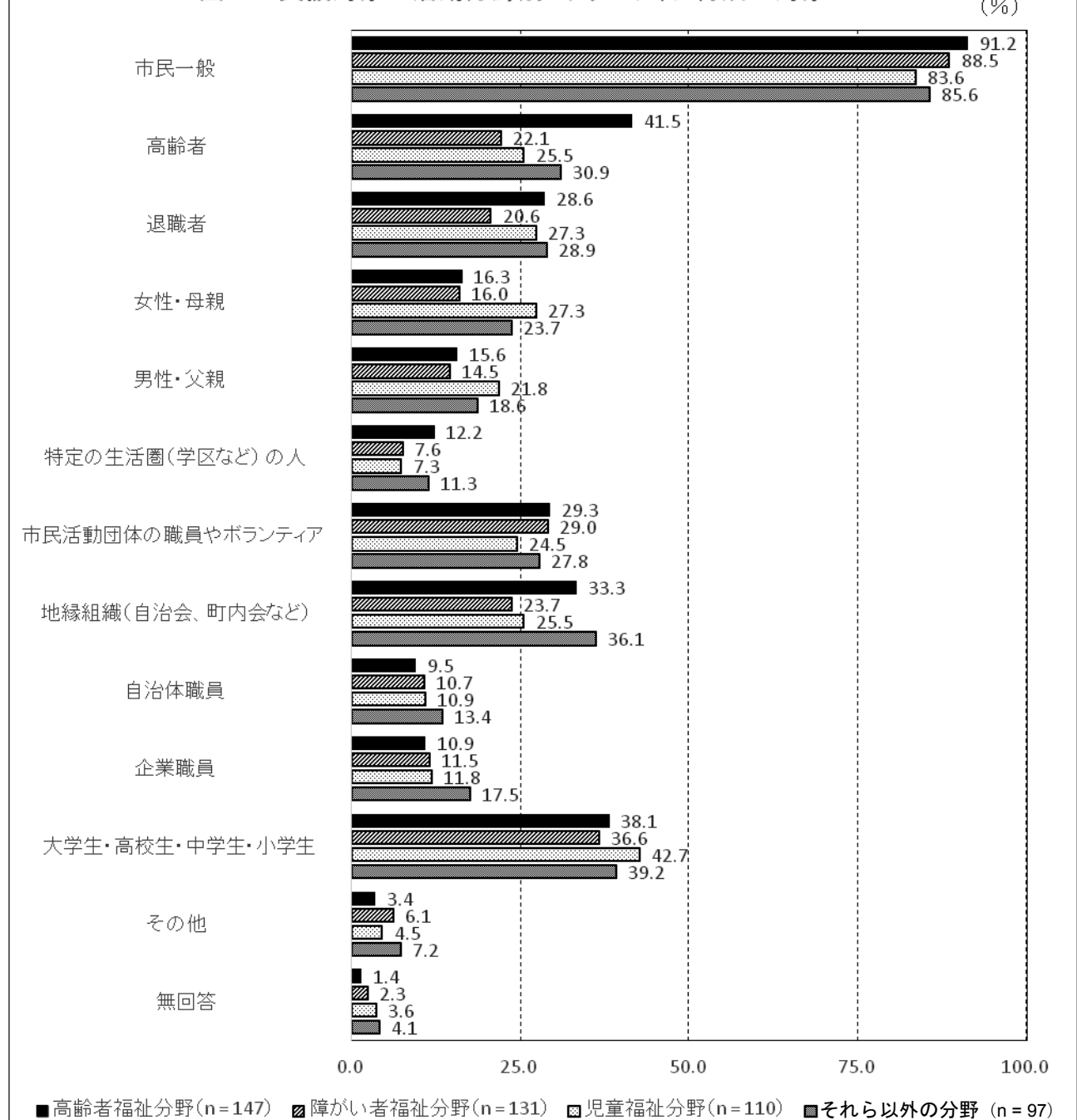
②ボランティアの育成の対象について（図16）

ボランティアの育成について、「一般市民」を育成対象とするものが、いずれの分野についても8割以上で、最も多い。育成対象を特定したものとして比較的多い傾向にあるのは「大学生・高校生・中学生・小学生」で、いずれの分野を対象とするものも4割前後である。「特定の生活圏（学区など）の

人」を育成対象とするものは少ないが、「地縁組織（自治会、町内会など）」を育成対象とするものは少なくない。特に、高齢者福祉分野と「それら以外の分野」を支援対象とするものが、障がい者福祉分野や児童福祉分野を支援対象とするものよりも、「地縁組織（自治会、町内会など）」を育成対象としている傾向がある。

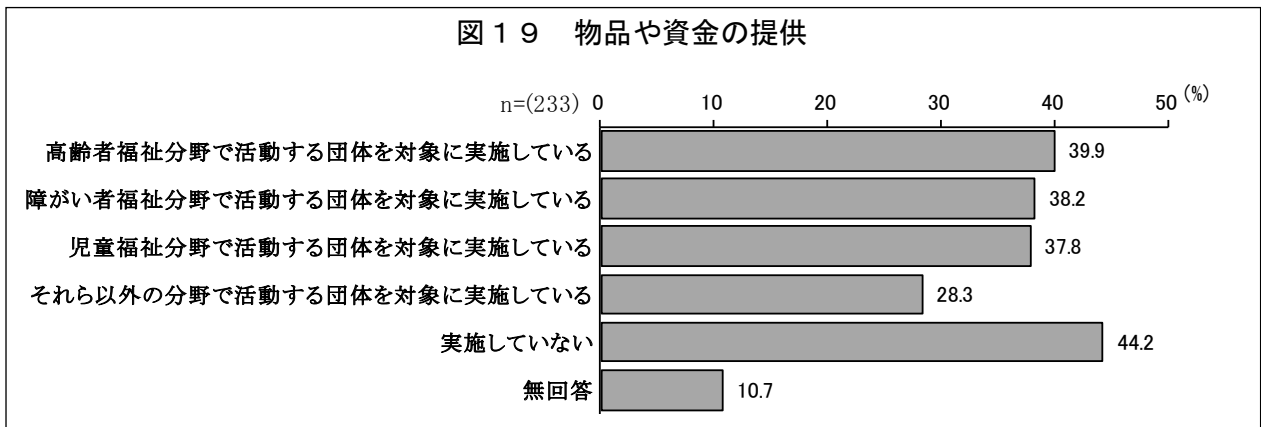
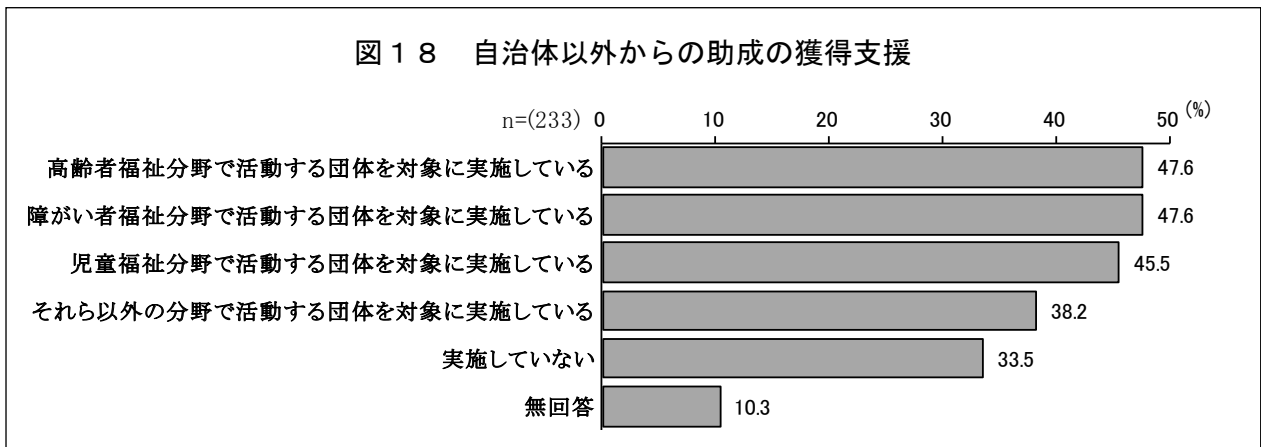
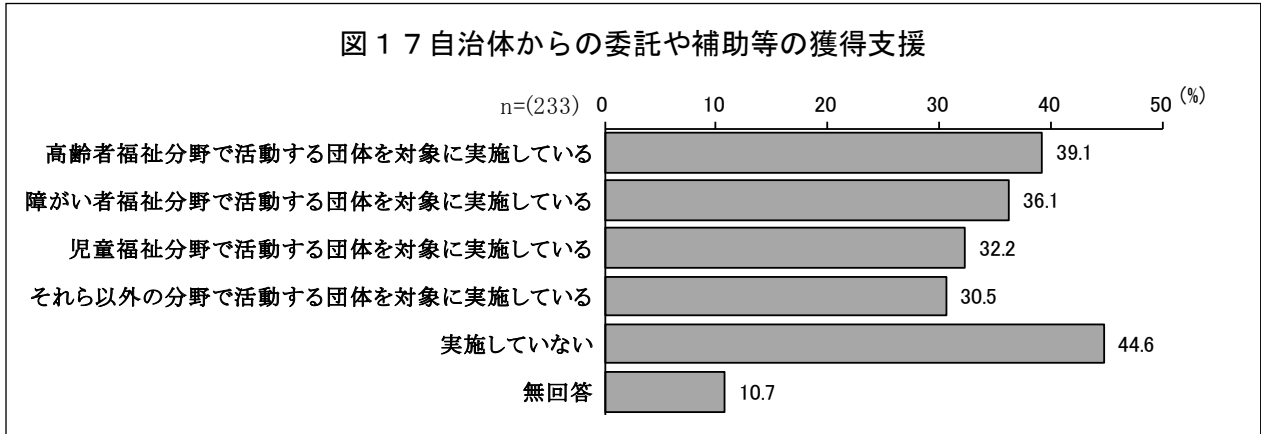
高齢者福祉分野の活動団体を対象とするものについて、他の分野の活動団体を対象とするものよりも「高齢者」（41.5％）を育成対象とするものが比較的多い傾向にあり、反対に、「女性・母親」「男性・父親」は少ない傾向がうかがえる。「企業職員」も、「それら以外の分野」と比べると少ない傾向がうかがえる。

図16 支援対象の活動分野別・ボランティア育成の対象



(4) 資金や物品の獲得支援や提供に関わる支援

資金や物品の獲得支援や提供に関わる支援について、「自治体からの委託や補助等の獲得支援」(図17)、「自治体以外からの助成の獲得支援」(図18)、「物品や資金の提供」(図19)のいずれも、強くはないが実施されている傾向にある。これらの中では「自治体以外からの助成の獲得支援」(図18)がもっとも実施されている傾向にある。



(5) ネットワークづくりに関わる支援

ネットワークづくりに関して「団体どうしのネットワークづくり」(図20)は6割～7割の団体が実施しており、実施されている傾向が強い。それに対して「活動分野別・サービス分野別の団体・機関のネットワークづくり」(図21)は4割前後、「市民活動団体と地縁組織とのネットワークづくり」(図22)と「団体と国・自治体との橋渡し」(図24)は3割程度と、実施されている傾向がやや弱い。さらに「団体と企業との橋渡し」(図23)は3割弱であり、もっとも実施されていない傾向にある。

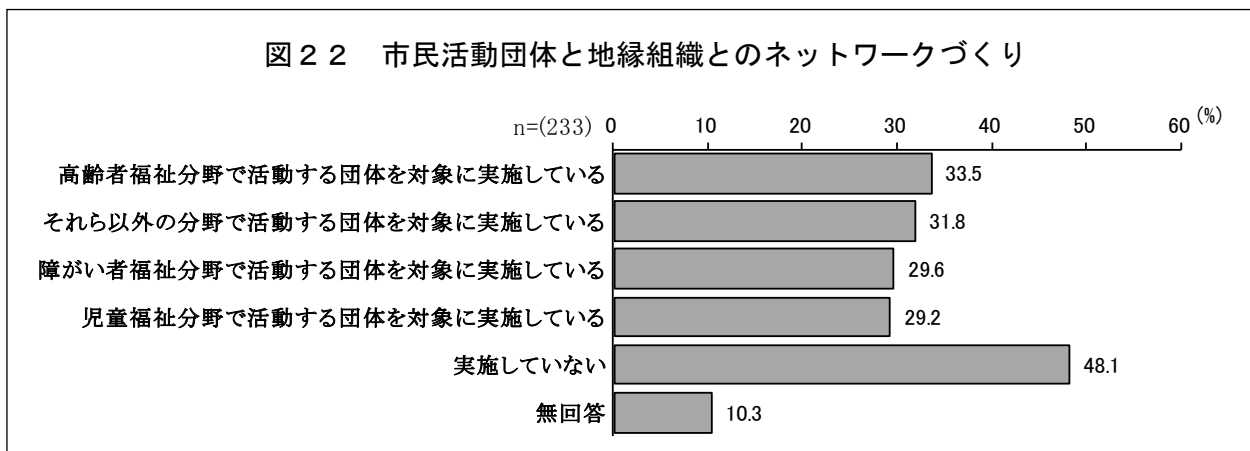
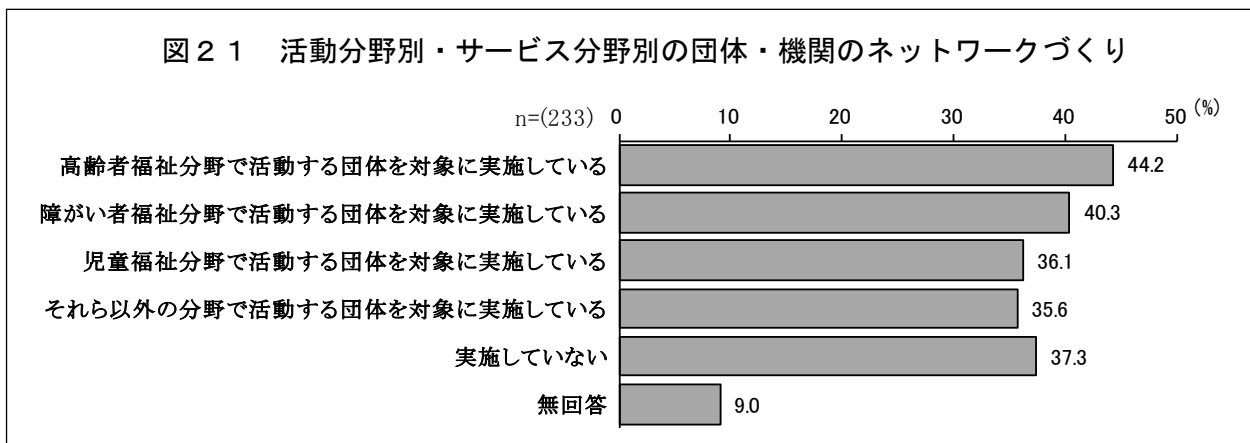
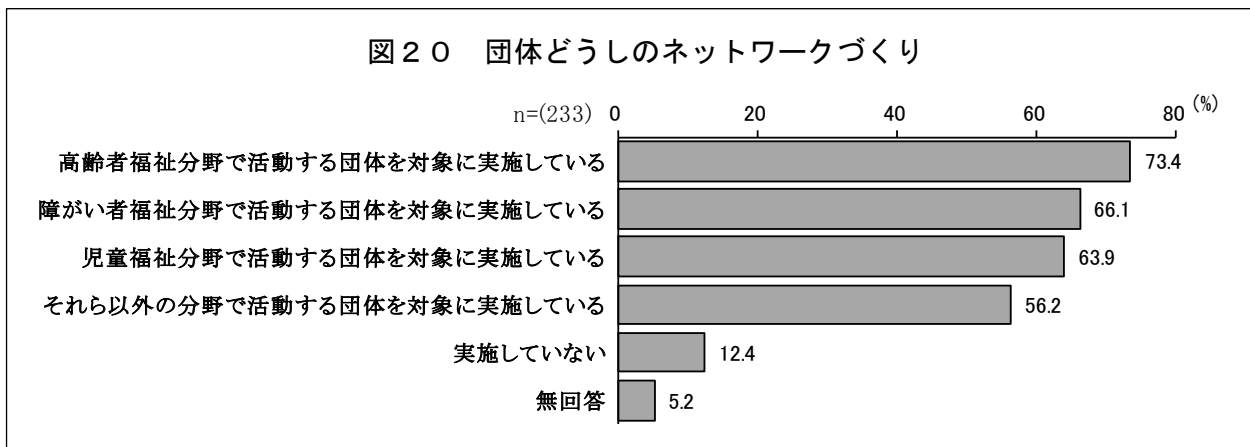


図 2 3 団体と企業との橋渡し

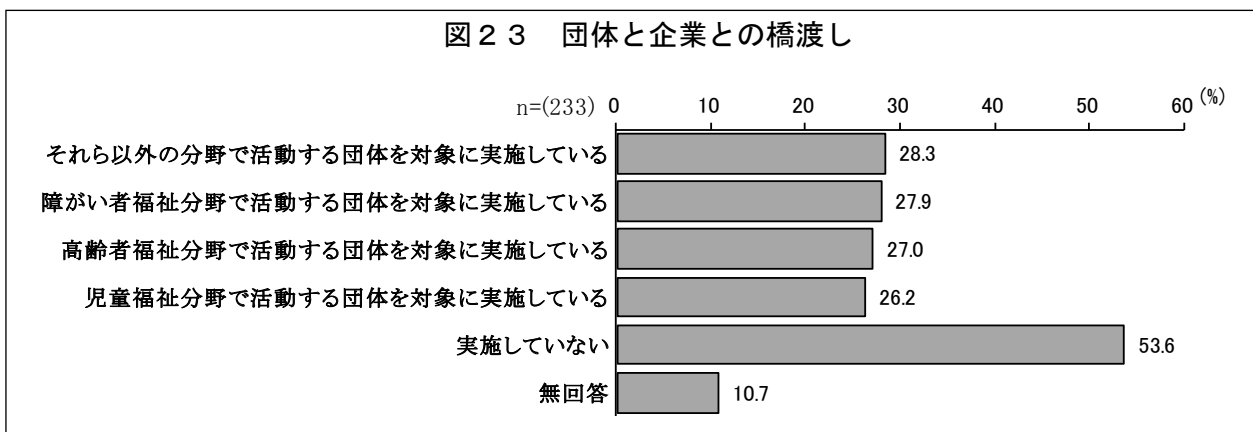
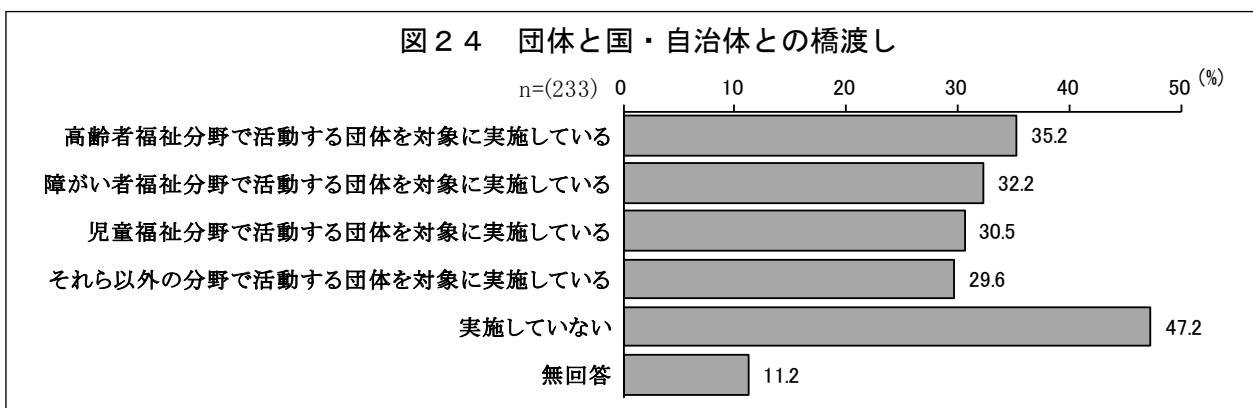


図 2 4 団体と国・自治体との橋渡し



(6) 政策提言に関わる活動

政策提言に関わる活動として「支援団体からの要望のとりまとめ」(図25)、「調査研究」(図26)、「国・自治体への要望・政策提言」(図27)についてたずねたが、いずれも実施されていない傾向が強い。

図 2 5 支援対象団体からの要望の取りまとめ

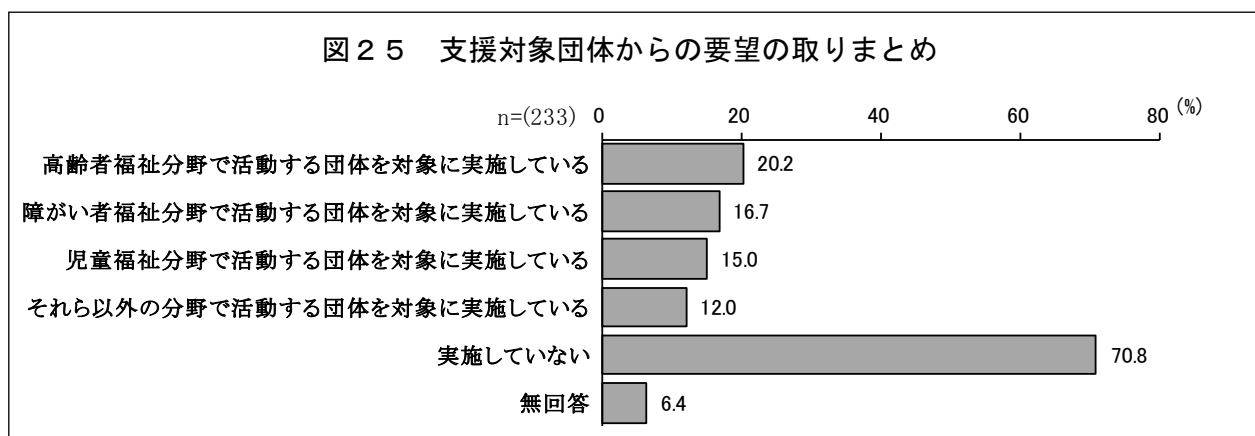


図26 調査研究

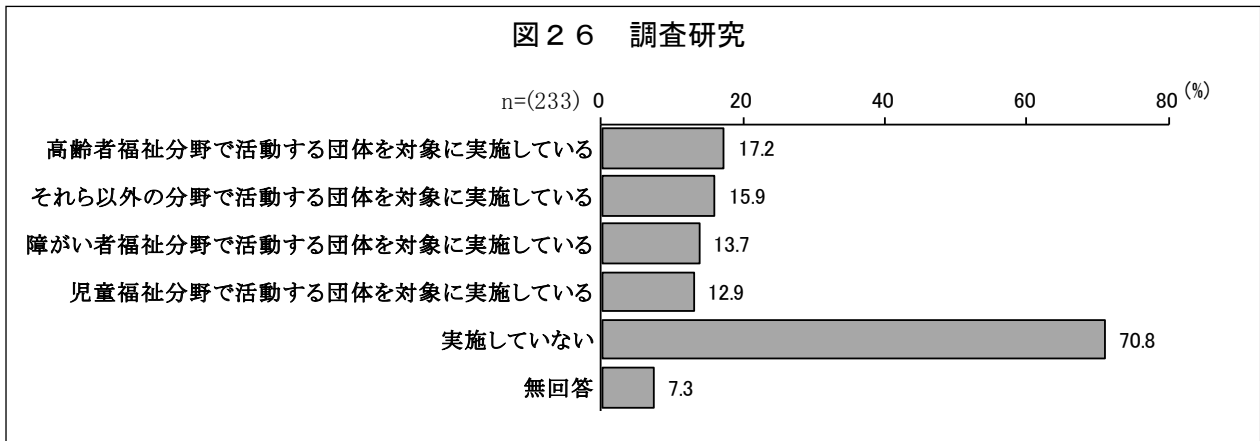
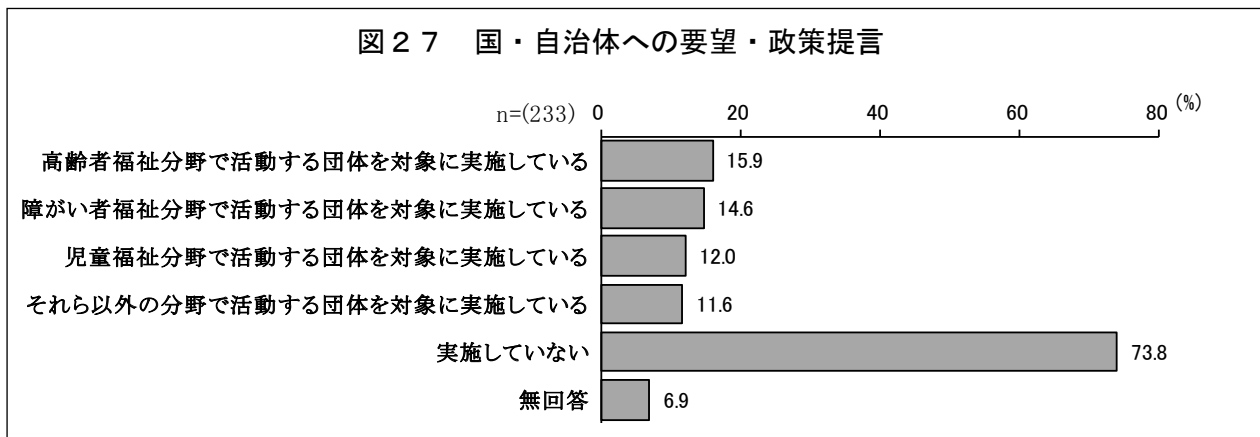


図27 国・自治体への要望・政策提言



(7) 小括

高齢者福祉分野の活動団体を対象とする支援を中心に、中間支援の実施状況を概括することとする。まず、支援の内容について、「団体や事業の新規立ち上げ」(図6)、「団体の運営に必要な基本的スキル(技能)の習得」(図7)、「ボランティア(有償・無償)の募集」(図11)、「ボランティア(有償・無償)の育成」(図12)、「団体どうしのネットワークづくり」(図20)に関しては、多くの団体で取り組まれている傾向にある。

ただし、「新しいサービス・プログラムの開発」(図9)、「ビジネス・プランの作成など、経営の効率化」(図10)など、地域ニーズに応じた新たな活動の創出や既存の活動の新たな展開に関わる支援については、一部による実施にとどまっている傾向にある。

また、ボランティアの育成について、単発の「講演会・講座・セミナー」(図15)は多く団体で取り組まれているが、新たな活動の創出や活動の展開を展望するとき、スキル・アップに対応するために他の形態の人材育成のあり方を検討することが必要となることが考えられる。ボランティア育成の対象(図16)は、市民一般が多く、よりターゲットを絞ったかたちのものを実施している団体は限定的である。この点も、広くボランティアを育成しつつ、地域課題や活動団体の課題によっては、よりターゲットを絞った取組みが求められることも考えられる。

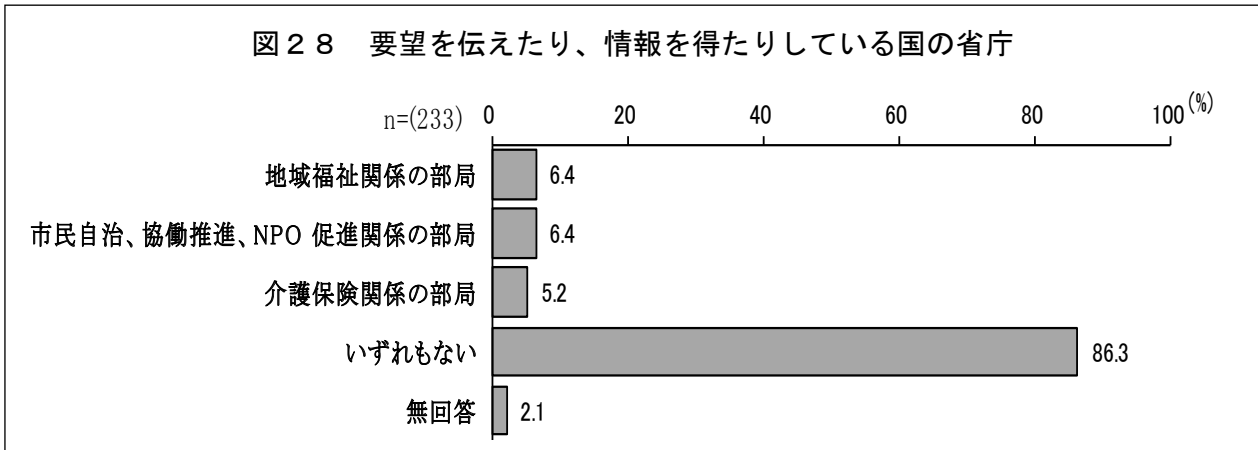
政策提言に関わる活動(図25～図27)を実施している団体は、限定的な傾向が強いが、後述のように、市町村の部局とつながりをもっている団体は多い(図30)。これまで築いてきた市町村との関係を基盤として、新たな政策課題や地域課題に関わるアドボカシー機能を強めることが望まれる。

3. 垂直的ネットワークと水平的ネットワークの状況

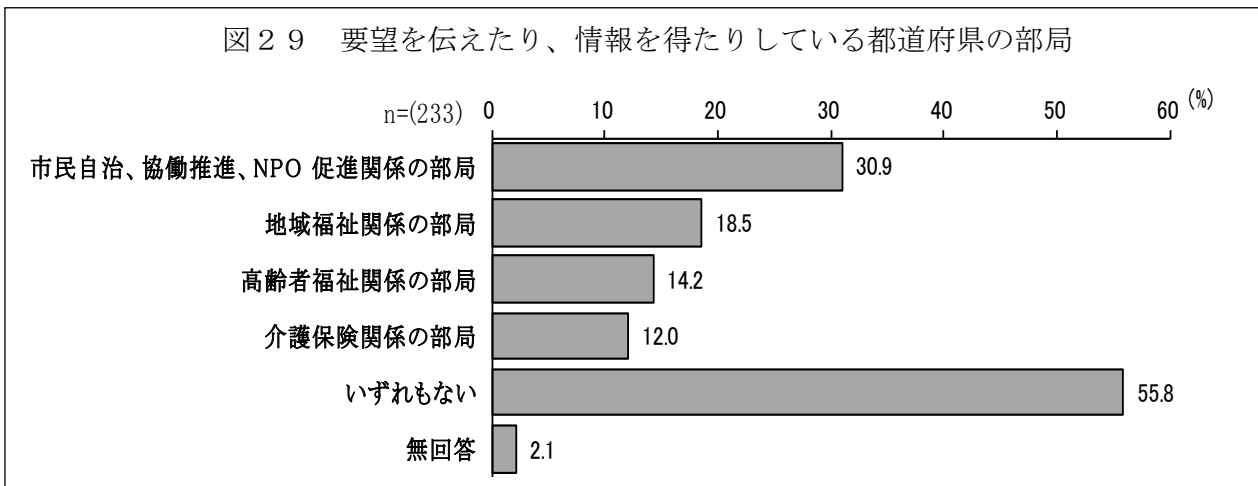
(1) 国、都道府県、市町村との関係（垂直的ネットワークの状況）

国、都道府県、市町村別に、「介護保険関係の部局」、「高齢者福祉関係の部局」（国は除く）、「地域福祉関係の部局」、「市民自治・協働推進・NPO促進に関わる部局」について、「担当者と会って、要望を伝えたり情報を得たりしている状況」の有無をたずねた。

今回、調査対象とした団体のほとんどが市町村レベルで活動している団体ということもあり、国の省庁との関係は弱い（図28）。

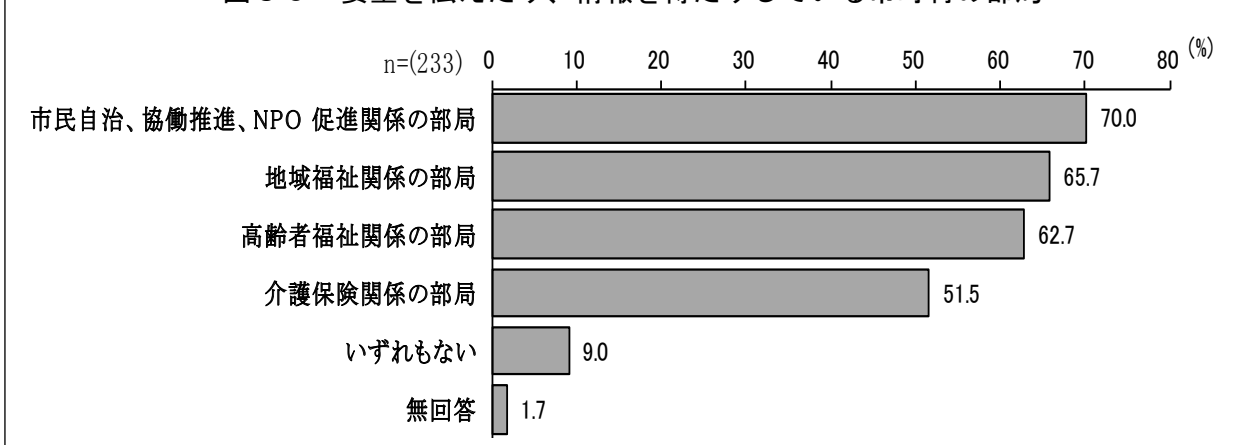


それに対して、都道府県との関係については、「市民自治・協働推進・NPO促進に関わる部局」との関係があるものが約3割（30.9%）と、関係を持つ傾向がややみられる（図29）。



市町村との関係については、「市民自治・協働推進・NPO促進に関わる部局」（70.0%）、「地域福祉関係の部局」（65.7%）、「高齢者福祉関係の部局」（62.7%）と関係を有する傾向が強いが、それらと比べると「介護保険関係の部局」（51.5%）との関係は比較的弱い傾向にある（図30）。

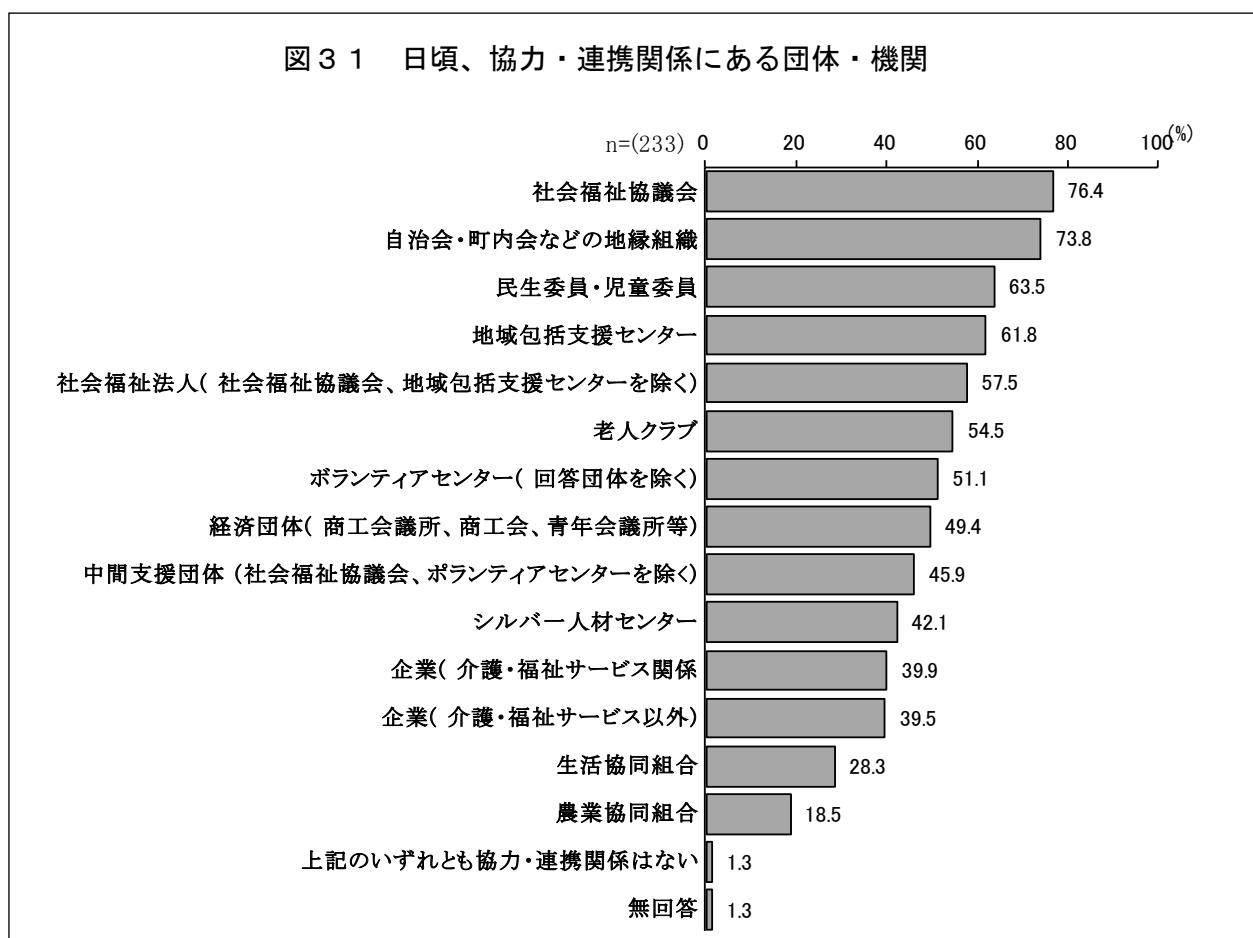
図30 要望を伝えたり、情報を得たりしている市町村の部局



(2) 日頃、協力・連携関係にある団体・機関（水平的ネットワークの状況）（図31）

国や自治体以外で、日頃、協力・連携関係にある団体・機関をたずねたところ、社会福祉協議会（76.4%）、「自治会・町内会などの地縁組織」（73.8%）が多かった。続いて、民生委員（63.5%）、地域包括支援センター（61.8%）、社会福祉法人（社会福祉協議会、地域包括支援センターをのぞく）（57.5%）も多い傾向にある。

図31 日頃、協力・連携関係にある団体・機関



(3) 小括

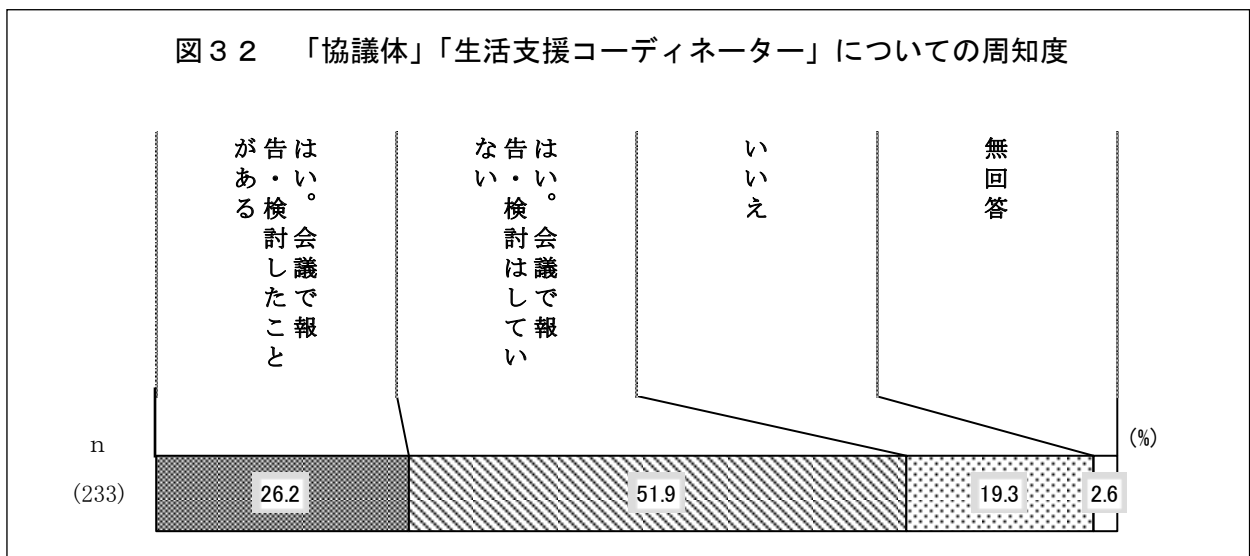
今回の調査対象団体の多くが市町村レベルで活動しているものであり、実際に中間支援組織やボランティアセンターのほとんどは市町村レベルにある。そのため、垂直的ネットワークについては、多くの団体で市町村の各部局との関係をもっていることが確認された。ただし、「国・自治体への要望・政策提言」をしている団体は限定的であり（図27）、「要望を伝えたり、情報を得たりしている市町村の部局」があるという回答（図30）の多くは、情報交換や連絡が主なものと考えられる。

水平的ネットワークについて（図31）、地域や福祉分野における事業やその意思決定過程に強く構造化されている団体とのネットワークを有しているとともに、団体どうしのネットワークづくり（図20）も多くの団体が実施していることから、一方において地域や福祉分野のガバナンスに強く構造化されている団体・機関と、一方における市民活動の幅広いネットワークを媒介する位置にあるといえる。

4. 「協議体」「生活支援コーディネーター」との関わりについて

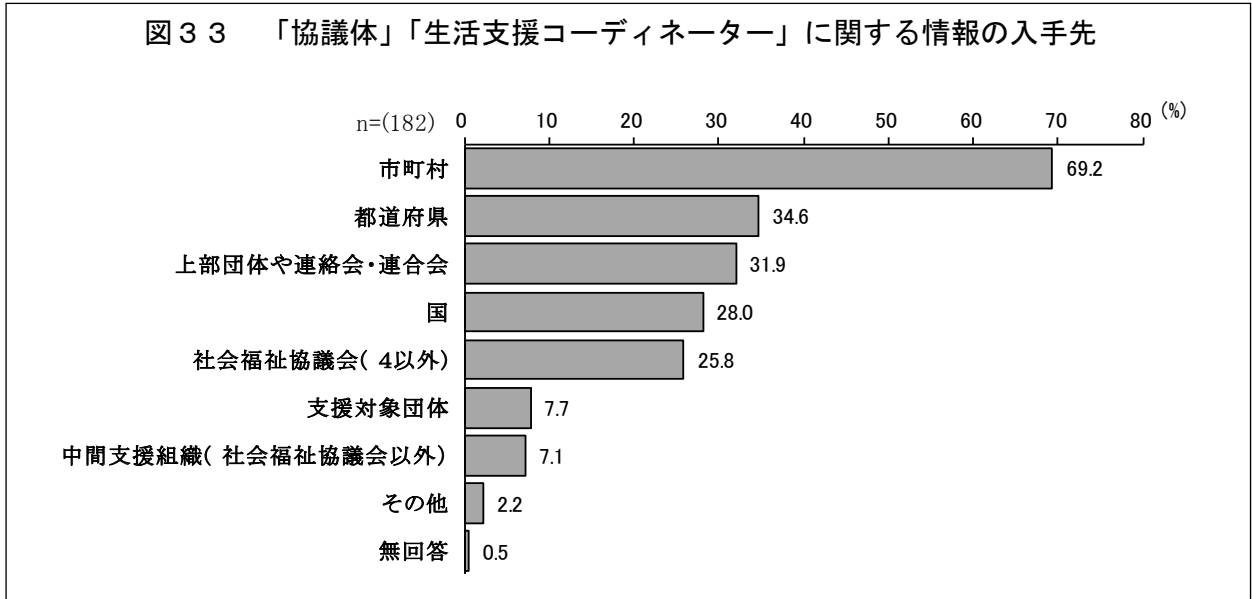
(1) 「協議体」「生活支援コーディネーター」の周知度と情報の入手先

「協議体」「生活支援コーディネーター」について知っていたかどうかをたずねたところ、「会議で報告したことがある」（26.2%）と、「会議で報告・検討はしていない」が知っている（51.9%）とあわせると、約8割（78.1%）が知っていた（図32）。



また、その情報の入手先は、市町村から（複数回答）が約7割（69.2%）であり、他に対して突出して多かった（図33）。尚、情報を入手した「中間支援組織（社会福祉協議会を除く）」として名前があがったものとして、新地域支援構想会議の構成団体、市民福祉団体全国協議会、さわやか福祉財団、全国老人給食協力会、全国移動サービスネットワーク、市民セクターよこはま、コミュニティサポートセンター神戸、ちばNPO協議会、調布ゆうあい福祉公社がある。

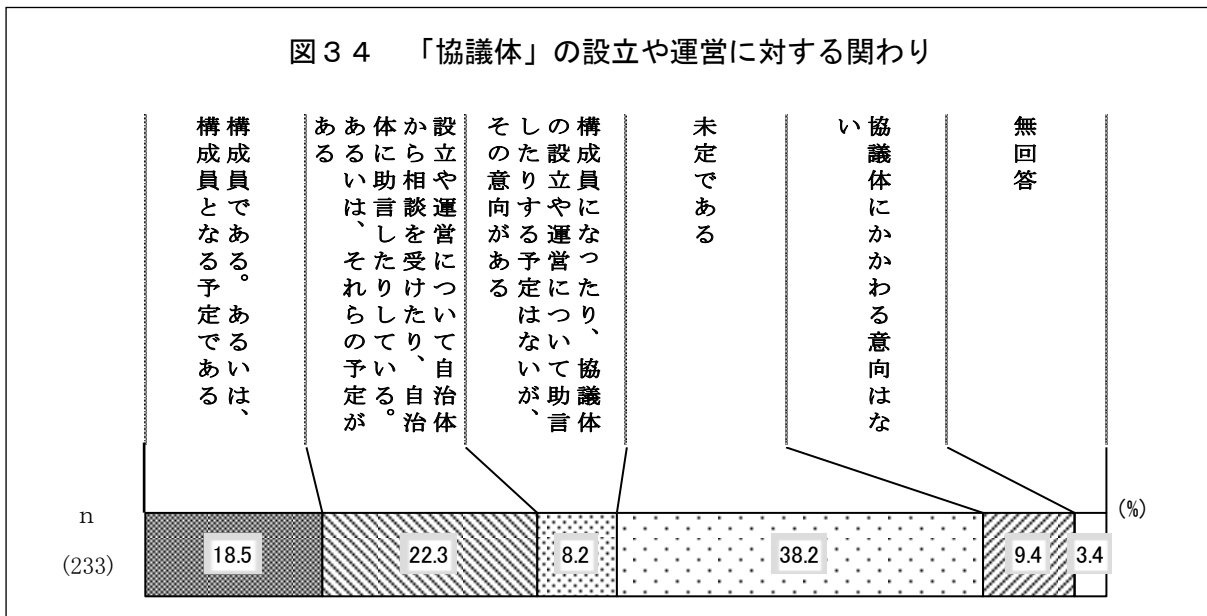
図33 「協議体」「生活支援コーディネーター」に関する情報の入手先



(2) 「協議体」の設立や運営への参画状況 (図34)

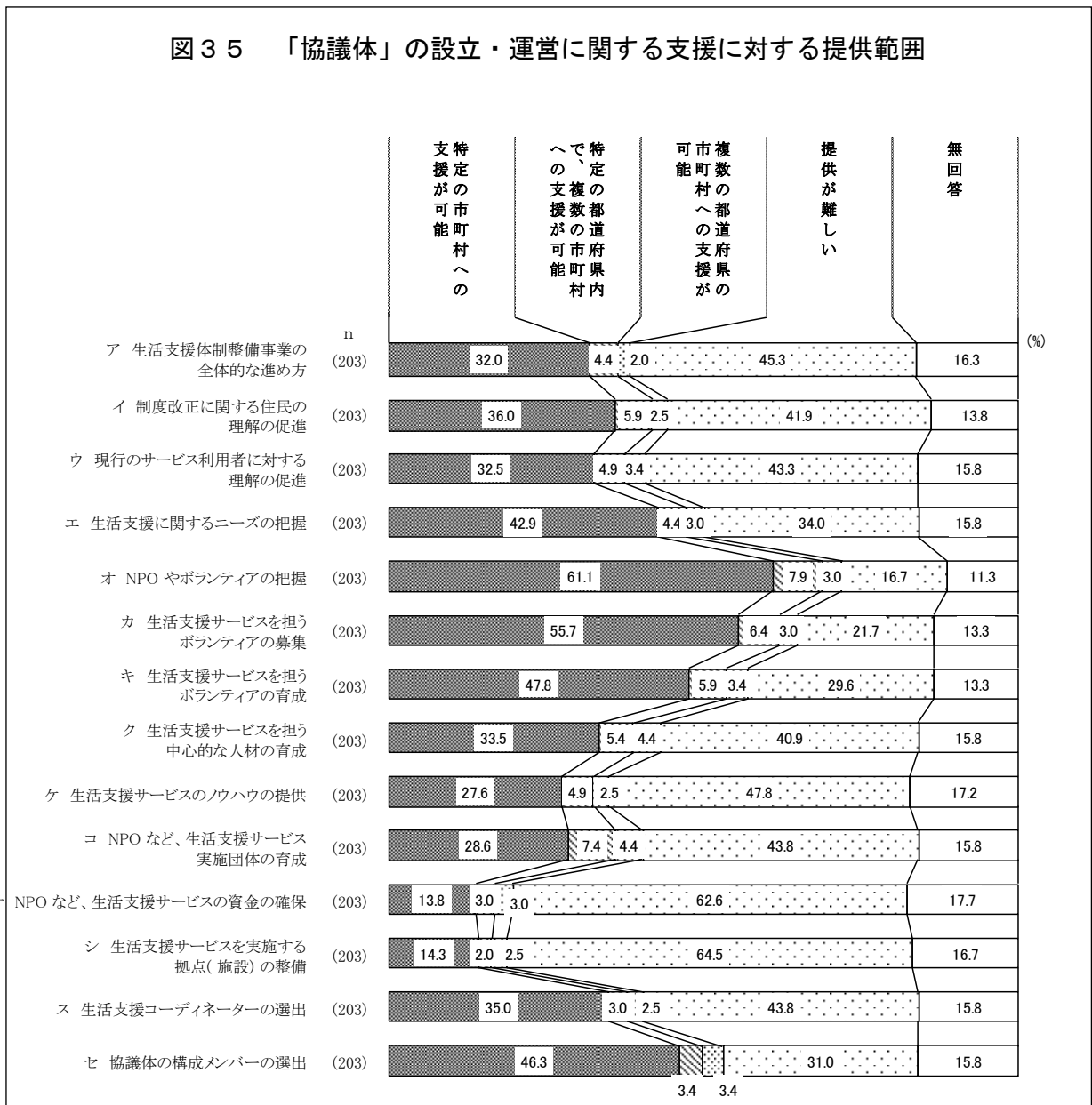
さらに、「協議体」の設立や運営に対する関わりについてたずねたところ、構成員（予定を含む）（18.5%）、構成員以外として相談に応じたり助言したりしているもの（22.2%）がそれぞれ2割前後で、さらにそれらの意向があるものが1割弱（8.2%）である。これらをあわせると、約半分（48.9%）が協議体の設立や運営に関わったり、関わる予定や意向があったりする。一方、協議体に関わる意向がないものは約1割（9.4%）であり、未定が約4割（38.2%）を占める（図34）。

図34 「協議体」の設立や運営に対する関わり



(3) 「協議体」の設立・運営に関して提供可能な支援 (図35)

「協議体」の設立・運営に関する支援について、「特定の市町村」「複数の市町村」「複数の都道府県」のどの範囲で提供可能かをたずねたが、いずれもほとんどは「特定の市町村」であった。回答団体が、「特定の市町村」「複数の市町村」「複数の都道府県」のいずれかで提供可能と考えている支援項目として、「NPOやボランティアの把握」(72.0%)、「生活支援サービスを担うボランティアの募集」(65.0%)、「生活支援サービスを担うボランティアの育成」(57.1%)、「協議体構成メンバーの選出」(53.2%)、「生活支援サービスに関するニーズの把握」(50.2%)が多い。



(4) 小括

中間支援組織の多くは、市町村から情報を得るなどして、生活支援体制整備事業に関して知っている。回答団体の半数が、支援対象を福祉分野に特化するものでない点(図4)をふまえると、生活支援

体整備事業に関する情報が、横断的に伝わっている状況がうかがえる。また、約半数が「協議体」の運営に関わる予定や意向を有しており（図34）、特に、NPOやボランティアの把握や生活支援サービスの創出にむけた人材育成、協議体の構成メンバーの選出について、寄与することができると考えている（図35）。

5. まとめ

中間支援組織を対象とする今回の調査から、中間支援組織の多くがボランティア育成や団体の新規設立、団体同士のネットワークづくりなどを行っており、生活支援体制整備事業において協議体の役割とされる「資源開発」と「ネットワーク構築」に寄与しうる機能を有していることがわかった。同時に、約半数が「協議体」に関わる予定・意向をもっている点は、今後の協議体の形成や発展において大いに留意すべき点といえる。

ただし、新たなサービスの創出に向けたサービス開発や、経営の効率化などについての支援については、必ずしも多くの中間支援組織が有しているとはいえない。生活支援サービスを担う人材の育成の仕方や、どのような人に焦点をあてていくかという点についても、今後、工夫することが必要となることも考えられる。

また、中間支援組織の多くは、市町村の各部局や、地域や福祉分野の意思決定過程に密接に関わっている団体・機関と日常的なネットワークを有していると同時に、一方では地域の団体どうしのネットワークづくりも行っていることから、地域で活動する多様な活動団体が現場で発見した課題やニーズをまとめて、協議体やその関連部局・機関・団体につなげることが可能な立ち位置にある。しかしながら一方で、地域の課題やニーズをまとめて政策提言につなげていく機能は、十分に果たされていない状況がうかがえる。また、企業との橋渡しも限定的である。

これらの機能については、一部の中間支援組織が有している状況にある。今後の課題として、協議体の運営や生活支援サービスの創出の進捗状況に応じて、各段階で有用な中間支援機能を果たすために必要な専門知識や技能を、地域や活動分野を越えて広く共有・普及していくことが求められるといえる。

4章 生活支援体制整備事業と総合事業に関する 関係機関への聞き取り調査

1 調査の概要

訪問調査から得られた知見を研修プログラムに反映させることを目的に、当会が把握している中間支援組織や NPO 組織が関わりを持つ自治体の市町村高齢者福祉部局や市民協働部局を対象に、8月から3月にかけて自治体の進捗状況と課題を把握するために訪問調査を実施した。また NPO や中間支援組織に対しては、自治体の協議体形成に対してどのような関わりがあるのか等に関し、聞き取りを行った。

表4-1に訪問調査先一覧を、表4-2および表4-3に調査結果をまとめた。

2 調査から得た中間支援機能の活用意義

事例：認定 NPO 法人じゃんけんぼん（群馬県で7自治体を支援）

じゃんけんぼんへのヒアリングからは、自治体の生活支援体制整備事業や県の生活支援コーディネーター等の担い手養成に対し、専門的知見をもって自治体を支援する中間支援機能について指針を得ることができた。

一つ目は、中間支援機能をもった団体が自治体に関わることで、制度改正に伴う事業の進め方として、居場所を通じた担い手養成・協議体形成のモデルを複数の自治体が共有していることである。具体的には、居場所づくりを地域住民が主体的に担うことで地域ニーズに住民自身が気づき、さらに居場所の代表者が第1層の協議体に加わることで小エリアの地域ニーズに合わせたサービス開発の素地（例：住民の有志による乗り合いでの買い物支援、集会所での会食会）を作っていた。協議体の役目であるキーパーソンを見つけるプロセスを、中間支援が得意とする「人・もの・情報」を発掘し結びつける機能がバックアップする好事例である。

二つ目は、アドバイザーとして第三者が入ることで、庁内他部署や地域の新旧組織等に協力を仰ぎやすいことがある。協議体を通じたサービス開発は、地域資源の洗い出しと関係機関を横断する仕組みが必須である。だが実際には、様々な利害関係が生じるために内部で調整するのは難しい現状がある。協議体構成メンバーの協力体制の土台づくり、他団体との連絡調整機能など一連のコーディネーションをアドバイザーが担うことで、これまでなかったサービス提供者間のネットワークが生まれるなど、サービス創出に欠かせない顔の見える関係づくりが進んでいた。

以上のように、第1層の協議体で議論されるサービス開発に先行し第2層の協議体がサービス供給の仕組みをボトムアップで構築していく協議体の仕組みを外部から後押することで、新たな人材を発掘し育てていく中間支援機能の活用は、多くの自治体が悩みを抱えるサービス開発に大いに役立つことができると考える。

図 4-1 協議体をバックアップする中間支援と自治体の連携

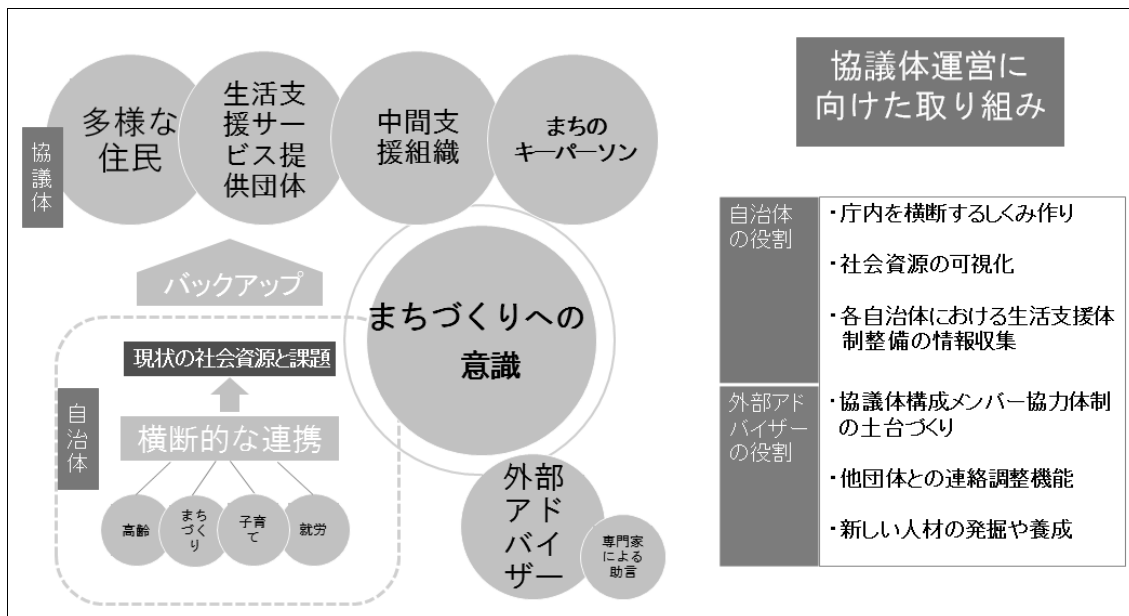


表4-1 訪問調査先 一覧

訪問日	団体名	応対者	調査員
1	神奈川県 かながわ県民活動サポートセンター	基金事業課 大田課長 他	平野・石山・島田・斉藤
2	群馬県 認定NPO法人じゃんけんぽん	井上理事長 目崎生活相談員	平野・中島・清水・島田・斉藤
3	群馬県 玉村町役場	健康福祉課月田課長、岩谷高齢政策係長 飯嶋保健師、齋藤理学療法士	平野・中島・清水・島田・斉藤
4	大阪府 大阪市役所	福祉局高齢者施策部在宅サービス事業担当課 河合課長、近藤係長	平野・清水・島田・斉藤
5	大阪府 大阪府庁	保健福祉部高齢介護室介護支援課 元木総括主査、坂口課長補佐	平野・清水・島田・斉藤
6	大阪府 大阪食事サービス連絡会 (事務局:NPO法人フエリスモンテ)	坂田代表、山王丸副代表、事務局 他	平野・清水・斉藤
7	神奈川県 神奈川県庁	保健福祉局福祉部高齢社会企画グループ 佐野副主幹、内山主任主事	平野・清水・原田・石山・島田・斉藤
8	神奈川県 神奈川県社会福祉協議会	地域福祉推進部 飯島課長	平野・清水・原田・石山・島田・斉藤
9	熊本県 熊本県庁	健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課 松尾主幹、長木主任主事	平野・清水・島田・斉藤
10	熊本県 菊池市	健康福祉部高齢支援課・梁池課長、宮村課長補佐、地域 包括支援センター、社会福祉協議会事業課職員	平野・清水・島田・斉藤

訪問日	団体名	応対者	調査員
11 8/25	熊本県 NPO法人地域たすけあいの会 コミュニティかめば塾 まちの台所	地域たすけあいの会 田中事務局長 かめば塾 松本代表、事務局他 健康福祉部高齢社会課 機部係長、高橋係長 市民經濟部市民活動課 金子係長他	平野・清水・島田・斉藤
12 8/31	神奈川県 大和市役所	健康福祉部高齢社会課 機部係長、高橋係長 市民經濟部市民活動課 金子係長他	清水・中島・石山・島田
13 8/31	神奈川県 大和市民活動センター	視点やまと 石川会長	平野・清水・中島・石山・島田
14 9/1	東京都 調布市役所 公益財団法人調布ゆうあい福祉公 社	福祉健康部高齢者支援室 高齢福祉担当課 風間課長、佐近主事 調布ゆうあい福祉公社地域事業課・武安課長、細谷係長、 京山主事	平野・内藤・清水・中島・島田・斉藤
15 9/3	茨城県 茨城県庁	保健福祉部部長寿福祉課 地域ケア推進室・片岡室長補佐、佐藤主査、仲本技師	平野・清水・高松・田中・島田・斉藤
16 9/4	茨城県 北茨城市役所	市民福祉部高齢福祉課 赤津課長、増田課長補佐 他	平野・清水・高松・島田・斉藤
17 9/9	東京都 多摩市役所	健康福祉部高齢支援課 田島係長	平野・清水・杉本・島田・斉藤
18 9/10	愛知県 知多北部広域連合	知多北部広域連合事業課 古田課長、水戸主幹 知多市健康福祉部福祉課 竹之越課長 大府市福祉子ども部福祉課高齢者支援室 近藤室長、平野 主査 東浦町健康福祉部福祉課 三浦課長補佐 東海市役所 2名	平野・清水・松下・島田・斉藤
19 9/11	愛知県 長久手市役所	福祉部 清水次長 長寿課 中野課長補佐、橋本主査 井上介 護保係長、福祉課 近藤課長補佐 生活支援コーナーディレクター2名	平野・清水・村居・島田・斉藤

	訪問日	団体名	応対者	調査員
再度調査先				
20	1/12	東京都 多摩市役所	健康福祉部高齢支援課 田島係長 他	平野・島田・斉藤
21	1/13	群馬県 玉村町役場	岩谷高齢政策係長 齋藤理学療法士	平野・清水・斉藤
22	2/24	愛知県 知多北部広域連合	知多市健康福祉部福祉課 竹之越課長 大府市福祉子ども部福祉課高齢者支援室 近藤室長、平野 主査 東海市市民福祉部高齢者支援課 阿部課長	平野・清水・松下・島田・斉藤
23	3/2	群馬県 認定NPO法人じゃんけんぼん	井上理事長 日崎生活相談員	平野・清水・島田・斉藤

表4-2 訪問調査結果整理表

		東京都多摩市	神奈川県大和市	愛知県長久手市	群馬県玉村町	東京都調布市	熊本県菊池市	北茨城市	大阪市		
地域の概略	人口(平成27年)	147,633人(4月1日)	231,882人(4月1日)	54,644人(4月1日)	36,910人(10月1日)	222,520人(10月1日)	50,188人(4月末)	43,732人(10月1日)	2,698,024人(9月1日)		
	高齢化率	25.7%(同上)	20.6%(同上)	15.4%(同上)	16.2%(平成22年国勢調査)	21.4%(同上)	29.9%(同上)	25.7%(平成22年国勢調査)	24.9%(平成26年10月)		
地域特性		大都市郊外で大型団地を抱える地域。市民活動が活発。	大都市郊外。昭和54年から平成元年にかけて、市内全ての地域に地区社会福祉協議会が組織されており、それぞれ、訪問活動やサロン事業、個別支援など地域での活動が盛んである。市民参加による「新しい公共を創造する市民活動推進条例」(平成14年7月)策定。	大都市郊外。しばらく人口増が見込まれる地域。市民活動(NPO法人等)の創出が課題。	中核市の郊外。人口は微減。	大都市郊外	地方都市。平成17年に旧菊池市、七城町、旭志村、泗水町が合併。中山間地を含む。	地方都市。農業、漁業、工業、観光などが盛んな非平坦地と、周辺の広大な山林地域とを含む。市内に介護・福祉関係の市民団体が複数活動し、市内外にネットワークがある。	大都市。但し、各区は多様。		
訪問日		2015年9月9日	2016年1月12日	2015年8月31日	2015年9月11日	2015年8月12日	2016年1月13日	2015年9月4日	2015年8月19日		
協議体(1層)	設置状況	平成27年5月1日「多摩市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱」の策定 平成27年5月26日立ち上げ(以下予定) ・年内3回の協議体開催 ・勉強会 ・地域ワークショップ(平成27年度5地区、平成28年度5地区)	【分科会方式の採用】 平成28年度から第1層生活支援コーディネーターの機能を市役所高齢支援課の介護予防推進係が組織として担う(基幹型地域包括支援センターと一体的に動く方向) 地域ワークショップでニーズを把握 ↓ 課題ごとの分科会設置 ①買い物支援 ②移動サービス ③集いの場 ④支え合い活動の周知・PR	研究会を開催。研究会を開催。7月に立ち上げ、12月までに5回開催し市の方針を定めた。 研究会は、平成28年度から第1層の協議体へ移行予定。	協議体に向けた意見交換会9月11日に第2回を実施 平成27年度中の設置目標	勉強会を実施 平成27年10月 協議体設置予定	平成27年11月以降、協議体会議を月1回開催 平成28年2月26日、第1回協議体を開催	第1回 平成27年7月22日 第2回 平成27年8月18日 協議体発足記念講演会 平成27年10月23日 第3回 平成27年11月27日 第4回 平成28年1月22日 第5回 平成28年2月26日	設置済み(構成員に市内4圏域を含む)	未設置	区が第1層
	タイプ(特徴)	【新規設置-NPO参加型】	【新規設置-地域組織協働型】	【新規設置-NPO創出型】	【居場所からのボトムアップ型】 町のイニシアティブのもと、ボトムアップでの体制整備を図る ・外部アドバイザーの助言 ・地区ごとの地域資源・ニーズ把握	【市-公社主導型】	【市-直営包括-社協中心(地域まきこみ)型】 地域包括センター運営協議会を設ける。 直営である地域包括支援センターが多様な機関(警察ほか)のハブになる構想		現段階では、区-包括-区社協を中心とする方向性が伺えるが、区毎の展開をみていく必要がある。		
	市民団体の参加	協議体参加団体として ・NPO法人ハンディキャップゆづり葉 ・NPO法人麻の葉 ・NPO法人福祉亭 ・NPO法人アビリティクラブたすけあい 多摩たすけあいワークカーズ つむぎ ・生活協同組合バルシステム東京		・NPO法人ワーカーズ・コレクティブ 想 ・大和市生協運営協議会	・生活協同組合 コープあいち(市外) ・NPO法人 移動ネットあいち(市外)	勉強会参加団体として ・NPO法人プラムの森 ・ボランティア連絡協議会 ふれあいの居場所連絡会が重要	協議体参加団体として ・NPO法人プラムの森 ・ボランティア連絡協議会 ・NPO法人おたがいさま ・NPO法人ウェルサポートぐんま	協議体参加団体として ・NPO ・民間会社 ・民生委員 ・社会福祉法人 ・社会福祉協議会 ・地域包括支援センター ・シルバー人材センター ・任意活動団体 ・福祉公社 ・行政	協議体参加団体 ・老人クラブ連合会 ・女性の会 ・シルバー人材センター ・民生委員児童委員協議会連合会 ・きくもん福祉ネットワーク ・市商工会	正式な発足以降増やしていく予定	
	生活支援コーディネーター(SC)		平成28年度配置予定:市(高齢支援課介護予防推進係・地域ケア係の連携)		平成27年2月配置(2名): ゴジカラ村役場株式会社(協議体ができてから選出する前にコーディネーターを決めた)		平成27年度中に協議体より選出予定	平成27年6月配置(2名):公社	平成27年8月より1名配置~市社協より	平成27年度は、港区、鶴見区、住之江区でモデル的に配置。公募による選定で、すべて区社協。他区は、平成28年度に5区追加配置、29年度以降全区(24区)配置。 (予定) 平成27年度に「生活支援コーディネーター事業研修」を実施。9時30分~17時15分×3日間。このほか、府研修2日間。	
協議体(2層)	設置状況と関連動向	(予定) ・いずれはコミュニティエリア(10地区)毎に設置したい 地域でワークショップを実施 (関連動向) ・市社会福祉協議会との調整。 市社協がコミュニティエリアごとに地域福祉推進委員会を立ち上げてネットワークづくりをしている	(予定) 平成29年度に2か所設置予定 SCは未定 (平成28年度の協議体で検討) (参考) ・日常生活圏として、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員の範囲は11地区、自治連の理事ブロックは15地区。地域包括は9か所。 ・地縁組織・地区社協を中心に協議体を設置する予定。NPO法人・生活共同組合等は活動範囲・規模に制限があり、可能な地区に参加する予定。	(参考) ・地区別の拠点施設として、「地域共生ステーション」(たつせがある課)。小学校区毎(6学区のうち1学区で施行。2学区で準備中)。あわせて、「まちづくり協議会」の設置を構想。 ・社会福祉協議会において、小学校区ごとに地区社協とCSWの設置を計画中。	(予定) ・「ふれあいの居場所」(町内10か所)からの展開 ・会場は「公民館」(町内会館)ほか(cf.小学校区は5つ)。ふれあいの居場所や筋トシが公民館を使用することで、区長[会](地縁組織)との関係づくりにもつながっている。地域ケア会議に区長が参加する地区も。	(構想) ・ふれあいの居場所代表者連絡会議(月1回開催)を3地区ごとのエリア代表者会議に展開を期待	未定	未設置	平成29年度に設置予定 ・包括の体制強化と併せて検討		

	東京都多摩市	神奈川県大和市	愛知県長久手市	群馬県玉村町	東京都調布市	熊本県菊池市	北茨城市	大阪市	
移行時期	平成28年4月	平成29年4月目標	平成28年10月	平成28年1月	平成28年10月	平成28年4月		平成29年4月	
通所B創出	<p>(現行との関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進事業支援金 ・福祉サービスを実施している非営利の住民参加団体に対し支援金を交付(市健康福祉部福祉総務課) (構想) <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度通える住民主体の場を充実させたい。 ・新しい補助事業として、コミュニティ・センター等を活用し、週1回程度介護予防リーダーを中核として実施する介護予防活動を開所したい。コミュニティセンターの運営協議会に介護予防リーダーがいるところもある。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市総合福祉センター(市内1か所)の事業として市内在住の60歳以上の方を対象に、体操教室や同好会活動支援を実施している。 ・社協の「ふれあい・いきいきサロン」62箇所。社協が立ち上げ支援、活動支援をしている。 	<p>通所サービスBは平成28年度に関しては実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として介護予防リーダーを中心に共通の体操プログラムを実施する地域介護予防教室に対し、会場費(月1万円程度)を補助。 ・地域介護予防教室は通所型サービスC(短期集中予防サービス:市の委託)事業と連動した仕組みとして実施。短期集中予防サービスのリハビリ専門職が住民主体で実施する地域介護予防教室へ月1回 outgoing サポートをする。 	<p>(現行の関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ミニサロン」地区社会福祉協議会が各地域で約40か所を開催→市担当者:現在は一次予防事業の地域活動支援事業として実施している。総合事業移行後は当面利用者を限定せず、一般介護予防事業として実施する予定。 ・「自治会サロン」「老人クラブサロン」「民生委員児童委員によるサロン」:地域により自治会や老人クラブ、民生委員児童委員が独自にサロンを開催している。地区社協の「ミニサロン」と連携を進めている地域もあり。 	<p>(現行の関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なないろカフェバンバン」元喫茶店を活用した居場所。ボランティアで運営。 ・「地域共生ステーション」 ・福祉有償運送運営協議会(福祉部福祉課)。ドライバー不足という課題。 	<p>(現行との関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいの居場所」(筋トレ、お茶会、麻雀・将棋、料理、ゲームほか)10か所と、「筋トレ会場」31か所。 ・「地域共生ステーション」 <p>【前回訪問時からの変化】</p> <p>①「ふれあいの居場所」が新たに1か所開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付高齢者住宅の地域共有スペース(平成27年9月オープン)。月～金曜日、飲み物・お菓子付。 ⇒民間資源の活用 <p>②2か所で開催頻度が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒市担当者:「まちなか交流館スマイル」(居場所モデル)が週5回開くようになった影響か <p>③居場所の交流会(1月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手どうしの情報交換、地域資源の共有、ネットワークづくりの場 	未定	<p>(現行の関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいサロン(ディサービス)」(菊池地区は地区社協、七城・旭志・泗水の各地区は社協から委嘱された地域福祉委員が実施)と「サロン(語らいの場)」の底上げが必要。サロン(語らいの場)の立ち上げには、現在、1団体3万円を市社協を通じて助成。 		<p>(現行事業との関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地域活動協議会(地活協)の取組みを広げたい。「高齢者食事サービス」月1回、「ふれあい喫茶」月1回ほか。 ・「いきいき百歳体操」市内250か所。平成28年度からは地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業によりさらに普及促進。
総合事業		<p>・シルバー人材センター、社協、NPO等(2月5日に事業者説明会実施)</p>	<p>・「個別支援」地区社会福祉協議会11地区のうち6地区で草むしりやゴミ出し、電球交換等を実施。現在は一次予防事業の地域活動支援事業として実施している。</p> <p>総合事業移行後は当面利用者を限定せず、一般介護予防事業又は任意事業として実施する予定。</p>	<p>(現行の関連事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協「見守りサポーター ながくて(上級)」養成講座。 		未定	<p>(構想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サポーターによる家事支援等サービス～市社協生活支援ボランティア派遣事業を活用する予定 ・シルバー人材センターとの協議 		
訪問B創出									
人材育成のしくみ	<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防リーダー養成講座(市健康福祉部高齢支援課介護予防推進係。2時間×13回(平成26年度)。公民館他。20人程度) ・健康づくり推進員(市長から委嘱。7つのコミュニティエリア毎に活動。健康福祉部健康推進課健康センター) ・うんどう教室(地域指導員養成)市内2か所の運動遊具が設置されている公園で遊具を活用した指導を行う地域指導員を養成 <p>(構想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の養成講座から、事業所に登録し実施するという展開 	<p>・訪問サービスBの担い手養成を実施する。</p> <p>【生活・介護支援サポーター養成講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年2月に2回実施し、66名参加(シルバー人材センター、社協、NPO所属している方向け) ・平成28年度も実施予定(5時間×2回 合計10時間。講義+実習) 	<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーター講座(市内9か所の地域包括支援センターで開催。市内在住者各包括20人/年程度。サロン、やまといいき健康体操や健口体操の指導ほか) ・ふれあいネットワーク事業(市社会福祉協議会へ委託して実施。市内11地域の地区社会福祉協議会の訪問活動・サロン事業・個別支援などを行うボランティア育成や活動支援を実施。) ・やまとボランティア総合案内所(市民活動課内に設置)。ボランティア希望者を、拠点市民活動センターや市社協ボランティアセンター等のコーディネーター団体へ誘導。 	<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協「見守りサポーター ながくて(初級・中級・上級)養成講座」。初級:あいさつ、こえかけ(平成27年6月7日現在393名)。中級:サロン活動(同57名)、上級:訪問を含む(同21名)。 ・「生活支援サポーター養成研修」(長寿課)。10時～12時×4回。→ワンコインサービスへ。 ・「なないろカフェバンバン」でのボランティア体験 ・「ながくてすこやかメイト」の育成(健康推進課)。元気マン体操の普及ほか。 <p>⇒統一的な人材育成が課題</p>	<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉村町地域包括支援センター「たまむら町ふれあい隊養成講座」。住民主体のふれあいの居場所づくりや公民館を利用した筋力トレーニングに参加しお手伝いする人。全3回(合計5.5時間。講義+見学)。 	<p>・総合事業における新たな担い手を養成するため、調布市福祉人材育成センターと連携した研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材発掘については、生活支援コーディネーターや協議体を活用し、地域における支え合いの機運を高めることで、広く市民から募れる仕組みづくりに努めている。 	<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年から市社協「地域福祉塾」(3日間。講義4回。演習5回。定員20名)による地域福祉活動リーダーの育成。 ・平成23年「きくもん福祉ネットワーク」。地域福祉塾修了生による会。 ・「生活支援サポーター養成講座」の実施 ・老人クラブシルバーヘルパーによる友愛見守り訪問 		<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき百歳体操事業。各区保健福祉センターで「介護予防指導者養成講座」を開催し地域リーダーを育成。城東区では、サポーター養成講座(4回)。いきいき百歳体操交流会実行委員会(全6回)。 ・大阪市地域公共人材バンク ・介護予防ポイントの実施(10月)

	東京都多摩市	神奈川県大和市	愛知県長久手市	群馬県玉村町	東京都調布市	熊本県菊池市	北茨城市	大阪市
アドバイザー	さわやか福祉財団		平成28年度 アドバイザー委託予定	さわやか福祉財団 GIFT群馬		室田信一氏 (首都大学東京)		第0層委員(後記)
庁内体制	・「健幸まちづくり推進担当」が新設され、連携を深めていく。	・市民活動課が研究会にオブザーバー参加 ・健康福祉総務課が研究会にオブザーバー参加	・庁内の既存の取組をヒアリング中		・経営企画会議(町長・副町長・各課長)1回/3カ月	生活支援体制整備事業の所管は、福祉健康部高齢者支援室高齢福祉担当画係が担う。委託事業としているが、事業運営にあたっての相談等は、随時受付体制をとっている。	福祉課・健康推進課との協議	
都道府県の動向	生活支援コーディネーター養成研修	生活支援コーディネーターや協議体に関する情報交換会を東京都が2月に実施	・生活支援コーディネーター養成研修の実施(委託)		東京ホームタウンプロジェクト、東京都生活支援コーディネーター養成研修、介護予防・日常生活支援総合事業情報共有ねっと	・養成研修受講者のネットワーク化 ・県「介護予防・生活支援サービス構築支援事業」。県が県社協に委託し、生活支援コーディネーターを支援(養成研修、連絡会の開催、担い手の養成、住民啓発など)	・市民活動がイニシアティブをとり、県、県社協、地域の一般型中間支援組織、生活協同組合ほか参加する茨城県新地域支援構想会議を設置。県内の市町村の状況の把握や助言を行っている。 ・平成27年4月「市町村ブレ協議体体験フォーラム」(県、県社協、さわやか福祉財団主催)に市、包括、社協が参加。 ・「生活支援体制整備事業に係る実態調査」(県独自、平成27年6月)	・生活支援コーディネーター養成研修の実施
生活支援整備事業と総合事業に関わる課題		第2層協議体をつくる際、従来から行われている地域福祉推進委員会(社会福祉協議会)との調整が重要:高齢者に限らず地域の福祉・ネットワーク作りを実施してきた会であり、協議体の趣旨を理解してもらい一緒に地域づくりを行っていきけるようにすることが重要だと思うが、まだ十分理解していただけるほどの説明ができていない。	・生活支援体制整備事業として設置される協議体・コーディネーターにより創出される新たな活動と、既存の活動を総合事業としてどのように整理・体系付けを行っていくかが課題。 (新規のものは、地域支援事業として位置付けられるが、既存の自治会活動・老人クラブの活動、NPOの協働事業などは、既に一般会計の補助金等が入っている場合が多いため整理が必要)	【総合事業】 ・まずは移行にあたり、サービスAをどうするか ・既存の介護予防事業をどこに位置づけるか 【生活支援体制整備事業】 ・庁内各課の取組の中で連携出来そうなものがあつたため、現在福祉部の中以外の部署も含めてヒアリング中。うまく連携できるかが課題。		・平成27、28年度は、サービスB創出に配慮しながら、地域における支え合いの体制づくり構築の準備を進めます。 ・今後、サービスBの創出に向けて、調布市の実状に応じた地域づくりの具体的な手法を検討していきます。	・コーディネーターと担当者間の調整、役割の明確化 ・地域資源の掘り起こし ・新たな担い手を確保し、生活支援サービスを実施できる体制づくり ・市民やサービス事業者・関係機関等の自立支援の意識を高めること ・地域の自助、互助力の向上 ・介護サービス事業者との連携 ・交通の便の悪い山間地における移動支援や買い物支援 ・地域ケア会議との連携 ・行政庁内の関係部局との調整	生活支援体制整備事業 ・住民の主体的な参加を得るような合意形成。 ・これまでの福祉分野だけではなく、まちづくり、民間企業、NPO、生協などもともネットワークを形成することに時間をかける必要がある。 新総合事業 ・移行以降財源が人口の伸びでしか認証されず、第1号被保険者の保険料を押し上げる可能性がある。 ・新しい事業を立ち上げても、さらに30年の介護保険法改正で見直さなければいけない可能性があり、中期的な見通しが立てにくい。 市域に第0層の協議体を設置。 構成員は、NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ、大阪宅老所・グループハウス連絡会、生活支援コーディネーター(中央研修受講者)、大阪市社会福祉協議会。

表4-3 訪問調査結果整理表(知多北部広域連合)

地域の概略		東海市	大府市	知多市	東浦町	
人口(平成27年10月1日時点) 高齢化率(同上)		113,410人 21.0%	89,664人 20.6%	85,948人 25.0%	50,327人 23.8%	
生活支援体制整備事業	協議体	第1層	(構想) 地域ケア会議のテーマ部会(医療・介護連携、介護予防、日常生活支援、家族丸ごと支援)を第1層に展開	平成28年度 地域福祉推進会議を協議体に位置づけ	平成28年度4月立ち上げ 年間8回の会議を予定 全体会議の前に市、社協、NPOによる調整会議を開催	・平成28年度地域包括ケア推進協議会(親会議)を5月実施予定(年1回) ・地域生活支援部会を7月開始予定(年間3回)
		市民団体の参加	協議体参加団体として ・地域支え合い団体 ・介護予防リーダー連絡協議会 ・健康づくり食生活改善推進協議会 ・NPO法人東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	協議体参加団体として ・ボランティア団体 ・NPO法人 ・老人クラブ連合会 ・赤十字奉仕団	協議体参加団体として 知多包括ケアネット会議(NPO主体)のメンバー	協議体参加団体(案)として ・健康づくり等介護予防リーダー連絡協議会 ・食生活改善推進員連絡協議会 ・ふれあいサロン 等
	第2層	(予定) 5圏域ごとに設置(1圏域=約2万2千人。2~3の小学校区が入る規模)	(構想) 中学校区4、日常生活圏域2、自治区10(地区社協)のいずれか	(予定) 2圏域(北部・南部)で試験的实施	(予定) 2圏域(北部・南部)は、平成29年度以降の予定	
	生活支援コーディネーター	平成28年度配置予定:社協	配置予定:社協(地域づくりコーディネーター)	平成28年4月配置予定:NPO法人	平成28年4月配置予定:町福祉課(高齢福祉係) 平成29年度以降は未定	

		東海市	大府市	知多市	東浦町
	協議体を通じたニーズ把握	(予定) 外部委託による地域資源調査結果を活用	具体的な手法は未定	(予定) 生活支援に取り組むNPOの情報網を通じて把握	具体的な手法は未定
総合事業	通所B創出に向けた動向	(現行との関連事業) 地域支えあい体制づくり事業(平成24年度～) ・「東海市地域支えあい活動団体登録」(高齢者支援課)をベースに団体を把握 ・東海市地域支えあい体制づくり事業交付金(平成26年、上限30万) 対象 ①隣保活動等による地域の見守り ②ボランティア等による日常生活の援助 ③サロンの実施等による外出の機会及び住民同士の交流の場の創出 ④その他 市長が認める地域の高齢者福祉に資する活動	(現行との関連事業) ・ふれあいサロン 95ヶ所(平成26年度末) ・常設サロン 2ヶ所(平成26年度末) ・ふれあいサロン 初期活動支援補助金(費用の2/3 上限20万円) ※新総合事業における高齢者の通いの場のあり方については、「介護予防・生活支援サービス事業」の中の「通所型サービス(B型)」だけでなく、「一般介護予防事業」の「地域介護予防活動支援事業」も合わせて、どちらの事業で実施した方がよいか、今後検討していく。	(現行) ・地域福祉振興事業補助金によるサロン開設支援 ⇒平成28年度 現行の上限50万円を100万円までに拡大	(現行との関連事業) ・ふれあいサロン 15ヶ所 ・常設サロンを1箇所設置予定(社会福祉協議会 平成28年度から)
	訪問B創出に向けた動向		(現行との関連事業) ・高齢者軽度生活援助事業(ねこの手サービス)		詳細は未定
	人材育成のしくみ	(現行) こと始めサポート(高齢者支援課) ・地域支えあい・こと始め講座 ・認知症についての勉強会 ・「東海市地域支えあい活動のススメ」冊子、DVDの提供	(現行) ・高齢者の集いの場リーダー養成研修補助事業(実施体への講師謝礼等の補助)	(現行の関連事業) ・NPO法人地域福祉サポートちた主催「生活支援担い手養成研修」(自治体・地域包括・社協が講師派遣)	(現行) ・ふれあいサロン代表者会(勉強会実施)
	庁内体制	(地域ケア会議に関連して) 健康推進課、社協、地域包括支援センター、社会福祉課、社会教育課	健康推進課、社協、包括との日常的な連携	子育て支援課、市民協働課が協議体に参加予定	総合事業検討含め、福祉課、健康課、包括、社会福祉協議会と検討中(月1回程度)
	今後の課題	住民型サービスBへの移行	・介護保険(広域連合)、生活支援、介護予防、医療等の、地域包括ケアシステムに関わる関係部署がそれぞれに集約している情報の一体的な活用 ・支え合いの人材確保	・第2層、3層の基盤整備(財源・人材)	・住民型サービスBへの移行 ・第2層の基盤整備(人材)

5章 市民参加による生活支援サービスの創出・推進に向けた 協議体形成支援セミナー

1 研修会の概要

【日時・会場】

神奈川会場（神奈川県横浜市）

平成 27 年 12 月 8 日（火） 9：50～16：20 神奈川県社会福祉会館 講堂

参加者：91 名

愛知会場（愛知県日進市）

平成 28 年 1 月 23 日（土） 9：50～16：20 日進市中央福祉センター 多機能室

参加者：83 名

東京会場（東京都多摩市）

平成 28 年 2 月 9 日（火） 9：50～16：20 パルテノン多摩 小ホール

参加者：98 名

1) 目的

平成 27 年度介護保険制度改正により、生活支援サービス開発を担う「協議体」運営が自治体に求められている。要支援者の受け皿の確保と、市民が担い手として参加できる基盤整備が同時に必要とされる今は、協議体関係機関での情報共有が必須である。

本研修では、協議体関係諸機関を対象に協議体の機能や運営に必要な知識を講義・演習を通じて学び、多様な主体間の連携強化を図ることで、市民参加による生活支援サービスの創出・拡充を推進することを目的とする。



中間支援の取り組みを報告（神奈川会場）

2) 対象者

第 1 層および第 2 層の協議体構成員・関係諸機関

（市町村介護保険担当課・高齢福祉課・地域福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民団体の中間支援組織スタッフ、NPO 等の生活支援サービス団体のコーディネーター等）

【参加者の属性】

〈神奈川会場〉

エリア別		所属別		
横浜・川崎地区	横浜市	20	市役所・町役場	21
	川崎市	2	地域包括支援センター	17
三浦半島地域	逗子市	3	地域ケアプラザ	8
	横須賀市	7	社会福祉協議会	17
湘南地域	葉山町	1	NPO法人	20
	三浦市	3	社会福祉法人(社協除く)	2
	藤沢市	6	企業	1
	茅ヶ崎市	4	生協	0
	平塚市	1	その他	5
県央地域	二宮町	4	計	91
	大和市	3		
	座間市	2		
	海老名市	1		
県北地域	綾瀬市	1		
	相模原市	3		
丹沢地域	愛川町	0		
	伊勢原市	1		
	秦野市	1		
	松田町	1		
箱根・足柄地域	小田原市	1		
	中井町	1		
	湯河原町	1		
	真鶴町	2		
	県外	22		
	計	91		

〈愛知会場〉

エリア別		所属別	
長久手市	18	市役所・町役場	22
日進市	13	地域包括支援センター	5
尾張旭市	3	社会福祉協議会	6
瀬戸市	7	NPO法人・任意団体	37
みよし市	3	社会福祉法人(社協除く)	0
東郷町	3	生協	1
名古屋市	24	シルバー人材センター	2
愛西市	1	企業・営利法人	5
一宮市	3	その他	2
大府市	2	不明	3
知多市	3	計	83
不明	3		
	計	83	

〈東京会場〉

エリア別		所屬別			
東京市部	多摩市	36	市役所・町役場	10	
	稲城市	19	地域包括支援センター	9	
	狛江市	3	シルバー人材センター	4	
	立川市	1	社会福祉協議会	9	
	府中市	1	NPO法人	29	
	町田市	1	社会福祉法人(社協除く)	2	
	西東京市	1	生活協同組合	2	
	東京23区	新宿区	5	その他法人	6
世田谷区		4	企業・営利法人	7	
港区		5	政治団体	6	
目黒区		3	民生員・地縁団体等	8	
荒川区		1	その他	6	
中央区		1		計	98
杉並区		1			
千代田区		1			
葛飾区		1			
他県		千葉県	4		
	埼玉県	2			
	神奈川県	1			
	愛知県	2			
	広島県	1			
	大分県	2			
	福岡県	2			
	計	98			

3) プログラムの構成

講義Ⅰ 市民参加による生活支援サービスの動向

- (1) 介護保険制度改正にあたり、地域では何が起きているか
- (2) 助け合い・支え合いへの転換をチャンスにするための心構え

講義Ⅱ 市町の取り組み事例～介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備に関連して～

本講義では、開催地となった自治体の協力を得て、周辺市との情報共有の場とした。

〈神奈川会場〉 神奈川県保健福祉局高齢社会課より、県下市町村の先行事例紹介

〈愛知会場〉 尾張東部4市1町（日進市、みよし市、尾張旭市、長久手市、東郷町）が取り組みを報告し各市町が情報共有

〈東京会場〉 稲城市、多摩市の隣接2市が制度移行の全体像について情報提供



尾張東部 4 市 1 町より事例報告（愛知会場）

講義Ⅲ 生活支援コーディネーターおよび協議体に期待される役割と機能

生活支援コーディネーター＋協議体の役割とは

…資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチング（第 2 層）

講義Ⅳ 中間支援の連携による、市民参加型生活支援サービスの推進に向けて

(1) 生活支援サービスの創出・推進に関する自治体と中間支援組織の取り組みと課題

- ・サービスの担い手（自治体・コミュニティ・市場）の位置づけと創出に係る役割
- ・平成 27 年度アンケート（自治体・中間支援組織対象）結果報告

(2) 領域特定型（テーマ型）中間支援組織の役割

- ・市民参加による高頻度の生活支援サービスをつくるための中間支援組織の役割とは
- ・協議体運営に資する中間支援組織の機能（市民の意思決定・開発・調整）

(3) 市民による生活支援サービスの事例

- ・地域資源を活用した居場所づくり、移動サービス、食事サービスの取組み事例を紹介し、実践的な理解を深める

講義Ⅴ コーディネーターの視点で行う地域アセスメントとサービス開発

(1) 講義「コーディネーターの視点で行う地域アセスメントとサービス開発」（20 分）

- ・地域アセスメントの 2 つの目的（①社会資源の把握 ②支援ニーズの把握）
- ・個別の事例検討を積み重ねることで地域課題を抽出し、方策を立てる

(2) 演習「協議体における事例を用いた地域アセスメントの実際」

①目的

グループを 1 つの協議体と想定し、個別事例の検討を通じて高齢者の生活ニーズを把握した上で、できるだけ地域で長く暮らせるように地域に必要なサービスと参加方法の開発に関わる目標像を共有する。



演習「協議体における事例を用いた
地域アセスメントの実際」（東京会場）

②進め方

事例 A さん（男性、80 歳）の生活状況の把握、支援のポイント解説（20 分）

- ・演習の進行は、ファシリテーターとなる講師が行う。
- ・グループは、5～8 人程度。

実際の協議体を想定し、様々な所属で構成されるよう座席指定とした。

グループ作業（60 分）

事例 B さん（女性、82 歳）の生活状況の把握と目標像の設定

- ・ただ必要なサービスをあてるのではなく、地域の支援によって B さんの生活がどうなることが目標であるか、前向きな意見を出し合うことを確認する。

司会、記録係を決める。

- ・「こころ（心の健康）」「からだ（身体の健康）」「人とのかかわり」について、現状を分析し、このままだとどうなるかを予測して付箋紙に記入、シート 1【状況のアセスメント】に貼っていく。

個人での作業が終了次第、模造紙に貼っていきグループで意見を共有する。

- ・シート 2【支援を考える】を使い、B さんができるだけ地域で長く暮らせるように生活の目標像をグループで考え、模造紙に記入する。
- ・「こころ（心の健康）」「からだ（身体の健康）」「人とのかかわり」を維持するために B さんに必要なことを考え、支援案として模造紙にまとめる。

発表・共有（15 分）

- ・いくつかのグループから、出された意見や課題として見えてきた点を発表してもらう。
- ・講評とまとめ

2 実施後アンケートから

3 会場にて参加者アンケートを実施した。

神奈川会場	91 名	回答者数 67 名（回収率 73.6%）
愛知会場	83 名	回答者数 50 名（回収率 60.2%）
東京会場	96 名	回答者数 55 名（回収率 57.3%）

1) 本日の研修会をどこで知ったか

神奈川会場は県・県社会福祉上議会の協力を得て市町村への広報を依頼したため、自治

体および社会福祉協議会を通じて情報を入手した割合が最も高かった。一方、愛知会場・東京会場は開催地周辺の NPO に広く広報したことから、NPO 団体を経由して知った割合が高くなったと考えられる。

表 5-1 開催情報の入手元

	神奈川会場	愛知会場	東京会場
自治体から	36%	20%	11%
社会福祉協議会から	22%	6%	18%
市民福祉団体全国協議会から	13%	20%	16%
全国老人給食協力会から	3%	14%	13%
全国移動サービスネットワークから	3%	4%	2%
NPO 団体から	4%	22%	18%
インターネットから	2%	0%	7%
メールマガジン・メールリストから	2%	2%	2%

2) 研修会の内容全般についての評価

4 段階評価で「満足」との回答が、神奈川会場では 43%、愛知会場では 70%、東京会場は 56%とばらつきがある。愛知会場では「満足」「やや満足」を合わせて 98%と最も高い満足度となった。要因として、神奈川研修の反省から演習において「地域ケア会議」と「協議体」の違いを明確に示し参加者の疑問に答えたこと、またグループをより多様に組み替えることで普段顔を合わせない人とも広く意見交換ができたことが考えられる。

総評としては「満足」「やや満足」を合わせるといずれの会場も 9 割以上となることから、きわめて満足度の高い研修となったといえる。

表 5-2 研修会の満足度

	神奈川会場	愛知会場	東京会場
満足	43%	70%	56%
やや満足	48%	28%	40%
やや不満足	9%	2%	4%
不満足	0%	0%	0%

3) 研修会に参加してよかった点

いずれの会場においても「市民参加による生活支援サービスについて理解がすすんだ」「協議体形成と中間支援の役割について理解がすすんだ」との回答が上位を占めた。

市民参加による生活支援サービスの基礎知識、その開発と推進を担う協議体と中間支援組織のバックアップ機能への理解が深まったとの回答が多く得られたことは、本研究事業のねらいと研修プログラムが整合的であったことを意味する。

表5-3 参加してよかった点

(複数回答)

	神奈川会場	愛知会場	東京会場
介護保険制度の改正内容について理解が深まった	12%	11%	12%
市民参加による生活支援サービスについて理解がすすんだ	21%	28%	28%
コーディネーター機能について理解がすすんだ	16%	16%	15%
協議体形成と中間支援の役割について理解がすすんだ	31%	27%	26%
自分たちの地域でやるべきことが分かった	7%	5%	7%
抱えていた問題・不安の解消につながった	13%	0%	6%
他の参加者との交流・情報交換が図られた	12%	13%	6%

以下に、自由記述を上記項目に関連させながら整理した。

〈介護保険制度の改正内容について理解が深まった〉

神奈川会場

- ・改正の意味、必要性、役割がよく分かりました。
- ・協議体・生活支援コーディネーターの役割等が分かった。自分たちの町で何ができるか考えていきたい。

東京会場

- ・複雑な制度であるため、事例も入れてこのようなセミナーがあると良いと思います。無料であることも良かった。これから市民も参加していくことなので、これからも分かりやすい情報提供をよろしくお願い致します。

〈市民参加による生活支援サービスについて理解がすすんだ〉

神奈川会場

- ・具体的な市民参加型生活支援サービスの取り組みや、実践展開方法を学ぶことが出来て良かった。地域の実情をいかに把握し住民に届けていくかが大切だと思った。
- ・事例報告で、目的と対応策の説明がはっきりしていてとても分かりやすかった。

東京会場

- ・事例が大変良かった。事例の時間をそれぞれに多く、かつ参加者と交流（やりとり）できるとありがたかったです。
- ・サービス B 型の組織化の課題等が整理できた。

〈協議体形成と中間支援の役割について理解がすすんだ〉

神奈川会場

- ・地域ケア会議と協議体の違いが理解できた。
- ・中間支援の事例が参考になりました。
- ・「生活支援コーディネーター」「中間支援」について言葉の整理ができた。

- ・生活支援コーディネーターと協議体などについて理解が深まった。当町でも是非、今日の研修を参考に事業を立ち上げたいと思った。

愛知会場

- ・市民参加でこれから活動してもらうことの必要性は良く理解ができました。しかし、それを市民にいかに役割を担っていただくか、その意識づけがなかなか難しくそれを支援するのが中間支援組織であり、その必要性も理解できました。

東京会場

- ・生活支援コーディネーター、協議体がどのようなものでどのような動きを実際にすればよいのか分からなくなっていたので、とても分かりやすい研修でした。

〈自分たちの地域でやるべきことがわかった〉

神奈川会場

- ・社会参加と介護予防効果の関係についての資料を見て、要支援の方だけではなく支援してくれる高齢者にとっても「介護予防になる」と自信を持って話ができます。これからの活動に役立てたいと思います。

〈周辺自治体の情報共有ができた〉

愛知会場

- ・他市町の進み具合が良くわかった。
- ・他の市町村の生活支援サービスの実例を知ることができ、参考になりました。
- ・行政（市町）により温度差を感じた。行政自身にも出席するように働きかけてほしい。

東京会場

- ・他の市町村で活動されている方々の動向が判って良かった。
- ・2市の先進事例が学べてとても良かった。
- ・多摩市の協議体の設立準備など良く解り、よかったです。

〈感想、意見等〉

神奈川会場

- ・事業の立ち上げや地域へ入るプロセスが具体的に分かるといいと思いました。本人の強みに着目することは大切だと思いました。本人が施設に入りたいといえそちらの気持ちを大切にしていけることも大切なのかな。

愛知会場

- ・本日学んだことを、どう行政に伝えるか…これが課題です。
- ・地域への周知・混乱が心配です。

東京会場

- ・発想をやわらかくすることが必要なことを改めて大切だと思いました。
- ・これからの介護の問題点が資料と講演で良く解りました。仲間にもしっかり伝えようと思います。

4) 演習、グループワークを体験して良かった点

自由記述の内容を大まかに分類した。

〈協議体運営のシミュレーションができた〉

神奈川会場

- ・協議体の司会進行など具体的な例が出ていて良かった。
- ・具体的な対応方法が体験できて、分かりやすかったのが良かったです。
- ・具体的に事例を通して会議の役割や自己の考え等を理解できた。
- ・協議体レベルでの検討方法が具体的に分かって良かった。包括レベルでの地域ケア会議でも活用できるポイントがあったと思います。
- ・協議体のイメージをつかむことができた点が良かったです。
- ・今後、協議会を運営していくなかでどのように進めていけば良いか、参考になりました。
- ・協議体で行う会議を実際に体験し、会議への進め方や内容を理解することができた。
- ・一人の人に必要な具体的支援について検討することで、協議体の役割イメージがもてた。
- ・第1層でこの様なワークをすることも有効であることが学べた。
- ・有効なケア会議の行い方が分かり、大変勉強になりました。

愛知会場

- ・協議体の進め方の参考となった。
- ・地域アセスメントの実習で考え方・手法を学ぶことが出来たと思います。
- ・どのように生活支援サービスをつくっていくのかが分かったような気がした。事例検討の仕方（見方・考え方）を間違えてはいけないと感じました。
- ・地域アセスメントについて体験できて良かった。
- ・協議体のイメージがよりわいてきました。課題解決はもちろん、情報や目標の共有が大切だと分かりました。
- ・協議体での司会進行の方法が分かった。自分の支援の方法に偏りがあることが分かった。
- ・事例を用いたアセスメントの手法について知ることができて良かった。地域レベルでの検討で有効と思った。
- ・前向きな意見をいうことを宣言する…ということが良いと思った。できることを探す視点に気づかされた。

東京会場

- ・これからいろいろ開発が進む地域の活動をこうした演習を通して活動を普及していくことが効果的である。
- ・司会をしたので、会議の進め方がわかり良かったです。

- ・支援に結び付けるには本人の生活の内容をよく読み取っていくことが鍵になることが分かった。
- ・協議体が先ずすべき点として、①何をサービスの中に求めるのか ②サービスではなく、自立支援の再確認が必要だと分かった。
- ・具体的すすめ方がよく分かり、ポイントなどコメントもあって大変よかった。
- ・実際のすすめ方が実演できて分かりやすかった。ただ、現実にあるサービスや資源を考えると頭が痛い…。

〈意見交換、情報の共有ができた〉

神奈川会場

- ・他の自治体や他職種の方、行政の方とご一緒できて良かったです。
- ・色々な分野の方と率直な意見交換ができました。また、様々な人で意見を出し合うことの大切さを感じました。
- ・県外からの参加のため、神奈川県の話が聞けて良かった。行政やNPO、社会福祉法人など参加者が様々で、意見も様々出て良かったです。
- ・専門職の方々の視点がとても勉強になった。事務職・専門職が協議体演習というテーマで混合で研修できたことが良かったです。
- ・自分だけの発想では限りがあるが、他のメンバーとのディスカッションで色々な角度から検討することが学べて良かったです。
- ・包括支援センターや行政職員の視点でグループワークができて面白かったです。

愛知会場

- ・個人的に発言することが不得意なので、付箋紙を使った発表の仕方や時間を決めた進め方で、楽しく参加できました。
- ・後半からの参加でしたが、グループワークでの支援アセスメントについての話し合いが参考になりました。
- ・他グループも含め、具体的な支援方法や視点を聞いて参考になった。
- ・いろいろな立場の方と交流できて良かった。
- ・自分では気づかない意見もあり、大変有意義であった。
- ・色々な人の違った面での対応が共有できた。
- ・自分にはない発想をされていたため、とても参考になりました。

東京会場

- ・多くの方の意見や、取組みを伺うことができました。多様な視点を学びました。
- ・いつも同じ職種や専門職で事例検討をするので、活動者の方々と事例検討ができて良かった。グループワークでのルール（例えば相手を尊重しながら意見を言う）の説明も必要になると思った。
- ・事例検討の進め方、留意点等を改めて学ぶことができました。担い手の議論になりがち、という言葉にはっ！とさせられました。何に困っているのか何が必要かということ、考えていくことが重要だということについて理解を深めることができました。

- ・6名で和やかに進行しました。柔軟な考え方の人、認知症のご家族に考えがおよぶ人、食に想いがいく人等 多様なメンバーでシャッフルの醍醐味を感じました。ありがとうございました。
- ・協議体参加者の意気込みを学んだ気がします。住民を孤立化させない必死さが伝わってきました。
- ・事例に基づいての演習で様々な人たちの意見が聞けたり、考え方の違いによって対応する方法が変わるなど、とても勉強になりました。
- ・いろいろな職種、住民の方よりたくさんの意見が聞けた。
- ・シンプルな事例だったが、発想を豊かにすることができた。
- ・異なる意見・気づきを得られてよかったです。
- ・色々な方面に携わっている方と話し合い、自分では考えたことがない意見が出たことは大変楽しかった。

〈その他 演習を通して気づいたこと〉

神奈川会場

- ・自治体の規模によって考え方、取り組みの違いが大きいことが分かった。
- ・サービスありきの考え方だと、視野が狭くなると改めて感じた。

愛知会場

- ・意見をまとめるには多くの時間が必要であることを改めて認識した。
- ・目標像や支援策は今までの介護保険の考え方が抜けず、なかなか考えが思いつかず難しかった。
- ・体験することにより自分の理解不足が良く分かりました。

東京会場

- ・この人の為に何をしてあげたらいいのか。いろいろな立場の人が話し合っただけでなく、考えて創っていく視点が大切だと実感しました。
- ・クライアントの目標像について、支援者側の視点で考えてしまいがちなのを反省する機会となった。
- ・「このまま」でいないために支援策を考える。与えるばかりでなく、何かの役割を担うことも必要。地域全体で支え合うことが重要。
- ・共有できる。他の考え方を知る。グループワークは良いですね！
- ・協議体の進め方について苦慮していますが、協議体の中で事例検討もしながら生活支援サービスに結び付けていくのもいい方法だと思いました。
- ・様々な考え方が出ましたが、介護保険から見方を変えることが課題かな？ 新しいニーズを見つけるのはすぐできるが、それを作り上げるのは大変だと思う。そのあたりの技法も身に付けたいと演習の中で得たところです。

〈要望、改善点〉

神奈川会場

- ・地域ケア会議と協議体での事例検討の違いが完全に飲み込めませんでした。
- ・包括が地区単位で開催している地域ケア会議と、これから設置しようとしている第2層の協議体との違いや、役割分担について疑問が残った。
- ・演習についてももう少し協議体としての地域アセスメント方法や、サービス開発について具体的に学びたかった。

愛知会場

- ・演習体験がかけ足で、もう少し時間をとってほしいと思った。

東京会場

- ・もう少し時間の枠をゆったり設定してほしかった。事例検討はとても面白かった。
- ・演習時間がもう少し多くとってもらえると考え方をまとめる参考になるので、少し短くて残念でした。ですが、協議体への理解が深まって良かったです。

5) 今後、このような生活支援サービスや協議体形成、中間支援機能等に関する研修会・セミナーに他のスタッフを参加させたいと思うか

「ぜひ参加させたい」との回答率にはややばらつきがあったものの、「ぜひ参加させたい」「どちらかと言えば参加させたい」を合わせると、3会場ではほぼ全員の回答者が参加させたいと答えており、今後も市民参加による生活支援サービスの視点から研修会を実施することへのニーズの高さがうかがえる。

表5-4 他のスタッフに参加を勧めたいか

	神奈川会場	愛知会場	東京会場
ぜひ参加させたい	57%	68%	65%
どちらかと言えば参加させたい	40%	30%	33%
あまり参加させたくない	3%	2%	2%
参加させたくない	0%	0%	0%

6) 研修全体に関する意見・感想・要望

〈内容・時間について〉

- ・もう少し財源も含めた中間支援組織の事例にしてもらえたら良かった。人口規模に応じた内容のすみ分けをしてもらえると助かります。
- ・午前中の講義で具体的に実際に行える事や、形式的な表現があれば良かった。
- ・話が早すぎてついていけない。プログラムを複数回に分けるなど、1つのことに時間をかけて取り組めるようにしてほしい。
- ・講義の内容に横文字が多く気になった。もっと分かりやすく一般の人がわかる言葉を使

ってほしい。役所の説明もかたい・早口なので、意味を追うことに精一杯だった。

- ・それぞれの講義が足早で、理解するのが難しい場面がありました。
- ・盛りだくさんで充実していました。でも少しかけ足すぎたような気もします（じっくり聞きたいお話もあった）。ありがとうございました。
- ・活動者が多数参加している研修会ではやさしい言葉（例：コープロダクション→分からなかった）を使って欲しいと思います。記録用の写真やビデオを撮るときは、参加者にことわるべきだと思う。

〈要望〉

- ・行政（市町）により温度差を感じた。行政自身にも出席するように働きかけてほしい。
- ・都内で先行している国立市の事例が聞きたい。
- ・生活支援コーディネーターが配置されたら再度、同内容の研修をしていただけますと助かります。

〈感想〉

- ・研修資料が充実していた。
- ・町内の NPO 法人の職員からの紹介で参加しました。協議体、生活支援コーディネーターは平成 27 年 9 月から設置していますが、具体的にどんな活動をしたら良いのかを検討中です。今日の研修会に参加することで、自分たちの行うべきことを考える機会となりました。ありがとうございました。
- ・このような場を設けていただき、ありがとうございました。勉強になりました。
- ・これから包括支援センターの情報を増やしていかなければと思う。
- ・このセミナーから私の団体が何ができるかを自治体にアピールしていく必要性を感じた。自治体・事業所・市民と一緒に考えなければこの制度は良くなるということが理解できた。

3 まとめ

本年度は介護保険改正の開始年である。市町村による地域支援事業の移行に向けた生活支援体制整備が本格的に動き出すことになってはいるものの、その取り組みの現状は市町村によって大きく異なるのが現状である。そこで本研修では、地域支援事業への移行の第一歩となる協議体の形成・運営を念頭に、協議体を形成することとなる関係諸機関を対象として、地域の実情に応じた協議体形成を支援することを目的とした。研修の策定・実施にあたっては、自治体および中間支援組織・関係各機関への訪問調査や、都道府県・市町村および中間支援組織に対するアンケート調査によって明らかになった好事例や実施状況を参考とした。

神奈川会場、愛知会場、東京会場それぞれには、当該地域の自治体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO 法人・市民活動団体、社会福祉法人、生活協同組合、企業、地縁団体など、協議体を形成し、また地域に必要な生活支援サービスの創出・提供にかか

わる多様な関係者が出席した。立場の違いを超えて相互に情報を共有し、協議体の形成、あるいは地域支援事業への移行という共通の目標に向かって協働し合う環境を提供することができた。

研修では、協議体や生活支援コーディネーターに期待される役割・機能の理解や市民参加による生活支援サービスを推進するうえでの取り組みについて、中間支援組織や自治体の好事例をもとに紹介した。参加者からは、今回の介護保険改正、協議体形成や中間支援組織の役割が理解できた、自分たちの課題が整理できたとの意見が見られた。参加者が本研修を契機として、それぞれの地域で具体的な取り組みを始めるための支援となったと考えられる。

また、演習・グループワークでは、協議体の具体的な役割が把握できたこと、地域におけるアセスメントの手法から生活支援サービスの実践的な創出方法を学べたことなどを評価する意見が多かった。さらに、地域の多様な関係者が共通の課題について演習を行ったことで、多様な主体による事業の実施についての理解が深まったとの評価があった。

市町村における地域支援事業を支える協議体の形成・運営や生活支援コーディネーターの配置は、全国を見渡せば先行して取り組んでいる自治体での先駆的な事例があるとはいえ、来年度以降、本格に取り組む自治体がまだまだ多いのが実情である。本研修のように、自治体担当者や地域包括支援センター、中間支援組織など多様な関係機関がともに学ぶ機会はますます重要になる。それぞれの地域での取り組みを集約・評価し、自治体や関係各機関での実施・運営を支援するような体制の整備が必要となろう。

6章 まとめと提言

本調査事業では中間支援機能に着目し、協議体における地域資源の開発、サービス創出にいか
に寄与できるかを明らかにするために、主には市区町村における生活支援体制整備の課題と中間
支援の現況と役割についてアンケートと訪問調査を行い、実際の課題を把握することで自治体や
協議体関係者、NPO など生活支援サービスの提供組織を対象にした「市民参加による生活支援サ
ービスの創出推進に向けた協議体形成支援セミナー」を開催した。

一般型中間支援組織（NPO支援センター、市民活動センターほか）、領域特定型中間支援組織、
ボランティアセンター（茨城県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、熊本県の各都府県内にある
もの）を対象に行った中間支援機能に関する調査からは、1）団体の立ち上げや運営に関わる支
援、2）サービスの維持・拡大や質の向上に関わる支援、3）ボランティア育成の仕方と対象、
4）資金や物品の獲得支援や提供に関わる支援、5）ネットワークづくりに関わる支援、6）政
策提言の機能について、市民参加による生活支援サービスの創出・育成に資する「資源開発」「ネ
ットワーク構築」の機能に強みを発揮していることがわかった。

また訪問やセミナーにて自治体の担当者からは、新しい制度の移行・進め方についてまだよく
分からないという声が寄せられた。そこで、各セミナーでは自治体の属性を越えたメンバーにて
グループワークを行ったことで、周辺自治体の状況が参考になった、また情報交換をすることで
解決の糸口がつかめたなどの声が多数寄せられた。こうした自治体からの要望に応えるためにも、
自治体を越えた情報交換の場と生活支援サービス構築と人材養成のノウハウの共有化も望まれる。

以下に、「市民参加による生活支援サービスの創出・推進に向けた、協議体形成に資する中間支
援組織の活用に関する調査研究事業」委員会及び事業を通じて明らかになったことをまとめる。

1. 市民参加による生活支援を推進するための自治体を跨ぐ共有指針の策定

アンケート調査からも自治体は体制整備事業をすすめる上で、人材や全体的な進め方が課題
であるとしているので、人材養成やサービス提供のノウハウをいくつかの自治体を跨ぐような
形で蓄積するような協力関係を築くことが必要なのではないだろうか。さらに市民参加による
生活支援サービスを推進するための環境整備（公共施設の活用、活動資金の補助）等、社会資
源の活用もガイドラインに盛り込み、ボランティアやリーダー養成または団体の育成などの共
通指針を作成していくことが望まれる。

2. 庁内連携の推進

人・もの・情報といった社会的資本の発掘には、あらゆる分野の人が参加する協議体の形成
が望まれるとされている。同様に、地域が持っている資源として、例えば生活支援サービス提
供拠点として学校の余裕教室、公民館や自治会館、または社会福祉協議会やその他の社会福祉
法人が有する施設、あるいは市民活動を支援する施設など自治体の福祉部署以外が管轄する施
設などの使用状況等を調べ、活用できる可能性がある。

同様に、人材の育成に関しても生活支援サービスの担い手として独立して人材養成を図るこ

とも必要だが、生涯学習や社会教育、シルバー人材センターの人材養成等現在行われている自治体内での多様な研修プログラムに「生活支援」という観点を加えることで、より広い年齢層や分野に対して人材の発掘と養成につながると考えられる。そのためにも、行政組織は庁内を横断するような仕組みをもって、生活支援サービスの創出や協議体の活動に活かしていくことが求められる。

3. 協議体支援に関する中間支援機能の活用

中間支援組織は、人・もの・情報といった社会的資本を把握することが得意な面を有しており、広い視点にてボランティア募集のノウハウや他団体との連絡調整機能に長けている。また地域においては、特定のキーパーソンや個別の社会資源の発掘など柔軟に地域を耕す「まちづくり」という観点を持って活動しており、個別のサービス提供団体が他機関とのネットワーク構築を働きかける中で中間支援「機能」を発揮している場合もある。

自治体は、生活体制整備事業や総合事業を進める上で人材の発掘や養成等を苦手としているので、中間支援組織の「人・もの・情報」等の把握と活用能力を積極的に取り入れるために協議体の構成員として、あるいは広域的に活動する中間支援組織の場合は協議体運営に係るアドバイザーとして活用することが望まれる。